# 長野市の環境関連基準のしおり

令和7年(2025年)7月 環境部環境保全温暖化対策課

# 目 次

		頁
<b>♦</b> 1	法令等の届出 早見表	11
<b>♦</b> 2	水質関係	
(1)	水質に係る環境基準	
ア	人の健康の保護に関する環境基準・地下水の水質汚濁に係る環境基準	2
1	人の健康の保護に関する要監視項目及び指針値	3
Ċ	生活環境の保全に関する環境基準	4
I	水生生物の保全に係る水質環境基準	6
オ	水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定状況	7
カ	主要河川湖沼水質測定地点概略図	8
(2)	規制法令等の概要	
ア	水質汚濁防止法	9
1	長野県良好な生活環境の保全に関する条例の排水項目	9
Ċ	長野市公害防止条例の排水項目	9
(3)	届出について	9
(4)	水質汚濁防止法の規制基準等	9
		10
ア	特定施設	10
イ	水質汚濁防止法第3条第1項に基づく一律排水基準	15
ウ	水質汚濁防止法第12条の3に基づく特定地下浸透水の浸透の制限	19
エ	水質汚濁防止法第3条第3項に基づく上乗せ排水基準	19
オ	長野県良好な生活環境の保全に関する条例の規定による排水基準	21
カ	長野市公害防止条例の規定による規制基準	21
<b>♦</b> 3	大気関係	
(1)	大気にかかる環境基準	
ア	大気の汚染に係る環境基準	22
1	有害大気汚染物質等の指針値	22
ウ	緊急時の措置、要請基準及び指針等	23
(2)	規制法令等の概要	
ア	大気汚染防止法	$\sim$ 4
)-	八×1/J未则止冱	24
1	大気汚染的止法   長野県良好な生活環境の保全に関する条例の大気汚染項目	24 
· .		
1	長野県良好な生活環境の保全に関する条例の大気汚染項目	24
イ (3)	長野県良好な生活環境の保全に関する条例の大気汚染項目 届出について	24
イ (3) (4)	長野県良好な生活環境の保全に関する条例の大気汚染項目 届出について 排出基準等 ばい煙発生施設及び規制項目一覧(政令別表)	24 24 25
イ (3) (4) ア	長野県良好な生活環境の保全に関する条例の大気汚染項目 届出について 排出基準等 ばい煙発生施設及び規制項目一覧(政令別表) ばい煙発生施設に係る排出基準等	24 24 25 27
イ (3) (4) ア イ	長野県良好な生活環境の保全に関する条例の大気汚染項目 届出について 排出基準等 ばい煙発生施設及び規制項目一覧(政令別表) ばい煙発生施設に係る排出基準等 揮発性有機化合物排出施設及び排出基準	24 24 25 27 37
(3) (4) アイウエ	長野県良好な生活環境の保全に関する条例の大気汚染項目 届出について 排出基準等 ばい煙発生施設及び規制項目一覧(政令別表) ばい煙発生施設に係る排出基準等 揮発性有機化合物排出施設及び排出基準 一般粉じん発生施設及び構造・使用管理基準	24 24 25 27 37 39
、イ(3) (4) アイウエオ	長野県良好な生活環境の保全に関する条例の大気汚染項目 届出について 排出基準等 ばい煙発生施設及び規制項目一覧(政令別表) ばい煙発生施設に係る排出基準等 揮発性有機化合物排出施設及び排出基準 一般粉じん発生施設及び構造・使用管理基準 特定粉じん発生施設及び敷地境界基準	24 24 25 27 37 39 39
, イ(3) (4) アイウエオカ	長野県良好な生活環境の保全に関する条例の大気汚染項目 届出について 排出基準等 ばい煙発生施設及び規制項目一覧(政令別表) ばい煙発生施設に係る排出基準等 揮発性有機化合物排出施設及び排出基準 一般粉じん発生施設及び構造・使用管理基準 特定粉じん発生施設及び敷地境界基準 特定粉じん排出等作業及び作業基準	24 24 25 27 37 39 39 40
イ(3)4)アイウエオカキ	長野県良好な生活環境の保全に関する条例の大気汚染項目 届出について 排出基準等 ばい煙発生施設及び規制項目一覧(政令別表) ばい煙発生施設に係る排出基準等 揮発性有機化合物排出施設及び排出基準 一般粉じん発生施設及び構造・使用管理基準 特定粉じん発生施設及び敷地境界基準 特定粉じん排出等作業及び作業基準 水銀排出施設及び排出基準	24 24 25 27 37 39 39 40 42
(3)(4)アイウエオカキ(5)	長野県良好な生活環境の保全に関する条例の大気汚染項目 届出について 排出基準等 ばい煙発生施設及び規制項目一覧(政令別表) ばい煙発生施設に係る排出基準等 揮発性有機化合物排出施設及び排出基準 一般粉じん発生施設及び構造・使用管理基準 特定粉じん発生施設及び敷地境界基準 特定粉じん排出等作業及びを業基準 な銀排出施設及び排出基準 指定物質排出施設及び指定物質抑制基準	24 24 25 27 37 39 39 40 42 46
イ(3)4)アイウエオカキ	長野県良好な生活環境の保全に関する条例の大気汚染項目 届出について 排出基準等 ばい煙発生施設及び規制項目一覧(政令別表) ばい煙発生施設に係る排出基準等 揮発性有機化合物排出施設及び排出基準 一般粉じん発生施設及び構造・使用管理基準 特定粉じん発生施設及び敷地境界基準 特定粉じん排出等作業及び軟造界基準 特定粉じん排出等作業及び作業基準 水銀排出施設及び排出基準 長野県良好な生活環境の保全に関する条例の規定による大気に係る規制基	24 24 25 27 37 39 39 40 42
(3)(4)アイウエオカキ(5)(6)	長野県良好な生活環境の保全に関する条例の大気汚染項目 届出について 排出基準等 ばい煙発生施設及び規制項目一覧(政令別表) ばい煙発生施設に係る排出基準等 揮発性有機化合物排出施設及び排出基準 一般粉じん発生施設及び構造・使用管理基準 特定粉じん発生施設及び敷地境界基準 特定粉じん排出等作業及び軟造界基準 特定粉じん排出等作業及び作業基準 水銀排出施設及び排出基準 指定物質排出施設及び指定物質抑制基準 長野県良好な生活環境の保全に関する条例の規定による大気に係る規制基 準及び管理基準	24 24 25 27 37 39 39 40 42 46 47
(3)(4)アイウエオカキ(5)(6) (7)	長野県良好な生活環境の保全に関する条例の大気汚染項目 届出について 排出基準等 ばい煙発生施設及び規制項目一覧(政令別表) ばい煙発生施設に係る排出基準等 揮発性有機化合物排出施設及び排出基準 一般粉じん発生施設及び構造・使用管理基準 特定粉じん発生施設及び敷地境界基準 特定粉じん排出等作業及び作業基準 水銀排出施設及び排出基準 指定物質排出施設及び指定物質抑制基準 長野県良好な生活環境の保全に関する条例の規定による大気に係る規制基 準及び管理基準 事故時の措置	24 24 25 27 37 39 39 40 42 46
、イ(3)(4)アイウエオカキ(5)(6) (7)(4)	長野県良好な生活環境の保全に関する条例の大気汚染項目 届出について 排出基準等 ばい煙発生施設及び規制項目一覧(政令別表) ばい煙発生施設に係る排出基準等 揮発性有機化合物排出施設及び排出基準 一般粉じん発生施設及び構造・使用管理基準 特定粉じん発生施設及び敷地境界基準 特定粉じん排出等作業及び作業基準 水銀排出施設及び排出基準 指定物質排出施設及び指定物質抑制基準 長野県良好な生活環境の保全に関する条例の規定による大気に係る規制基準及び管理基準 事故時の措置 ダイオキシン関係	24 24 25 27 37 39 39 40 42 46 47
(3)(4)アイウエオカキ(5)(6) (7)	長野県良好な生活環境の保全に関する条例の大気汚染項目 届出について 排出基準等 ばい煙発生施設及び規制項目一覧(政令別表) ばい煙発生施設に係る排出基準等 揮発性有機化合物排出施設及び排出基準 一般粉じん発生施設及び構造・使用管理基準 特定粉じん発生施設及び敷地境界基準 特定粉じん排出等作業及び作業基準 水銀排出施設及び排出基準 指定物質排出施設及び指定物質抑制基準 長野県良好な生活環境の保全に関する条例の規定による大気に係る規制基 準及び管理基準 事故時の措置 ダイオキシン関係 法令等の概要	24 24 25 27 37 39 39 40 42 46 47
イ(3)(4)アイウエオカキ(5)(6) (7)4(1)	長野県良好な生活環境の保全に関する条例の大気汚染項目 届出について 排出基準等 ばい煙発生施設及び規制項目一覧(政令別表) ばい煙発生施設に係る排出基準等 揮発性有機化合物排出施設及び排出基準 一般粉じん発生施設及び構造・使用管理基準 特定粉じん発生施設及び敷地境界基準 特定粉じん排出等作業及び作業基準 水銀排出施設及び排出基準 指定物質排出施設及び指定物質抑制基準 長野県良好な生活環境の保全に関する条例の規定による大気に係る規制基 準及び管理基準 事故時の措置 ダイオキシン関係 法令等の概要	24 24 25 27 37 39 39 40 42 46 47 48
イ(3)(4)アイウエオカキ(5)(6) (7)◆(1) (2)	長野県良好な生活環境の保全に関する条例の大気汚染項目 届出について 排出基準等 ばい煙発生施設及び規制項目一覧(政令別表) ばい煙発生施設区係る排出基準等 揮発性有機化合物排出施設及び排出基準 一般粉じん発生施設及び構造・使用管理基準 特定粉じん発生施設及び敷地境界基準 特定粉じん排出等作業及び作業基準 水銀排出施設及び排出基準 指定物質排出施設及び指定物質抑制基準 長野県良好な生活環境の保全に関する条例の規定による大気に係る規制基準及び管理基準 事故時の措置 ダイオキシン関係 法令等の概要 ダイオキシン類対策特別措置法 ダイオキシン類に関する環境基準	24 24 25 27 37 39 39 40 42 46 47 48
、イ(3)(4)アイウエオカキ(5)(6) (7)(4)(1) (2)(3)	長野県良好な生活環境の保全に関する条例の大気汚染項目 届出について 排出基準等 ばい煙発生施設及び規制項目一覧(政令別表) ばい煙発生施設区係る排出基準等 揮発性有機化合物排出施設及び排出基準 一般粉じん発生施設及び樹造・使用管理基準 特定粉じん発生施設及び敷地境界基準 特定粉じん排出等作業及び作業基準 水銀排出施設及び排出基準 指定物質排出施設及び排出基準 長野県良好な生活環境の保全に関する条例の規定による大気に係る規制基準 及び管理基準 事故時の措置 ダイオキシン関係 法令等の概要 ダイオキシン類対策特別措置法 ダイオキシン類に関する環境基準 届出について	24 24 25 27 37 39 39 40 42 46 47 48
、イ3(4)アイウエオカキ(5(6) (7)4(1) (2)3(4)	長野県良好な生活環境の保全に関する条例の大気汚染項目 届出について 排出基準等 ばい煙発生施設及び規制項目一覧(政令別表) ばい煙発生施設に係る排出基準等 揮発性有機化合物排出施設及び排出基準 一般粉じん発生施設及び構造・使用管理基準 特定粉じん発生施設及び敷地境界基準 特定粉じん排出等作業及び作業基準 水銀排出施設及び排出基準 指定物質排出施設及び指定物質抑制基準 長野県良好な生活環境の保全に関する条例の規定による大気に係る規制基準及び管理基準 事故時の措置 ダイオキシン関係 法令等の概要 ダイオキシン類対策特別措置法 ダイオキシン類に関する環境基準 届出について 特定施設及び規制基準	24 24 25 27 37 39 39 40 42 46 47 48
、イ3(4)アイウエオカキ(5(6) (7)4(1) (2)3(4)ア・	長野県良好な生活環境の保全に関する条例の大気汚染項目 届出について 排出基準等 ばい煙発生施設及び規制項目一覧(政令別表) ばい煙発生施設に係る排出基準等 揮発性有機化合物排出施設及び排出基準 一般粉じん発生施設及び構造・使用管理基準 特定粉じん発生施設及び敷地境界基準 特定粉じん排出等作業及び作業基準 水銀排出施設及び排出基準 指定物質排出施設及び指定物質抑制基準 長野県良好な生活環境の保全に関する条例の規定による大気に係る規制基 準及び管理基準 事故時の措置 ダイオキシン関係 法令等の概要 ダイオキシン類に関する環境基準 届出について 特定施設及び規制基準 大気基準適用施設及び基準	24 24 25 27 37 39 39 40 42 46 47 48 49 49 50
、イ3(4)アイウエオカキ(5(6) (7)41) (2)3(4)アイ	長野県良好な生活環境の保全に関する条例の大気汚染項目 届出について 排出基準等 ばい煙発生施設及び規制項目一覧(政令別表) ばい煙発生施設に係る排出基準等 揮発性有機化合物排出施設及び排出基準 一般粉じん発生施設及び構造・使用管理基準 特定粉じん発生施設及び敷地境界基準 特定粉じん排出等作業及び作業基準 水銀排出施設及び排出基準 指定物質排出施設及び指定物質抑制基準 長野県良好な生活環境の保全に関する条例の規定による大気に係る規制基準及び管理基準 事故時の措置 ダイオキシン関係 法令等の概要 ダイオキシン類が策特別措置法 ダイオキシン類が策特別措置法 ダイオキシン類に関する環境基準 届出について 特定施設及び規制基準 大気基準適用施設及び基準 水質基準適用施設及び基準	24 24 25 27 37 39 39 40 42 46 47 48
、イ3(4)アイウエオカキ(5(6) (7)4(1) (2)3(4)アイ5	長野県良好な生活環境の保全に関する条例の大気汚染項目 届出について 排出基準等 ばい煙発生施設及び規制項目一覧(政令別表) ばい煙発生施設に係る排出基準等 揮発性有機化合物排出施設及び排出基準 一般粉じん発生施設及び構造・使用管理基準 特定粉じん発生施設及び敷地境界基準 特定粉じん排出等作業及び作業基準 水銀排出施設及び排出基準 指定物質排出施設及び指定物質抑制基準 長野県良好な生活環境の保全に関する条例の規定による大気に係る規制基準及び管理基準 事故時の措置 ダイオキシン関係 法令等の概要 ダイオキシン類対策特別措置法 ダイオキシン類に関する環境基準 届出について 特定施設及び規制基準 大気基準適用施設及び基準 水質基準適用施設及び基準	24 24 25 27 37 39 39 40 42 46 47 48 49 49 50
、イ3(4)アイウエオカキ(5(6) (7)4(1) (2)3(4)アイ5(1)	長野県良好な生活環境の保全に関する条例の大気汚染項目 届出について 排出基準等 ばい煙発生施設及び規制項目一覧(政令別表) ばい煙発生施設に係る排出基準等 揮発性有機化合物排出施設及び排出基準 一般粉じん発生施設及び構造・使用管理基準 特定粉じん発生施設及び敷地境界基準 特定粉じん排出等作業及び作業基準 水銀排出施設及び排出基準 指定物質排出施設及び排定物質抑制基準 長野県良好な生活環境の保全に関する条例の規定による大気に係る規制基準及び管理基準 事故時の措置 ダイオキシン関係 法令等の概要 ダイオキシン類に関する環境基準 届出について 特定施設及び規制基準 大気基準適用施設及び基準 水質基準適用施設及び基準 水質基準適用施設及び基準	24 24 25 27 37 39 39 40 42 46 47 48 49 49 50 50
、イ3(4)アイウエオカキ(5(6) (7)4(1) (2)3(4)アイ5	長野県良好な生活環境の保全に関する条例の大気汚染項目 届出について 排出基準等 ばい煙発生施設及び規制項目一覧(政令別表) ばい煙発生施設に係る排出基準等 揮発性有機化合物排出施設及び排出基準 一般粉じん発生施設及び構造・使用管理基準 特定粉じん発生施設及び敷地境界基準 特定粉じん排出等作業及び作業基準 水銀排出施設及び排出基準 指定物質排出施設及び排定物質抑制基準 長野県良好な生活環境の保全に関する条例の規定による大気に係る規制基準及び管理基準 事故時の措置 ダイオキシン関係 法令等の概要 ダイオキシン類に関する環境基準 届出について 特定施設及び規制基準 大気基準適用施設及び基準 水質基準適用施設及び基準 水質基準適用施設及び基準	24 24 25 27 37 39 39 40 42 46 47 48 49 49 50 50
、イ3(4)アイウエオカキ(5(6) (7)4(1) (2)3(4)アイ5(1)	長野県良好な生活環境の保全に関する条例の大気汚染項目 届出について 排出基準等 ばい煙発生施設及び規制項目一覧(政令別表) ばい煙発生施設及び規制項目一覧(政令別表) ばい煙発生施設及び規制項目一覧(政令別表) がの発生施設及び構出基準 一般粉じん発生施設及び関連基準 特定粉じん発生施設及び敷地境界基準 特定粉じん排出等作業及び作業基準 水銀排出施設及び排出基準 指定物質排出施設及び指定物質抑制基準 長野県良好な生活環境の保全に関する条例の規定による大気に係る規制基準及び管理基準 事故時の措置 ダイオキシン関係 法令等の概要 ダイオキシン類対策特別措置法 ダイオキシン類に関する環境基準 届出について 特定施設及び規制基準 大気基準適用施設及び基準 繁音・振動関係 日報の環境基準 日本にの環境基準 「最近にの環境基準	24 24 25 27 37 39 39 40 42 46 47 48 49 49 50 50 51
、イ3(4)アイウエオカキ(5)6 (7)4(1) (2)3(4)アイ5(1)ア	長野県良好な生活環境の保全に関する条例の大気汚染項目 届出について 排出基準等 ばい煙発生施設及び規制項目一覧(政令別表) ばい煙発生施設に係る排出基準等 揮発性有機化合物排出施設及び排出基準 一般粉じん発生施設及び構造・使用管理基準 特定粉じん発生施設及び敷地境界基準 特定粉じん排出等作業及び作業基準 水銀排出施設及び排出基準 指定物質排出施設及び排定物質抑制基準 長野県良好な生活環境の保全に関する条例の規定による大気に係る規制基準及び管理基準 事故時の措置 ダイオキシン関係 法令等の概要 ダイオキシン類に関する環境基準 届出について 特定施設及び規制基準 大気基準適用施設及び基準 水質基準適用施設及び基準 水質基準適用施設及び基準	24 24 25 27 37 39 39 40 42 46 47 48 49 49 50 50

オ	新幹線騒音に係る環境基準	52
(2)	規制法令等の概要	
ア	騒音規制法・振動規制法	53
1	長野県良好な生活環境の保全に関する条例の騒音規制	53
	長野市公害防止条例の騒音規制	53
-	展出について	<u> </u>
(3)		
ア	特定施設の届出	53
1	特定建設作業の届出	53
(4)	特定施設及び特定建設作業	
ア	特定施設の一覧	54
イ	特定建設作業の一覧	55
ウ	深夜営業騒音の規制対象	55
(5)	規制基準等	
ア	特定工場等において発生する騒音の規制基準	56
1	特定工場等において発生する振動の規制基準	56
	特定建設作業に係る騒音・振動規制基準	56
I	商業宣伝行為に係る拡声機に関する規制基準	57
オ	同葉単位11   同にはる加円機に関する規制基準	58
		56
(6)	道路交通騒音・振動の要請限度	
ア	交通規制の騒音要請限度	59
イ	交通規制の振動要請限度	59_
<b>♦</b> 6	悪臭関係	
(1)	法令等の概要	
ア	悪臭防止法	60
(2)		
ア	規制地域区分	60
1	規制基準等	60
	参考	62
<b>♦</b> 7		02
(1)	法令の概要	
		C 4
ア	長野市公害防止条例の地下水項目	64
(2)	届出について	64
♦8	土壌汚染関係	
(1)	土壌の汚染に係る環境基準	65
(2)	法令等の概要	
ア	土壌汚染対策法	66
イ	長野市公害防止条例の土壌汚染項目	66
(3)	届出について	66
(4)	基準及び調査項目	
ア	特定有害物質使用状況調査項目	68
(5)	特定有害物質と指定基準	68
<b>♦</b> 9	土砂流出・運搬時の粉じん関係	
(1)	法令等の概要	
ア	長野市公害防止条例の土砂流出防止・積載物管理の項目	69
,		09
<b>♦</b> 10	公害防止管理者関係	
(1)	法令等の概要	
ア	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	70
イ	長野県良好な生活環境の保全に関する条例の公害防止管理責任者項目	70
ウ	長野市公害防止条例の公害防止責任者項目	70
(2)	届出について	71
(3)	選任基準について	72
<b>♦</b> 11	参考	
(1)		73
(2)	スパイクタイヤ粉じん発生の防止に関する法律に基づく指定地域	73
\_/		10

# 1 法令等の届出早見表

法令等	水質		大 気	ダイオキシン	騒音	振動	地下水	土壌	汚 染	公害防止 管理•統括者
事由	水質汚濁防止法 市公害防止条	別 県良好な生活環境の保 全ご関する条例	大気汚染防止法 及び県条例	ダイオキシン類対策 特別措置法	騒音規制法及び 市条例の騒音項目	摄制制法	市公害防止条例	土壤污染対策法	市公害防止条例	公害防止組織の整 備に関する法律
特定施設等を設置する時			は 「事の 60 日前 発生施設は、設置前	まで	□設置届 ■設置工事の	○30 日前	□地下水採取届 ■地下水採取の 15 日 前			
特定施設等の構造、使用、 数等に関する変更があっ た時			ン工事の 60 日前 発生施設は、変更前			□変更届 ■変更の工事	杉 30 日前			
氏名・事業所名・住所等の 変更があった時			□氏名変 ■変更の	変属 )日から30 日以内						
特定施設を承継する時			□承継							
特定施設等を廃止する時				0日から30日以内				□土壌汚染状况調査 ■廃止の日から 120 日以内 □ただし書き確認申請(要件に該当の場合) ■廃止の日から 120 日以内	□特定有害物質使 用事業所廃止届 (一部廃止含む)	
特定の工事を行なう時			□特定粉じん排出 等作業実施届 ■作業開始日の 14 日前			始末実施届 日の7日前				
調査・検査・記録等の報告				□ダイオキシン類測 定結果報告 ■前回の測定から 1年以内			□地下水揚水 量報告 ■年度末がら1月以内		□有害物質使用状 沢調査 ■1年に1回 □廃止時調査記録 ■廃止届に添付	
法令等が変更されたことに より現在の事業所が規制対 象となる場合			□使用届 ■変更の	音 )日から30 日以内(県条	例の特定施設は60	目以内)				
その他	□水質測定 ■測定後3 □改善措置  届 ■勧告又は命 基づく措置を してから速や □事故時の措置及び届 ■直ちに必要な措置を講じて速や	年間保存(届出不要)	□ばい煙測定記録 ■測定後3年間保存 (届出不要)					□承継届(ただし書き確認を得た後の土地) □土地利用方法変更届(ただし書き確認を得た後の土地) □形質変更時の届出(ただし書き確認を得た後の土地) □一定規模以上の形質変更の届出 □汚染土壌搬出時の届出 □	□土壌汚染状況調 査届(自主的土壌 調査により汚染が 判別した場合)	□管理者・管理主任・統括者の選任 (死亡・解任)届 選任(死亡・解任) から30日以内 □管理者・管理主任・統括者の承継 届 承継の日から30日以内

## 2 水質関係

## (1) 水質に係る環境基準

## ア 人の健康の保護に関する環境基準・地下水の水質汚濁に係る環境基準

(昭和46年 環境庁告示59号 令和5年 環境省告示第6号最終改正)

(平成9年 環境庁告示10号 令和3年 環境省告示第63号最終改正)

カドミウム         0.003 mg/L以下         0.003 mg/L以下           全シアン         検出されないこと         検出されないこと           鉛         0.01 mg/L以下         0.01 mg/L以下           六価クロム         0.02 mg/L以下         0.02 mg/L以下           砂素         0.01 mg/L以下         0.01 mg/L以下           総素         0.0005 mg/L以下         0.0005 mg/L以下           アルキル水銀         検出されないこと         検出されないこと           PCB         検出されないこと         検出されないこと           ジクロロメタン         0.02 mg/L以下         0.02 mg/L以下           クロロエチレン         0.002 mg/L以下         0.002 mg/L以下           1,2-ジクロロエチレン         0.004 mg/L以下         0.004 mg/L以下           1,2-ジクロロエチレン         0.1 mg/L以下         0.04 mg/L以下           1,1,1-トリクロロエチレン         0.04 mg/L以下         1 mg/L以下           1,1,1-トリクロロエチレン         0.006 mg/L以下         0.006 mg/L以下           トリクロロエチレン         0.01 mg/L以下         0.01 mg/L以下           テトラクロロエチレン         0.01 mg/L以下         0.01 mg/L以下           テトラクロロエチレン         0.01 mg/L以下         0.006 mg/L以下           チャヴァロプロペン         0.006 mg/L以下         0.006 mg/L以下           チャウラム         0.006 mg/L以下         0.006 mg/L以下           ナッジクロロプロペン         0.008 mg/L以下         0.008 mg/L以下 </th <th>項目</th> <th>人の健康の保護に関する 基 準 値</th> <th>地下水の水質汚濁に係る 基 準 値</th>	項目	人の健康の保護に関する 基 準 値	地下水の水質汚濁に係る 基 準 値
鉛       0.01 mg/L以下       0.01 mg/L以下         六価クロム       0.02 mg/L以下       0.02 mg/L以下         砂ボ素       0.01 mg/L以下       0.01 mg/L以下         総水銀       0.0005 mg/L以下       0.0005 mg/L以下         アルキル水銀       検出されないこと       検出されないこと         PCB       検出されないこと       検出されないこと         ジクロロメタン       0.02 mg/L以下       0.02 mg/L以下         クロロエチレン       -       0.002 mg/L以下         クロロエチレン       -       0.004 mg/L以下         1,2-ジクロロエチレン       -       0.04 mg/L以下         1,2-ジクロロエチレン       -       0.04 mg/L以下         1,1,1-トリクロロエタン       0.04 mg/L以下       -         1,1,2-トリクロロエタン       0.04 mg/L以下       0.006 mg/L以下         1,1,2-トリクロロエタン       0.006 mg/L以下       0.006 mg/L以下         1,1,2-トリクロロエタン       0.01 mg/L以下       0.01 mg/L以下         トリクロロエチレン       0.01 mg/L以下       0.01 mg/L以下         1,3-ジクロロプロペン       0.01 mg/L以下       0.01 mg/L以下         テトラクロアコペン       0.002 mg/L以下       0.002 mg/L以下         チウラム       0.006 mg/L以下       0.003 mg/L以下         チウラム       0.006 mg/L以下       0.001 mg/L以下         チャインカルブ       0.02 mg/L以下       0.01 mg/L以下         セン       0.01 m	カドミウム		
六価クロム         0.02 mg/L以下         0.02 mg/L以下           武素         0.01 mg/L以下         0.01 mg/L以下           総木銀         0.0005 mg/L以下         0.0005 mg/L以下           アルキル水銀         検出されないこと         検出されないこと           PCB         検出されないこと         検出されないこと           ジクロロメタン         0.02 mg/L以下         0.02 mg/L以下           クロロエチレン         -         0.002 mg/L以下           クロロエチレン         -         0.004 mg/L以下           1, -ジクロロエチレン         -         0.1 mg/L以下           1, -ジクロロエチレン         -         0.04 mg/L以下           1, 1, 1-トリクロロエチレン         0.04 mg/L以下         1 mg/L以下           1, 1, 2-トリクロロエチレン         0.006 mg/L以下         0.006 mg/L以下           1, 1, 2-トリクロロエチレン         0.01 mg/L以下         0.01 mg/L以下           トリクロロエチレン         0.01 mg/L以下         0.01 mg/L以下           トリクロロエチレン         0.01 mg/L以下         0.01 mg/L以下           トリクロロアイン         0.006 mg/L以下         0.007 mg/L以下           テトラクロロアイン         0.002 mg/L以下         0.003 mg/L以下           チウラム         0.006 mg/L以下         0.008 mg/L以下           チウラム         0.006 mg/L以下         0.007 mg/L以下           チャラム         0.006 mg/L以下         0.007 mg/L以下           <	全シアン	検出されないこと	検出されないこと
<ul> <li>・ 放素</li> <li>0.01 mg/L以下</li> <li>0.0005 mg/L以下</li> <li>0.000 mg/L以下</li> <li>0.02 mg/L以下</li> <li>0.02 mg/L以下</li> <li>0.02 mg/L以下</li> <li>0.002 mg/L以下</li> <li>0.002 mg/L以下</li> <li>0.002 mg/L以下</li> <li>0.002 mg/L以下</li> <li>0.002 mg/L以下</li> <li>0.004 mg/L以下</li> <li>0.004 mg/L以下</li> <li>0.004 mg/L以下</li> <li>0.004 mg/L以下</li> <li>0.004 mg/L以下</li> <li>0.004 mg/L以下</li> <li>0.006 mg/L以下</li> <li>0.006 mg/L以下</li> <li>0.006 mg/L以下</li> <li>0.006 mg/L以下</li> <li>0.006 mg/L以下</li> <li>0.01 mg/L以下</li> <li>0.01 mg/L以下</li> <li>0.006 mg/L以下</li> <li>0.002 mg/L以下</li> <li>0.002 mg/L以下</li> <li>0.003 mg/L以下</li> <li>0.003 mg/L以下</li> <li>0.003 mg/L以下</li> <li>0.003 mg/L以下</li> <li>0.003 mg/L以下</li> <li>0.001 mg/L以下</li> <li>0.002 mg/L以下</li> <li>0.003 mg/L以下</li> <li>0.003 mg/L以下</li> <li>0.003 mg/L以下</li> <li>0.004 mg/L以下</li> <li>0.005 mg/L以下</li> <li>0.007 mg/L以下</li> <li>0.008 mg/L以下</li> <li>0.008 mg/L以下</li> <li>0.008 mg/L以下</li> <li>0.008 mg/L以下</li> <li>0.008 mg/L以下</li> <li>0.008 mg/L以下</li> </ul>	鉛	0.01 mg/L以下	0.01 mg/L 以下
************************************	六価クロム	0.02 mg/L以下	0.02 mg/L 以下
アルキル水銀         検出されないこと         検出されないこと           PCB         検出されないこと         検出されないこと           ジクロロメタン         0.02 mg/L 以下         0.002 mg/L 以下           四塩化炭素         0.002 mg/L 以下         0.002 mg/L 以下           クロロエチレン         0.004 mg/L 以下         0.004 mg/L 以下           1,2-ジクロロエチレン         0.1 mg/L 以下         0.1 mg/L 以下           1,2-ジクロロエチレン         0.04 mg/L 以下         0.04 mg/L 以下           シス-1,2-ジクロロエチレン         0.04 mg/L 以下         1 mg/L 以下           1,1,1-トリクロロエタン         1 mg/L 以下         0.006 mg/L 以下           1,1,2-トリクロロエチレン         0.01 mg/L 以下         0.01 mg/L 以下           トリクロロエチレン         0.01 mg/L 以下         0.01 mg/L 以下           テトラクロロエチレン         0.01 mg/L 以下         0.002 mg/L 以下           1,3-ジクロロプロペン         0.002 mg/L 以下         0.002 mg/L 以下           チウラム         0.006 mg/L 以下         0.002 mg/L 以下           チウラム         0.006 mg/L 以下         0.006 mg/L 以下           チオベンカルブ         0.02 mg/L 以下         0.02 mg/L 以下           ボンゼン         0.01 mg/L 以下         0.01 mg/L 以下           ボンゼン         0.01 mg/L 以下         0.01 mg/L 以下           ホンゼン         0.01 mg/L 以下         0.01 mg/L 以下           ホンボン         0.08 mg/L 以下<	砒素	0.01 mg/L以下	0.01 mg/L 以下
PCB       検出されないこと       検出されないこと         ジクロロメタン       0.02 mg/L 以下       0.02 mg/L 以下         四塩化炭素       0.002 mg/L 以下       0.002 mg/L 以下         クロロエチレン       0.004 mg/L 以下       0.004 mg/L 以下         1,2-ジクロロエチレン       0.1 mg/L 以下       0.1 mg/L 以下         1,2-ジクロロエチレン       0.04 mg/L 以下       0.04 mg/L 以下         1,2-ジクロロエチレン       0.04 mg/L 以下       0.04 mg/L 以下         1,1,1-トリクロロエタン       1 mg/L 以下       1 mg/L 以下         1,1,2-トリクロロエタン       0.006 mg/L 以下       0.006 mg/L 以下         トリクロロエチレン       0.01 mg/L 以下       0.01 mg/L 以下         1,3-ジクロロプロペン       0.01 mg/L 以下       0.002 mg/L 以下         1,3-ジクロロプロペン       0.002 mg/L 以下       0.002 mg/L 以下         シマジン       0.006 mg/L 以下       0.006 mg/L 以下         シマジン       0.003 mg/L 以下       0.003 mg/L 以下         ボンゼン       0.01 mg/L 以下       0.01 mg/L 以下         ボンゼン       0.01 mg/L 以下       0.01 mg/L 以下         ボンゼン       0.01 mg/L 以下       0.01 mg/L 以下         の索       0.01 mg/L 以下       0.01 mg/L 以下         ボンゼン       0.01 mg/L 以下       0.01 mg/L 以下         ホンデン       0.01 mg/L 以下       0.08 mg/L 以下         ホンデン       0.8 mg/L 以下	総水銀	0.0005 mg/L以下	0.0005 mg/L 以下
ジクロロメタン       0.02 mg/L 以下       0.02 mg/L 以下         四塩化炭素       0.002 mg/L 以下       0.002 mg/L 以下         クロロエチレン       0.004 mg/L 以下       0.004 mg/L 以下         1,2-ジクロロエチレン       0.1 mg/L 以下       0.1 mg/L 以下         1,2-ジクロロエチレン       0.04 mg/L 以下       0.1 mg/L 以下         1,2-ジクロロエチレン       0.04 mg/L 以下       0.04 mg/L 以下         1,1,1-トリクロロエタン       1 mg/L 以下       1 mg/L 以下         1,1,2-トリクロロエタン       0.006 mg/L 以下       0.006 mg/L 以下         トリクロロエチレン       0.01 mg/L 以下       0.01 mg/L 以下         テトラクロロエチレン       0.01 mg/L 以下       0.01 mg/L 以下         1,3-ジクロロプロペン       0.002 mg/L 以下       0.002 mg/L 以下         チウラム       0.006 mg/L 以下       0.006 mg/L 以下         チャベンカルブ       0.003 mg/L 以下       0.003 mg/L 以下         ボンゼン       0.01 mg/L 以下       0.01 mg/L 以下         ウンジン       0.01 mg/L 以下       0.01 mg/L 以下         ボンゼン       0.01 mg/L 以下       0.01 mg/L 以下         ボンゼン       0.01 mg/L 以下       0.01 mg/L 以下         いびぜン       0.01 mg/L 以下       0.01 mg/L 以下	アルキル水銀	検出されないこと	検出されないこと
四塩化炭素       0.002 mg/L 以下       0.002 mg/L 以下         クロロエチレン       -       0.002 mg/L 以下         1,2-ジクロロエタン       0.004 mg/L 以下       0.004 mg/L 以下         1,1-ジクロロエチレン       0.1 mg/L 以下       0.1 mg/L 以下         1,2-ジクロロエチレン       -       0.04 mg/L 以下         シス-1,2-ジクロロエチレン       0.04 mg/L 以下       -         1,1,1-トリクロロエタン       1 mg/L 以下       0.006 mg/L 以下         トリクロロエチレン       0.01 mg/L 以下       0.01 mg/L 以下         トリクロロエチレン       0.01 mg/L 以下       0.01 mg/L 以下         テトラクロロエチレン       0.01 mg/L 以下       0.01 mg/L 以下         1,3-ジクロロプロペン       0.002 mg/L 以下       0.002 mg/L 以下         チウラム       0.006 mg/L 以下       0.006 mg/L 以下         シマジン       0.003 mg/L 以下       0.006 mg/L 以下         チオベンカルブ       0.02 mg/L 以下       0.02 mg/L 以下         ベンゼン       0.01 mg/L 以下       0.01 mg/L 以下         ボンゼン       0.01 mg/L 以下       0.01 mg/L 以下         砂酸性窒素及び亜硝酸性窒素       10 mg/L 以下       0.8 mg/L 以下         ほう素       1 mg/L 以下       1 mg/L 以下	РСВ	検出されないこと	検出されないこと
クロロエチレン       -       0.002 mg/L以下         1,2-ジクロロエタン       0.004 mg/L以下       0.004 mg/L以下         1,1-ジクロロエチレン       0.1 mg/L以下       0.1 mg/L以下         1,2-ジクロロエチレン       -       0.04 mg/L以下         シス-1,2-ジクロロエチレン       0.04 mg/L以下       -         1,1,1-トリクロロエタン       1 mg/L以下       0.006 mg/L以下         1,1,2-トリクロロエタン       0.006 mg/L以下       0.01 mg/L以下         トリクロロエチレン       0.01 mg/L以下       0.01 mg/L以下         テトラクロロエチレン       0.01 mg/L以下       0.01 mg/L以下         1,3-ジクロロプロペン       0.002 mg/L以下       0.002 mg/L以下         チウラム       0.006 mg/L以下       0.006 mg/L以下         シマジン       0.003 mg/L以下       0.003 mg/L以下         チオベンカルブ       0.02 mg/L以下       0.02 mg/L以下         ベンゼン       0.01 mg/L以下       0.01 mg/L以下         ボンゼン       0.01 mg/L以下       0.08 mg/L以下         ホンデン       0.8 mg/L以下       0.8 mg/L以下	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	0.02 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン 0.004 mg/L以下 0.004 mg/L以下 1,1-ジクロロエチレン 0.1 mg/L以下 0.1 mg/L以下 1,2-ジクロロエチレン - 0.04 mg/L以下 - 0.04 mg/L以下 0.04 mg/L以下 0.04 mg/L以下 0.04 mg/L以下 - 0.04 mg/L以下 - 1 mg/L以下 1 mg/L以下 1 mg/L以下 1 mg/L以下 1 mg/L以下 0.006 mg/L以下 0.006 mg/L以下 0.006 mg/L以下 0.01 mg/L以下 0.01 mg/L以下 0.01 mg/L以下 0.01 mg/L以下 0.01 mg/L以下 0.01 mg/L以下 0.002 mg/L以下 0.002 mg/L以下 0.002 mg/L以下 0.002 mg/L以下 0.002 mg/L以下 0.003 mg/L以下 0.003 mg/L以下 0.003 mg/L以下 0.003 mg/L以下 0.001 mg/L以下 0.01 mg/L以下 0.08 mg/L以下 10 mg/L以下 10 mg/L以下 10 mg/L以下 10 mg/L以下 11 mg/L以下	四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン       0.1 mg/L 以下         1,2-ジクロロエチレン       -         シス-1,2-ジクロロエチレン       0.04 mg/L 以下         1,1,1-トリクロロエタン       1 mg/L 以下         1,1,2-トリクロロエタン       0.006 mg/L 以下         1,1,2-トリクロロエタン       0.01 mg/L 以下         0.01 mg/L 以下       0.01 mg/L 以下         トリクロロエチレン       0.01 mg/L 以下         0.01 mg/L 以下       0.01 mg/L 以下         ナーラクロロエチレン       0.002 mg/L 以下         0.002 mg/L 以下       0.002 mg/L 以下         チウラム       0.006 mg/L 以下       0.006 mg/L 以下         シマジン       0.003 mg/L 以下       0.003 mg/L 以下         チオベンカルブ       0.02 mg/L 以下       0.02 mg/L 以下         ベンゼン       0.01 mg/L 以下       0.01 mg/L 以下         セレン       0.01 mg/L 以下       0.01 mg/L 以下         硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素       10 mg/L 以下       0.8 mg/L 以下         よう素       0.8 mg/L 以下       0.8 mg/L 以下	クロロエチレン	<del>-</del>	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	0.004 mg/L 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン       0.04 mg/L以下       ー         1, 1, 1-トリクロロエタン       1 mg/L以下       1 mg/L以下         1, 1, 2-トリクロロエタン       0.006 mg/L以下       0.006 mg/L以下         トリクロロエチレン       0.01 mg/L以下       0.01 mg/L以下         テトラクロロエチレン       0.01 mg/L以下       0.002 mg/L以下         1, 3-ジクロロプロペン       0.002 mg/L以下       0.002 mg/L以下         チウラム       0.006 mg/L以下       0.006 mg/L以下         シマジン       0.003 mg/L以下       0.003 mg/L以下         チオベンカルブ       0.02 mg/L以下       0.02 mg/L以下         ベンゼン       0.01 mg/L以下       0.01 mg/L以下         ボンゼン       0.01 mg/L以下       0.01 mg/L以下         耐酸性窒素及び亜硝酸性窒素       10 mg/L以下       0.8 mg/L以下         ホっ素       0.8 mg/L以下       0.8 mg/L以下         ほう素       1 mg/L以下       1 mg/L以下	1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	0.1 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン       1 mg/L以下       1 mg/L以下         1,1,2-トリクロロエタン       0.006 mg/L以下       0.006 mg/L以下         トリクロロエチレン       0.01 mg/L以下       0.01 mg/L以下         テトラクロロエチレン       0.01 mg/L以下       0.01 mg/L以下         1,3-ジクロロプロペン       0.002 mg/L以下       0.002 mg/L以下         チウラム       0.006 mg/L以下       0.006 mg/L以下         シマジン       0.003 mg/L以下       0.003 mg/L以下         チオベンカルブ       0.02 mg/L以下       0.02 mg/L以下         ベンゼン       0.01 mg/L以下       0.01 mg/L以下         セレン       0.01 mg/L以下       0.01 mg/L以下         硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素       10 mg/L以下       0.8 mg/L以下         ホつ素       0.8 mg/L以下       0.8 mg/L以下         ほう素       1 mg/L以下       1 mg/L以下	1,2-ジクロロエチレン	<del>-</del>	0.04 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン       0.006 mg/L以下       0.006 mg/L以下         トリクロロエチレン       0.01 mg/L以下       0.01 mg/L以下         テトラクロロエチレン       0.01 mg/L以下       0.01 mg/L以下         1,3-ジクロロプロペン       0.002 mg/L以下       0.002 mg/L以下         チウラム       0.006 mg/L以下       0.006 mg/L以下         シマジン       0.003 mg/L以下       0.003 mg/L以下         チオベンカルブ       0.02 mg/L以下       0.02 mg/L以下         ベンゼン       0.01 mg/L以下       0.01 mg/L以下         ボンゼン       0.01 mg/L以下       0.01 mg/L以下         硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素       10 mg/L以下       0.8 mg/L以下         ふっ素       0.8 mg/L以下       0.8 mg/L以下         ほう素       1 mg/L以下       1 mg/L以下	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	_
トリクロロエチレン       0.01 mg/L以下       0.01 mg/L以下         テトラクロロエチレン       0.01 mg/L以下       0.01 mg/L以下         1,3-ジクロロプロペン       0.002 mg/L以下       0.002 mg/L以下         チウラム       0.006 mg/L以下       0.006 mg/L以下         シマジン       0.003 mg/L以下       0.003 mg/L以下         チオベンカルブ       0.02 mg/L以下       0.02 mg/L以下         ベンゼン       0.01 mg/L以下       0.01 mg/L以下         セレン       0.01 mg/L以下       0.01 mg/L以下         硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素       10 mg/L以下       0.8 mg/L以下         よっ素       0.8 mg/L以下       0.8 mg/L以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下	1 mg/L以下
テトラクロロエチレン       0.01 mg/L以下       0.01 mg/L以下         1,3-ジクロロプロペン       0.002 mg/L以下       0.002 mg/L以下         チウラム       0.006 mg/L以下       0.006 mg/L以下         シマジン       0.003 mg/L以下       0.003 mg/L以下         チオベンカルブ       0.02 mg/L以下       0.02 mg/L以下         ベンゼン       0.01 mg/L以下       0.01 mg/L以下         セレン       0.01 mg/L以下       0.01 mg/L以下         硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素       10 mg/L以下       0.8 mg/L以下         ふっ素       0.8 mg/L以下       0.8 mg/L以下         ほう素       1 mg/L以下       1 mg/L以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下	0.006 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン       0.002 mg/L以下       0.002 mg/L以下         チウラム       0.006 mg/L以下       0.006 mg/L以下         シマジン       0.003 mg/L以下       0.003 mg/L以下         チオベンカルブ       0.02 mg/L以下       0.02 mg/L以下         ベンゼン       0.01 mg/L以下       0.01 mg/L以下         セレン       0.01 mg/L以下       0.01 mg/L以下         硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素       10 mg/L以下       0.8 mg/L以下         よっ素       0.8 mg/L以下       0.8 mg/L以下         ほう素       1 mg/L以下       1 mg/L以下	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	0.01 mg/L 以下
チウラム       0.006 mg/L以下       0.006 mg/L以下         シマジン       0.003 mg/L以下       0.003 mg/L以下         チオベンカルブ       0.02 mg/L以下       0.02 mg/L以下         ベンゼン       0.01 mg/L以下       0.01 mg/L以下         セレン       0.01 mg/L以下       0.01 mg/L以下         硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素       10 mg/L以下       10 mg/L以下         ふっ素       0.8 mg/L以下       0.8 mg/L以下         ほう素       1 mg/L以下       1 mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	0.01 mg/L 以下
シマジン       0.003 mg/L以下       0.003 mg/L以下         チオベンカルブ       0.02 mg/L以下       0.02 mg/L以下         ベンゼン       0.01 mg/L以下       0.01 mg/L以下         セレン       0.01 mg/L以下       0.01 mg/L以下         硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素       10 mg/L以下       10 mg/L以下         ふっ素       0.8 mg/L以下       0.8 mg/L以下         ほう素       1 mg/L以下       1 mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下
チオベンカルブ       0.02 mg/L 以下       0.02 mg/L 以下         ベンゼン       0.01 mg/L 以下       0.01 mg/L 以下         セレン       0.01 mg/L 以下       0.01 mg/L 以下         硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素       10 mg/L 以下       10 mg/L 以下         ふっ素       0.8 mg/L 以下       0.8 mg/L 以下         ほう素       1 mg/L 以下       1 mg/L 以下	チウラム	0.006 mg/L 以下	0.006 mg/L 以下
ベンゼン       0.01 mg/L 以下       0.01 mg/L 以下         セレン       0.01 mg/L 以下       0.01 mg/L 以下         硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素       10 mg/L 以下       10 mg/L 以下         ふっ素       0.8 mg/L 以下       0.8 mg/L 以下         ほう素       1 mg/L 以下       1 mg/L 以下	* * *	0.003 mg/L 以下	0.003 mg/L 以下
セレン       0.01 mg/L以下       0.01 mg/L以下         硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素       10 mg/L以下       10 mg/L以下         ふっ素       0.8 mg/L以下       0.8 mg/L以下         ほう素       1 mg/L以下       1 mg/L以下	チオベンカルブ	0.02 mg/L以下	0.02 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素       10 mg/L 以下       10 mg/L 以下         ふっ素       0.8 mg/L 以下       0.8 mg/L 以下         ほう素       1 mg/L 以下       1 mg/L 以下	ベンゼン	0.01 mg/L以下	0.01 mg/L 以下
ふっ素       0.8 mg/L以下       0.8 mg/L以下         ほう素       1 mg/L以下       1 mg/L以下	セレン	0.01 mg/L以下	0.01 mg/L 以下
ほう素 1 mg/L以下 1 mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下	10 mg/L 以下
		0.8 mg/L以下	0.8 mg/L 以下
1, 4-ジオキサン0.05 mg/L以下0.05 mg/L以下	ほう素	1 mg/L以下	1 mg/L以下
	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	0.05 mg/L 以下

- 備考 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
  - 2. 「検出されないこと」とは、定められた測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
  - 3. 人の健康の保護に関する基準値について、海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
  - 4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
  - 5. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、測定されたシス体の濃度と測定されたトランス体の濃度の和とする。
  - 6. 測定方法については環境省ホームページ参照。

## イ 人の健康の保護に関する要監視項目及び指針値

(平成5年 環境庁水質保全局長通知 令和2年 環境省水大気環境局長通知最終改正)

## ①公共用水域

	項目	指針値		項目	指針値
1	クロロホルム	0.06 mg/L 以下	15	イプロベンホス (IBP)	0.008 mg/L 以下
2	トランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	16	クロルニトロフェン (CNP)	_
3	1, 2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L 以下	17	トルエン	0.6 mg/L 以下
4	p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L 以下	18	キシレン	0.4 mg/L 以下
5	イソキサチオン	0.008 mg/L 以下	19	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L 以下
6	ダイアジノン	0.005 mg/L 以下	20	ニッケル	_
7	フェニトロチオン (MEP)	0.003 mg/L 以下	21	モリブデン	0.07 mg/L 以下
8	イソプロチオラン	0.04 mg/L 以下	22	アンチモン	0.02 mg/L 以下
9	オキシン銅 (有機銅)	0.04 mg/L 以下	23	塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L 以下
10	クロロタロニル (TPN)	0.05 mg/L 以下	24	エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L 以下
11	プロピザミド゛	0.008 mg/L 以下	25	全マンガン	0.2 mg/L 以下
12	EPN	0.006 mg/L 以下	26	ウラン	0.002 mg/L 以下
13	ジクロルボス (DDVP)	0.008 mg/L 以下	27	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS)	0.00005 mg/L 以下
14	フェノブカルブ (BPMC)	0.03 mg/L 以下		及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	(暫定)

## ②地下水

	項目	指針値		項目	指針値
1	クロロホルム	0.06 mg/L 以下	14	イプロベンホス (IBP)	0.008 mg/L 以下
2	1, 2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L 以下	15	クロルニトロフェン (CNP)	_
3	p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L 以下	16	トルエン	0.6 mg/L 以下
4	イソキサチオン	0.008 mg/L 以下	17	キシレン	0.4 mg/L 以下
5	ダイアジノン	0.005 mg/L 以下	18	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L 以下
6	フェニトロチオン (MEP)	0.003 mg/L 以下	19	ニッケル	_
7	イソプロチオラン	0.04 mg/L 以下	20	モリブデン	0.07 mg/L 以下
8	オキシン銅 (有機銅)	0.04 mg/L 以下	21	アンチモン	0.02 mg/L 以下
9	クロロタロニル (TPN)	0.05 mg/L 以下	22	エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L 以下
10	プロピザミド゛	0.008 mg/L 以下	23	全マンガン	0.2 mg/L 以下
11	EPN	0.006 mg/L 以下	24	ウラン	0.002 mg/L 以下
12	ジクロルボス (DDVP)	0.008 mg/L 以下		ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS)	0.00005 mg/L 以下
13	フェノブカルブ (BPMC)	0.03 mg/L 以下	25	及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	(暫定)

<sup>\* (</sup>注) クロルニトロフェン (CNP) の指針値は、平成6年3月15日付環水管第43号で削除 ニッケルの指針値は、平成11年2月22日付け環水企第58号、環水管第49号で削除

<sup>\* (</sup>注) PFOS 及び PFOA の指針値(暫定)については、PFOS 及び PFOA の合算値とする。

## ウ 生活環境の保全に関する環境基準

(昭和46年 環境庁告示59号 令和3年 環境省告示第62号最終改正)

#### ①河川

				基 準 値	Ĺ		該
類型	利用目的の適応性	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	当水域
AA	水道1級 自然環境保全及びA以 下の欄ご掲げるもの	6. 5以上 8. 5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L 以上	20 CFU/100mL以下	
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄こ 掲げるもの	6. 5以上 8. 5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L 以上	300 CFU/100mL以下	別に水
В	水道3級 水産2級及びC以下の 欄ご掲げるもの	6. 5以上 8. 5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L 以上	1,000 CFU/100mL以下	水域類型ごと
С	水産3級 工業用水1級及びD以 下の欄ご掲げるもの	6. 5以上 8. 5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L 以上	_	に指定す
D	工業用水 2級 農業用水 及びEの欄に掲げるも の	6. 0以上 8. 5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L 以上	_	る水域
Е	工業用水3級環境保全	6. 0以上 8. 5以下	10mg/L以下	ゴミ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	_	

#### 備考

- 1. 基準値は日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値(年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目(nは日間平均値のデータ数)のデータ値( $0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番号の値をとる。))とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)。
- 2. 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする(湖沼もこれに準ずる。)。
- 3. 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう(湖沼海域もこれに準ずる。)。
- 4. 水道1級を利用目的としている地点(自然環境保全を利用目的としている地点を除く。)については、大腸菌数 100CFU/100ml以下とする。(※)
- 5. 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない(湖沼、海域もこれに準ずる。)。
- 6. 大腸菌数に用いる単位はCFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit)/100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。
- 7. 測定方法については環境省ホームページ参照。
- (注) 1. 自然環境保全:自然探勝等の環境保全
  - 2. 水 道 1 級: ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
    - 水 道 2 級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
    - 水 道 3 級:前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
  - 3. 水 産 1 級:ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
    - 水 産 2 級:サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
    - 水 産 3 級:コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
  - . 工業用水1級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
    - 工業用水2級:薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
    - 工業用水3級:特殊の浄水操作を行うもの
  - 5. 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度
- (※) 県内の河川 AA 類型の環境基準点においては、20CFU/100ml 以下を適用する。

#### ②湖沼(天然湖沼及び貯水量 1,000 万立方メートル以上であり、かつ水の滞留時間が 4 日間以上である人工湖)

#### a. 環境保全に関する項目

項目			į	基 準 信	直		該
類型	利用目的の適応性	水素イオン濃度 (p H)	化学的 酸素要求量 (COD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	該当水域
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全及びA以 下の欄ご掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	20 CFU/100mL以下	別に水
A	水道2、3級 水産2級、水浴 及びB以下の欄に掲げる	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300 CFU/100mL 以下	域類型)
В	水産3級 工業用水1級、農業用 水 及びCの欄に掲げるも の	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	15 mg/L 以下	5 mg/L 以上	_	とに指定す
С	工業用水2級環境保全	6.0以上 8.5以下	8 mg/L 以下	ゴミ等の浮 遊が認めら れないこと	2 mg/L 以上	_	る水域

#### 備考

- 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。 1
- 2 水道1級を利用目的としている地点(自然環境保全を利用目的としている地点を除く。)については、大腸菌数100CFU/100ml以下とする。(※1) 3 水道3級を利用目的としている地点(水浴又は水道2級を利用目的としている地点を除く。)については、
- 大腸菌数 1,000CFU/100ml 以下とする。(※2) 4 大腸菌数に用いる単位は CFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit)/100ml とし、大腸菌を培地で
- 培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。 5 測定方法については環境省ホームページ参照。
- (注) 1. 自然環境保全:自然探勝等の環境保全
- 水 道 1 級: ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの 水道 2、3級: 沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
  - 水 産 1 級:ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用 水 産 2 級:サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
    - 水 産 3 級:コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
  - 工業用水1級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
  - 工業用水2級:薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊の浄水操作を行うもの
  - 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度
- (※1) 県内の湖沼 AA 類型の環境基準点においては、20CFU/100ml 以下を適用する。
- (※2) 県内の湖沼 A 類型の環境基準点においては、300CFU/100ml 以下を適用する。

## b. 全窒素、全燐

項目	利用目的の適応性	基	準 値	該当
類型	不り用 日 时のクス適が当生	全窒素	全燐	水域
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1 mg/L以下	0.005 mg/L以下	
П	水道1、2、3級(特殊なものを除く) 水産1種、水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2 mg/L以下	0.01 mg/L以下	別に水 域類型
Ш	水道3級(特殊なもの)及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4 mg/L 以下	0.03 mg/L以下	ごとに 指定す
IV	水産2種及びVの欄にかかげるもの	0.6 mg/L以下	0.05 mg/L以下	担定り る水域
V	水産3種、工業用水、農業用水、環境保全	1 mg/L以下	0.1 mg/L以下	

#### 備考

- 1. 基準値は、年間平均値とする。
- 工・水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項 2. 目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
- 農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。
- 測定方法については環境省ホームページ参照
- 自然環境保全:自然探勝等の環境保全 (注) 1.
- 水 道 1 級: ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの水 道 2 級: 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
  - 水 道 3 級:前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄 水操作を行うものをいう。)
  - 水 産 1 種:サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
    - 水 産 2 種:ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
    - 水 産 3 種:コイ、フナ等の水産生物用
  - 環 境 保 全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

## エ 水生生物の保全に係る水質環境基準

(平成15環境省水環境部長通知、平成28環境省告示第37号最終改正)

## ①水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型及び基準値(河川及び湖沼)

Merr's Trial		基準値				
類型	水生生物の生息状況の適応性	全亜鉛	ノニルフェノール	LAS*	該当 水域	
生物A	イワナ・サケマス等比較的低温域を 好む水生生物及びこれらの餌生物 が生息する水域	0.03 mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以 下		
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に 掲げる水生生物の産卵場(繁殖場) 又は幼稚仔の生育場として特に保 全が必要な水域	0.03 mg/L以下	0.0006mg/L以 下	0.02mg/L以 下	別に 水域 類型 ごと	
生物B	コイ・フナ等比較的高温域を好む水 生生物及びこれらの餌生物が生息 する水域	0.03 mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以 下	に指 定す る水	
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に 掲げる水生生物の産卵場(繁殖場) 又は幼稚仔の生育場として特に保 全が必要な水域	0.03 mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以 下	域	

(備考) 基準値は年間平均値とする。測定方法については環境省ホームページ参照。

\*直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

#### ②要監視項目の水域類型及び指針値(河川及び湖沼)

stern Tree!			指金	計 値		
類型	クロロホルム	フェノール	ホルム アルデヒド	4-t-オクチル フェノール	アニリン	2,4-ジクロロ フェノール
生物A	0.7mg/L	0.05mg/L	1mg/L	0.001mg/L	0.02mg/L	0.03mg/L
	以下	以下	以下	以下	以下	以下
生物特A	0.006mg/L	0.01mg/L	1mg/L	0.0007mg/L	0.02mg/L	0.003mg/L
	以下	以下	以下	以下	以下	以下
生物B	3mg/L	0.08mg/L	1mg/L	0.004mg/L	0.02mg/L	0.03mg/L
	以下	以下	以下	以下	以下	以下
生物特B	3mg/L	0.01mg/L	1mg/L	0.003mg/L	0.02mg/L	0.02mg/L
	以下	以下	以下	以下	以下	以下

## ③底層溶存酸素量の水域類型及び基準値

類 型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値	該当
類 望	水生生物が生芯・舟生産する場の適応性	底層溶存酸素量	水域
生 物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又 は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する 水域	4.0 mg / L以下	- 別に水
生 物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0 mg / L以下	城類型 ごとに 指定す
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を 保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0 mg / L以下	る水域

#### (備考)

- 1 基準値は年間平均値とする。
- 2 底面付近で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。
- 3 測定方法については環境省ホームページ参照。

## オ 水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定状況(長野市関係)

## ①生活環境項目

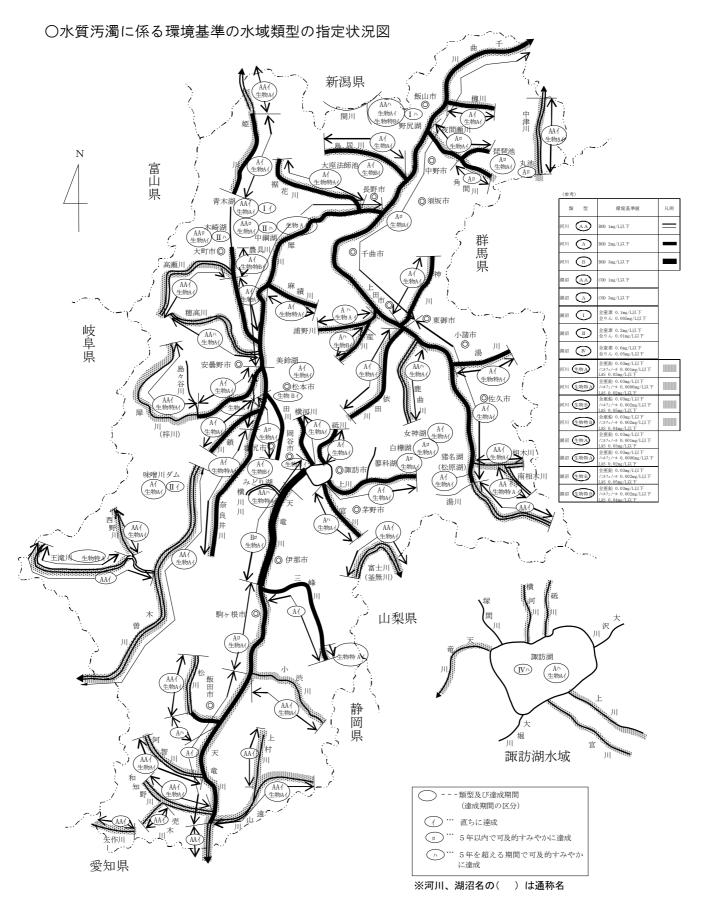
区分	水 域	該当類型	達成期間	指定年月日
	信濃川上流(3) (千曲川:大屋橋から県境まで)	A	П	昭47.4.6環境庁告示第7号
河川	犀川(3) (奈良井川合流点から下流)	A	П	昭47. 6. 19県告示第378号
(박 <i>)</i> 내	裾花川(全域)	A	7	昭54. 3. 29県告示第264号
	鳥居川(全域)	A	イ	昭57.9.30県告示第640号
湖沼	大座法師池(全域)	A	イ	昭51.5.4県告示第280号

## ②水生生物保全項目

区分	水 域	該当類型	達成期間	指定年月日
	信濃川(1) (長生橋(長岡市)より上流に限る)	生物A	イ	平22.9.24環境省告示第46号
河川	犀川(3) (奈良井川合流点から下流)	生物A	イ	
刊 /川	裾花川(全域)	生物特A	イ	平成24. 4. 5県告示第313号
	鳥居川(全域)	生物A	イ	
湖沼	大座法師池(全域)	生物B	イ	平成25. 2. 25県告示第72号

注 達成期間欄中の「イ」は直ちに達成を、「ロ」は5年以内で可及的速やかに達成を示す。

#### 力 主要河川湖沼水質測定地点概略図



## (2) 規制法令等の概要

### ア 水質汚濁防止法(水濁法)/昭和45年 法律138号

工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下浸透水の水質について規制するとともに、生活排水対策を推進する法律です。法で定める特定施設を設置する工場及び事業場から必要な届出の提出を求めるともに、排水基準を設けています。

## イ 良好な生活環境の保全に関する条例(県条例)の事業場排水規制

/昭和48年 県条例11号第16~28条

水濁法を補完するものです。水濁法で定める特定施設の対象を拡大し、必要な届出を求めるとともに排水基準を設けています。

## ウ 長野市公害防止条例(市条例)の事業場排水規制/平成16年 市条例45号第5~18条

水濁法を補完するものです。いわゆるコイン洗車場の洗車施設(門型自動洗車機は水濁法特定施設のため除く)を特定施設に定め、必要な届出を求めるとともに排水基準を設けています。また、水質測定と測定記録の保管(3年間)を義務付けています。

## (3) 届出について

種別	期日	概 要
ア設置届	設置工事着手の 60日前	特定施設を設置する場合は、事前に届出が必要です。 水濁法、県条例、市条例それぞれについて別様式になります。 ※市長が相当と認める場合、実施制限期間の短縮ができます。
イ 氏名等変更届	変更の日から 30日以内	設置の届出事項のうち、氏名・名称及び住所に係る事項に変更が 生じた場合は、その旨の届出が必要です。様式は同一です。
ウ 構造等変更届	変更工事着手の 60日前	設置の届出事項のうち、特定施設の構造、使用の方法、特定施設から排出される汚水の処理方法、排出水の量、その他規則で定める事項に変更が生じる場合は、その旨の届出が必要です。 ※市長が相当と認める場合実施制限期間の短縮ができます。
工 承継届	承継の日から 30日以内	特定施設を譲り受け、又は借受け、設置(使用)届出者の地位を 承継した者又は法人は、その旨の届出が必要です。
才 廃止届	廃止の目から 30日以内	特定施設を廃止した場合は、その旨の届出が必要です。
カ 使用届	法令等変更の日 から30日 (県条例 は60日) 以内	法令等で定める特定施設の種類又は規制地域が変更された際に、 すでに特定施設を使用している場合は、使用届(内容は設置届と 同様)が必要です。
キ 水質測定記録	1年に1回以上	水質汚濁防止法に規定する排水基準に係る項目にのうち、業種等により想定される項目について水質測定を行ない、結果について3年間保管してください。ただし、旅館業(温泉利用)は一部項目について3年に1回以上、その他については必要に応じて水質測定を行ってください。
ク 改善措置報告書	命令・勧告で定め る日まで	市からの改善命令、若しくは改善勧告に基づく措置を取り、その 結果を報告してください。

ア 特定施設 (施行令別表1)

	特定他設 (施行令別表 1)
番号	特 定 施 設
1	鉱業又は水洗炭業の用に供するものであって、次に掲げるもの
	イ 選鉱施設 ロ 選炭施設 ハ 坑水中和沈でん施設 ニ 掘さく用の泥水分離施設
1の2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
	イ 豚房施設(豚房の総面積が 50 ㎡未満の事業場に係るものを除く。)
	ロ 牛房施設(牛房の総面積が 200 m²未満の事業場に係るものを除く。)
	ハ 馬房施設(馬房の総面積が500 m²未満の事業場に係るものを除く。)
2	畜産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
	イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設(洗びん施設を含む。) ハ 湯煮施設
3	水産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
1	イ水産動物原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 脱水施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 湯煮施設
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であって、
	次に掲げるもの
	イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 湯煮施設 ニ 濃縮施設 ホ 精製施設 へ ろ過施設
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設
7	砂糖製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
	イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設(流送施設を含む。) ハ ろ過施設 ニ 分離施設 ホ 精製施設
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機
10	飲料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
	イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設(洗びん施設を含む。)ハ 搾汁施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設 へ
	蒸りゅう施設
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
	イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 真空濃縮施設 ホ 水洗式脱臭施設
12	動植物油脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
10	イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 分離施設 イースト製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
13	イーへ下級追案の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 分離施設
1/1	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
14	イ原料浸せき施設 ロ 洗浄施設(流送施設を含む。) ハ 分離施設
	ニ 渋だめ及びこれに類する施設
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
	イ 原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 精製施設
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設
	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設
	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設
	冷凍調理食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
	イ 原料処理施設 ロ 湯煮施設 ハ 洗浄施設
18 Ø 3	たばこ製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
	イ 水洗式脱臭施設 ロ 洗浄施設
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
	イまゆ湯煮施設 ロ 副蚕処理施設 ハ 原料浸せき施設 ニ 精練機及び精練そう
	ホ シルケット機 へ 漂白機及び漂白そうト 染色施設 チ 薬液浸透施設 リ のり抜き施設
20	洗毛業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
	イ 洗毛施設 ロ 洗化炭施設
21	化学繊維製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
	イ 湿式紡糸施設 ロリンター又は未精練繊維の薬液処理施設 ハ 原料回収施設
21 の2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー

番号	特 定 施 設
21 Ø 3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設
21 の4	パーテイクルボード製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式バーカー ロ 接着機洗浄施設
22	木材薬品処理業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式バーカー ロ 薬液浸透施設
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ原料浸せき施設 ロ湿式バーカー ハ 砕木機 ニ 蒸解施設 ホ 蒸解廃液濃縮施設 ヘ チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 ト 漂白施設 チ 抄紙施設(抄造施設を含む。) リセロハン製膜施設 ヌ 湿式繊維板成型施設 ル 廃ガス洗浄施設
23 Ø 2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 自動式フィルム現像洗浄施設 ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設
24	化学肥料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 分離施設 ハ 水洗式破砕施設 ニ 廃ガス洗浄施設 ホ 湿式集じん施設
25	水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 塩水精製施設 ロ 電解施設
26	無機顔料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ ろ過施設 ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機 ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設 ホ 廃ガス洗浄施設
27	前二号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 遠心分離機 ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設 ニ 活性炭又は二 硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設 ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設 へ 青酸製造施設のうち、反応施設 ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設 チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設 リ バリウム化学物製造施設のうち、水洗式分別施 設 ヌ 廃ガス洗浄施設 ル 湿式集じん施設
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 湿式アセチレンガス発生施設 ロ さく酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸りゅう施設 ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸りゅう施設 ニ アクリル酸エステル製造施 設のうち、蒸りゅう施設 ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設 へ クロロプレンモノマー洗浄施設
29	コールタール製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ベンゼン類硫酸洗浄施設 ロ 静置分離器 ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設
30	発酵工業(第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ原料処理施設 ロ蒸りゅう施設 ハ遠心分離機 ニ ろ過施設
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イメチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸りゅう施設 ロ ホルムアルデヒド製造施設 のうち、精製施設 ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 廃ガス洗浄施設
33	合成樹脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 縮合反応施設 ロ 水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 静置分離器 ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸りゅう施設 ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸りゅう施設 ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設 チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設 リ 廃ガス洗浄施設 ヌ 湿式集じん施設
34	合成ゴム製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 脱水施設 ハ 水洗施設 ニ ラテックス濃縮施設 ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリ ル・ブタジエンゴム、又はポリブタジエンゴム の製造施設のうち、静置分離器
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 蒸りゅう施設 ロ 分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設
36	合成洗剤製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 廃酸分離施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設

での他の化学的処理により製造される原化に素又は炭化水素終導品の製造業をいい、第五十一号にアキ薬を除く、)の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 分類施設 ハ る遺施設 エ アリジニトルの製造施設の55、急や施設及び参りの5施設 エ アセドル・デビ、アセドン、カブロラクタム、デレフタル酸 2は19 レンジ アジンの製造施設の55、窓は	番号	特 定 施 設
イ 洗浄施設 ロ 分離施設 ハ ろ遺施設 ニ アリニーリル製造能設のうち、急冷施設及び売りの適設 ますといかがだい。アドン、カブロクタム、アレフルを設け出しいジ アシの製造輸設のうち、際りまた アルコル・大いにルアルコール製造施設のうち、際りのう施設及び締結衛衛施設 チェナルンキサイド又はエチグリコールの製造施設のうち、筋のうか施設及び締結衛衛施設 チェナルンキサイド又はエチグリコールの製造施設のうち、筋のうか施設及び締め前施設 リ ニ・ナルへキルアルコール又はインブチルコールの製造施設のうち、筋のり施設及び締めりが施設 メシロ・ヘキリン製造施設のうち、総の長はアルカリによる処理施設 ル ドリレンジインアネート又は無力タル線の設施設のうち、水 然気を締飾設 フ プロ・ルの製造施設のうち、筋合反応施設及び参りの地域 メチルアルコール素りような対象 で フ プロ・ル・スフィン製造施設のうち、酸とはアルカいによる処理施設 ル チル・アルコール 製造施設 フ プロ・レ・ト・フ・マル 製造施設のうち、水 蒸気 兼権施設 コ ル・メファクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びチルアルコール 両収施設 ア ブロ・レ・ト・メリン・メリン・メリン・ル・ストル・ストル・ストル・ストル・ストル・ストル・ストル・ストル・ストル・ス	37	前 6 号に掲げる事業以外の石油化学工業(石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第五十一号に掲
設 、アルキルベンセン製造施設のうち、蒸りう態度及び確認電節設 チェチレンオキサイド又はエチクリニールの製造施設のうち、残りのう態度及び確認混合業務 チェチレンオキサイド又はエチクリニールの製造施設のうち、衛行反応施及及び薬りの造蔵 ステル・アルニールスはイブゲチルニールの製造施設のうち、衛行反応施及及び薬りの造蔵 ステル・アルニール素から施設 フプロピル・パンフィン製造施設のうち、衛行反応施及及び薬りの造蔵 スチル・アルニール素から施設 フプロピレキャイド又はブピレングリニールの打した器 カメチル・アルコール 製造施設のうち、水煮気 条種施設 コルバフィン製造施設の方、大海 大地 大地 アルコール 表から 施設 フプロピル・オール 大き アル・アルコール 製造 地 スタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設 人 チル・アルコール 担回収		イ 洗浄施設 ロ 分離施設 ハ ろ過施設 ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸りゅう施設
グリュールの製造施設のうち、総合反応施設及び認可から施設 メラウエペキナル・関連施設のうち、酸又はアルコールの製造施設のうち、総合反応施設及び認可から施設 メラルアルコールズはインチナルによる処理施設 ルトリンシグリンデネート又は無水ブル酸の製造施設のうち、ガスや切応冷値設 オブルバラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 メチルアルコール語りから施設 リプロピレキサイアスはプロピングリコールのけん化器 カチルニアルン・製造施設のうち、水素気養種施設 リルタアクリレードモノマー製造施設のうち、反応施設及メチルアルコール回収施設 イ 原料精製施設 ロ 塩内砂		設 へ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる施設
ルメタアクリートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設 38 石けん製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料精製施設 ロ 塩析施設 38 の 2 界面活性利製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原験施設 ロ 脱臭施設 40 脂肪酸製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 飛験施設 ロ 脱臭施設 40 脂肪酸製造業に用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 脱臭施設 40 脂肪酸製造業に用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 加出施設 42 ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 石灰づけ施設 ハ 洗浄施設 43 写真感光材料設造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 石灰づけ施設 ハ 洗浄施設 45 木材化学工業の用に供する水配であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 及水施設 46 第 28 号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 乙過施設 ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 ニ 廃ガス洗浄施設 47 医薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 動物原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ ケアに掲げるもの イ 動物原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 分離施設 ニ 混合施設(第二条各号に掲げる物質をする物を混合するものに限な、以下同じ。) ホ 廃ガス洗浄施設 48 火薬製造業の用に供する混合施設 50 第二条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造機の用に供する洗浄施設 51 の 2 自動車用スヤヤ岩し(は自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造、 川油又は軽油の洗浄施設 オ 滑油洗浄施設 ロ 原油常圧素りゆう施設 カ 脱硫施設 ニ 煙発油、 灯油又は軽油の洗浄施設 オ 浸油洗浄施設 コ 原油常圧素の単に供する施設であって、次に掲げるもの イ 放塩施設 ロ 原油常圧素のかった。次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 石灰 づけ施設 ハ タニンづけ施設 ニ クロム溶施設 ホ 染色施設 51 の3 医療用者に供する機であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 石灰づけ施設 ハ タニンが施設 ニ クロム溶施設 ホ 染色施設 53 ガラスはガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設をあって、次に掲げるもの イ が造施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設をあって、次に掲げるもの イ が造施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設(素美生施設を含む。) 55 生コンクリート製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 対造施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設(素美生施設を含む。)		グリコールの製造施設のうち、蒸りゅう施設及び濃縮施設 リ ニーエチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸りゅう施設 ヌ シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設 オ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及 メチルアルコール蒸りゅう施設 ワ プロピレンオ
38 の 2 界面活性利製造業の用に供する反応施設(1,4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しなのを除く。) 39 硬化油製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 脱酸施設 ロ 脱臭施設 40 脂肪酸製造業に用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 脱虫施設 41 香料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 加田施設 42 ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 石灰づけ施設 ハ 洗浄施設 43 写真感光材料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 脱水施設 45 木材化学工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 脱水施設 46 末材化学工業の用に供するが設定であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 脱水施設 47 医薬品製造業の用に供する事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次にげるもの イ 水洗施設 ロ ろ過施設 ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 ニ 魔ガス洗浄施設 47 医薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 動物原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 分離施設 ニ 混合施設(第二条各号に掲げる物質をする物を混合するものに限な、以下同じ。) ホ 廃ガス洗浄施設 48 火薬製造業の用に供する混合施設 50 第二条各号に掲げる物質を含含する洗薬の製造業の用に供する就業製造施設 50 第二条各号に掲げる物質を含含する洗薬の製造業の用に供するが設定を含む。の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 脱塩施設 ロ 原油常圧素りゅう施設 ハ 脱硫施設 ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 オ 滑油洗浄施設 51 の 2 自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業の洗浄施設 カ 最近業を除た。) 更生タイヤ製造業又ばゴム板製造業の用に供する直接加硫施設 カ 製造業を除た。) 更生タイヤ製造業又はゴムを収製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 研算洗浄施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設であって、次に掲げるもの イ 研算洗浄施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設であって、次に掲げるもの イ 研算洗浄施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設であって、次に掲げるもの イ 砂造施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設であって、次に掲げるもの		
のを除く。) 39 硬化油製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 脱酸施設 ロ 脱臭施設 40 脂肪酸製造業に用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 抽出施設 41 香料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 抽出施設 42 ゼラチンズはにかむの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 石灰ですが施設 43 写真感光材料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 形へ施設 44 天然樹脂製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 脱水施設 45 木材化学工業の用に供するアルフラール蒸りゅう施設 46 第28 号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に おもの イ 水洗施設 ロ ろ過施設 ハ ヒドラシン製造施設のうち、濃縮施設 ニ 廃ガス洗浄施設 47 医薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗施 ロ ろ過施設 ハ とドラシン製造施設の方ち、濃縮施設 ニ 廃ガス洗浄施設 48 大薬製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 市場東旅館 ロ 戸山に供する施設であって、次に掲げるもの イ 形塩施設 ロ 原油常圧素りゅう施設 ハ 脱硫施設 ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 5 第二条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 脱塩施設 ロ 原油常圧素りゅう施設 ハ 脱硫施設 ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 オ 滑油洗浄施設 5 10 2 自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業(防ム製造業を除く。) 更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 石灰で3 炸脆設 ハ タンニンづけ施設 ニ クロム溶施設 ホ 染色施設 5 3 ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 研算洗浄施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設であって、次に掲げるもの イ 研算洗浄施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設であって、次に掲げるもの イ 砂造施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設で素の表生施設を含む。) 5 生コンリート製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	38	
40 脂肪酸製造業に用に供する蒸りゅう施設 41 香料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ洗浄施設 ロ 抽出施設 42 ゼラチン又はこかかの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 石灰づけ施設 ハ 洗浄施設 43 写真感光材料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 石灰づけ施設 ハ 洗浄施設 44 天然樹脂製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 脱水施設 45 木材化学工業の用に供する加設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 脱水施設 46 第28 号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に げるもの イ 水充施設 ロ ろ過施設 ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 ニ 廃ガス洗浄施設 47 医薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 動物原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ かり施施設 ニ 混合施設(第二条各号に掲げる物質をする物を混合するものに限る。以下同じ。) ホ 廃ガス洗浄施設 48 火薬製造業の用に供する洗浄施設 49 農薬製造業の用に供する混合施設 50 第二条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設 51 の 2 自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業の用に供する直接加硫施設 51 の 2 自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業(防ム製造業を除く、) 更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設 51 の 3 医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手ス製造業、系ゴム製造業とは近かに関連業のは、サオースのよりに関する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 石灰づけ施設 ハ タンニンづけ施設 ニ クロム溶施設 ホ 染色施設 53 ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ が露洗浄施設 ロ 成型機 ハ タンニンづけ施設 ニ クロム溶施設 ホ 染色施設 54 セメト製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 砂造施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設(蒸気養生施設を含む。) 55 生コンクリート製造業の用に供するが過ぎてあって、次に掲げるもの		のを除く。)
41 香料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 抽出施設 42 ゼラチン又はこかわの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 石灰づけ施設 ハ 洗浄施設 43 写真感光材料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 脱水施設 45 木材化学工業の用に供するかと設定であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 脱水施設 45 木材化学工業の用に供するアルフラール蒸りゅう施設 46 第 28 号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次にげるもの イ 水洗施設 ロ ろ過施設 ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 ニ 廃ガス洗浄施設 47 医薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 動物原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 分離施設 ニ 混合施設(第二条各号に掲げる物質をする物を混合するものに限る。以下同じ。) ホ 廃ガス洗浄施設 48 火薬製造業の用に供する洗浄施設 49 農薬製造業の用に供する洗浄施設 50 第二条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 脱塩施設 ロ 原油常圧薬りゅう施設 ハ 脱硫施設 ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 カ 視温洗浄施設 51 の 2 自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業(防ム製造業を除く。) 更生タイヤ製造業 又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設 医療用者にくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムペンド製造業の)供するラテックス成形型洗浄施設 52 皮革製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 石灰づけ施設 ハ タンニンづけ施設 ニ クロム溶施設 ホ 染色施設 53 ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 研磨洗浄施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設であって、次に掲げるもの イ が造施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設であって、次に掲げるもの イ が造施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設で蒸煮生施設を含む。) 55 生コングリート製造業の用に供するが設であって、次に掲げるもの	39	
42 ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 石灰づけ施設 ハ 洗浄施設 43 写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設 4 天然樹脂製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 脱水施設 45 木材化学工業の用に供する加設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 脱水施設 45 木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設 46 第 28 号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に げるもの イ 水洗施設 ロ ろ過施設 ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 ニ 廃ガス洗浄施設 47 医薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 動物原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 分離施設 ニ 混合施設(第二条各号に掲げる物質をする物を混合するものに限る。以下同じ。) ホ 廃ガス洗浄施設 48 火薬製造業の用に供する洗浄施設 50 第二条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する減速変製造施設 51 石油精製業(潤滑油再生業を含む。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 脱塩施設 ロ 原油常圧薬りゅう施設 ハ 脱硫施設 ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 オ 滑油洗浄施設 51 の 2 自動車用タイや苦しくは自動車用チューブの製造業、ゴムエスス製造業、工業用ゴム製品製造業(防ム製造業を除く。) 更生タイヤ製造業 又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設 51 の3 医療用者にくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムペンド製造業の)供するラテックス成形型洗浄施設 52 皮革製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 石灰づけ施設 ハ タンニンづけ施設 ニ クロム溶施設 ホ 染色施設 53 ガラス又はガラス製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 研磨洗浄施設 ロ 廃ガス洗浄施設 54 セメト製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ が音洗浄施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設で素気養生施設を含む。) 55 生コンクリート製造業の用に供するが設であって、次に掲げるもの	40	脂肪酸製造業に用に供する蒸りゅう施設
43 写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設 44 天然樹脂製品製造業の用に供する感光剤洗浄施設 45 木材化学工業の用に供するアルフラール蒸りゆう施設 46 第 28 号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 脱水施設 46 第 28 号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次におおもの イ 水洗施設 ロ ろ過施設 ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 ニ 廃ガス洗浄施設 47 医薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 動物原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 分離施設 ニ 混合施設(第二条各号に掲げる物質をする物を混合するものに限る。以下同じ。) ホ 廃ガス洗浄施設 48 火薬製造業の用に供する洗浄施設 49 農薬製造業の用に供する混合施設 50 第二条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設 51 石油精製業(潤滑油再生業を含む。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 脱塩施設 ロ 原油常圧素りゆう施設 ハ 脱硫施設 ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 オ 滑油洗浄施設 51 の2 自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業(防ム製造業を除く。)更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設	41	
43 写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設 44 天然樹脂製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 脱水施設 45 木材化学工業の用に供するアルフラール蒸りゅう施設 46 第28 号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次にげるもの イ 水洗施設 ロ ろ過施設 ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 ニ 廃ガス洗浄施設 47 医薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 動物原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 分離施設 ニ 混合施設(第二条各号に掲げる物質をする物を混合するものに限る。以下同じ。) ホ 廃ガス洗浄施設 48 火薬製造業の用に供する洗浄施設 49 農薬製造業の用に供する洗浄施設 50 第二条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設 51 石油精製業(潤滑油再生業を含む。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 脱塩施設 ロ 原油常圧蒸りゅう施設 ハ 脱硫施設 ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 オ 滑油洗浄施設 51 の2 自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業(防ム製造業を除く。) 更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設 51 の3 医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の) 供するラテックス成形型洗浄施設 52 皮革製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 石灰づけ施設 ハ タンニンづけ施設 ニ クロム溶施設 ホ 染色施設 53 ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 研磨洗浄施設 ロ 廃ガス洗浄施設 54 セメント製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 砂造施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設(蒸気養生施設を含む。) 55 生コンクリート製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	42	
45 木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設 46 第 28 号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次にげるもの イ 水洗施設 ロ ろ過施設 ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 ニ 廃ガス洗浄施設 47 医薬品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 動物原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 分離施設 ニ 混合施設(第二条各号に掲げる物質を含する物を混合するものに限る。以下同じ。) ホ 廃ガス洗浄施設 48 火薬製造業の用に供する洗浄施設 49 農薬製造業の用に供する洗浄施設 50 第二条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設 50 第二条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設 51 石油精製業(潤滑油再生業を含む。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 脱塩施設 ロ 原油常圧蒸りゅう施設 ハ 脱硫施設 ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 オ滑油洗浄施設 51 の 2 自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業(防ム製造業を除く。)更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設 51 の 3 医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の関供するラテックス成形型洗浄施設 52 皮革製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 石灰づけ施設 ハ タンニンづけ施設 ニ クロム溶施設 ホ 染色施設 53 ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 研磨洗浄施設 ロ 廃ガス洗浄施設 54 セメト製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 砂造施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設(蒸気養生施設を含む。)	43	
46 第28 号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に げるもの イ 水洗施設 ロ ろ過施設 ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 ニ 廃ガス洗浄施設 47 医薬品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 動物原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 分離施設 ニ 混合施設(第二条各号に掲げる物質をする物を混合するものに限る。以下同じ。) ホ 廃ガス洗浄施設 48 火薬製造業の用に供する洗浄施設 49 農薬製造業の用に供する洗浄施設 50 第二条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設 50 第二条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設 51 石油精製業(潤滑油再生業を含む。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 脱塩施設 ロ 原油常圧蒸りゆう施設 ハ 脱硫施設 ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 オ 滑油洗浄施設 51 の 2 自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業(防力製造業を除く。) 更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設 51 の 3 医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムベンド製造業の けまるラテックス成形型洗浄施設 52 皮革製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 石灰づけ施設 ハ タンニンづけ施設 ニ クロム溶施設 ホ 染色施設 53 ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 研磨洗浄施設 ロ 廃ガス洗浄施設 54 セメト製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 砂造施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設(蒸気養生施設を含む。) 55 生コンクリート製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 抄造施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設(蒸気養生施設を含む。)	44	
げるもの イ 水洗施設 ロ ろ過施設 ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 ニ 廃ガス洗浄施設  47 医薬品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 動物原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 分離施設 ニ 混合施設(第二条各号に掲げる物質を含する物を混合するものに限る。以下同じ。) ホ 廃ガス洗浄施設  48 火薬製造業の用に供する洗浄施設  49 農薬製造業の用に供する混合施設  50 第二条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設  51 石油精製業(潤滑油再生業を含む。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 脱塩施設 ロ 原油常圧蒸りゆう施設 ハ 脱硫施設 ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 オ 滑油洗浄施設  51 の2 自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業(防力製造業を除く。)更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設  51 の3 医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムベンド製造業の)供するラテックス成形型洗浄施設  52 皮革製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 石灰づけ施設 ハ タンニンづけ施設 ニ クロム溶施設 ホ 染色施設  53 ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 研磨洗浄施設 ロ 廃ガス洗浄施設  54 セメト製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 砂造施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設であって、次に掲げるもの 1 を 1 を 2 を 2 を 2 を 2 を 2 を 2 を 2 を 2 を	45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設
47 医薬品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 動物原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 分離施設 ニ 混合施設(第二条各号に掲げる物質を行する物を混合するものに限る。以下同じ。) ホ 廃ガス洗浄施設 48 火薬製造業の用に供する洗浄施設 49 農薬製造業の用に供する混合施設 50 第二条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設 51 石油精製業(潤滑油再生業を含む。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 脱塩施設 ロ 原油常圧蒸りゆう施設 ハ 脱硫施設 ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 オ 滑油洗浄施設 51 の 2 自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業(防ム製造業を除く。) 更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設 51 の 3 医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の別供するラテックス成形型洗浄施設 52 皮革製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 石灰づけ施設 ハ タンニンづけ施設 ニ クロム溶施設 ホ 染色施設 53 ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 研磨洗浄施設 ロ 廃ガス洗浄施設 54 セメント製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ か造施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設であつて、次に掲げるもの イ り造施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設であって、次に掲げるもの 1 対 1 対 2 対 2 対 2 対 3 対 3 対 3 対 3 対 3 対 3 対 3	46	第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
イ 動物原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 分離施設 ニ 混合施設(第二条各号に掲げる物質を含する物を混合するものに限る。以下同じ。) ホ 廃ガス洗浄施設  48 火薬製造業の用に供する洗浄施設  49 農薬製造業の用に供する混合施設  50 第二条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設  51 石油精製業(潤滑油再生業を含む。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 脱塩施設 ロ 原油常圧蒸りゅう施設 ハ 脱硫施設 ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 オ 滑油洗浄施設  51 の 2 自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業(防力 ム製造業を除く。) 更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設  51 の 3 医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業のが関サるラテックス成形型洗浄施設  52 皮革製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 石灰づけ施設 ハ タンニンづけ施設 ニ クロム溶施設 ホ 染色施設  53 ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 研磨洗浄施設 ロ 廃ガス洗浄施設  54 セメト製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 抄造施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設(蒸気養生施設を含む。)  55 生コングリート製造業の用に供するがッチャープラント		
49 農薬製造業の用に供する混合施設 50 第二条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設 51 石油精製業(潤滑油再生業を含む。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 脱塩施設 ロ 原油常圧蒸りゅう施設 ハ 脱硫施設 ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 オ 滑油洗浄施設 51 の 2 自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業(防力 ム製造業を除く。) 更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設 51 の 3 医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の) 供するラテックス成形型洗浄施設 52 皮革製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 石灰づけ施設 ハ タンニンづけ施設 ニ クロム溶施設 ホ 染色施設 53 ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 研磨洗浄施設 ロ 廃ガス洗浄施設 54 セメント製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ が造施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設であつて、次に掲げるもの イ が造施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設であって、次に掲げるもの イ が造施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設であって、次に掲げるもの 1 対き施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設であって、次に掲げるもの	47	イ 動物原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 分離施設 ニ 混合施設(第二条各号に掲げる物質を含有
50 第二条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設 51 石油精製業(潤滑油再生業を含む。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 脱塩施設 ロ 原油常圧蒸りゆう施設 ハ 脱硫施設 ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 ホ 滑油洗浄施設 51 の 2 自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業(防力製造業を除く。) 更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設 51 の 3 医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムベンド製造業の) 供するラテックス成形型洗浄施設 52 皮革製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 石灰づけ施設 ハ タンニンづけ施設 ニ クロム溶施設 ホ 染色施設 53 ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 研磨洗浄施設 ロ 廃ガス洗浄施設 54 セメト製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ が造施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設(蒸気養生施設を含む。) 55 生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント	48	火薬製造業の用に供する洗浄施設
51 石油精製業(潤滑油再生業を含む。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 脱塩施設 ロ 原油常圧蒸りゆう施設 ハ 脱硫施設 ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 ホ 滑油洗浄施設 コ 自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業(防力製造業を除く。)更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設 51 の3 医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の別供するラテックス成形型洗浄施設 52 皮革製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 石灰づけ施設 ハ タンニンづけ施設 ニ クロム溶施設 ホ 染色施設 ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 研磨洗浄施設 ロ 廃ガス洗浄施設 54 セメント製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 抄造施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設(蒸気養生施設を含む。) 55 生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント		
イ 脱塩施設 ロ 原油常圧蒸りゅう施設 ハ 脱硫施設 ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 ホ 滑油洗浄施設  51 の 2 自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業(防み製造業を除く。) 更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設  51 の 3 医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の)供するラテックス成形型洗浄施設  52 皮革製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 石灰づけ施設 ハ タンニンづけ施設 ニ クロム溶施設 ホ 染色施設  53 ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 研磨洗浄施設 ロ 廃ガス洗浄施設  54 セメント製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 抄造施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設(蒸気養生施設を含む。)  55 生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント		
ム製造業を除く。) 更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設 51 の3 医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の) 供するラテックス成形型洗浄施設 52 皮革製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 石灰づけ施設 ハ タンニンづけ施設 ニ クロム溶施設 ホ 染色施設 53 ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 研磨洗浄施設 ロ 廃ガス洗浄施設 54 セメント製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 抄造施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設(蒸気養生施設を含む。) 55 生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント	51	イ 脱塩施設 ロ 原油常圧蒸りゅう施設 ハ 脱硫施設 ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 ホ 潤
供するラテックス成形型洗浄施設  52 皮革製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 石灰づけ施設 ハ タンニンづけ施設 ニ クロム溶施設 ホ 染色施設  53 ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 研磨洗浄施設 ロ 廃ガス洗浄施設  54 セメント製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 抄造施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設(蒸気養生施設を含む。)  55 生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント	51の2	
52 皮革製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 石灰づけ施設 ハ タンニンづけ施設 ニ クロム溶施設 ホ 染色施設 53 ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 研磨洗浄施設 ロ 廃ガス洗浄施設 54 セメント製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 抄造施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設(蒸気養生施設を含む。) 55 生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント	51 の3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に
<ul> <li>53 ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるものイ 研磨洗浄施設 ロ 廃ガス洗浄施設</li> <li>54 セメント製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるものイ 抄造施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設(蒸気養生施設を含む。)</li> <li>55 生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント</li> </ul>	52	皮革製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
54 セメント製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 抄造施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設(蒸気養生施設を含む。) 55 生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント	53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
55 生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント	54	セメント製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
	55	
30 有機員的が下州級垣来の用に供りる低古地政	56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設

番号	
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設
58	窯業原料(うわ薬原料を含む。)の精製業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水洗式破砕施設 ロ 水洗式分別施設 ハ 酸処理施設 ニ 脱水施設
59	中石業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
	イ 水洗式破砕施設 ロ 水洗式分別施設
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設
61	鉄鋼業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
	イタール及びガス液分離施設 ロガス冷却洗浄施設 ハ 圧延施設 ニ 焼入れ施設
CO	ホ 湿式集じん施設 非鉄金属製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
02	イ 還元そう ロ 電解施設(溶融塩電解施設を除く。) ハ 焼入れ施設 ニ 水銀精製施設
	ホ 廃ガス洗浄施設 へ 湿式集じん施設
63	金属製品製造業又は機械器具製造業(武器製造業を含む。)の用に供する施設であつて、次に掲げるも
	$\mathcal{O}$
	イ 焼入れ施設 ロ 電解式洗浄施設 ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設
40 D O	ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設
	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設
	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設 ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
04	ガス供給業又はユージス製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設(脱硫化水素施設を含む。)
64 の2	水道施設(水道法(昭和 32 年法律第 177 号)第 3 条第 8 項に規定するものをいう。)、工業用水道施設
	(工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)第2条第6項に規定するものをいう。)又は自家用工業用
	水道(同法第21条第1項に規定するものをいう。)の施設のうち、浄水施設であって、次に掲げるもの(こ
	れらの浄水能力が一日当たり1万㎡未満の事業場に係るものを除く。)
CE	イ 沈でん施設 ロ ろ過施設
	酸又はアルカリによる表面処理施設 電気めっき施設
	エチレンオキサイド叉は 1,4-ジオキサンの混合施設(各号に該当するものを除く。)
	旅館業(旅館業法(昭和 23 年法律第 138 号)第2条第1項に規定するもの(住宅宿泊事業法(平成 29 年法律第
	65 号)第2条第3項に規定する住宅宿泊事業に該当するもの及び旅館業法第2条第 4項に規定する下宿営業を除
	く。)をいう。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの
66 DA	イ ちゅう房施設 ロ 洗たく施設 ハ 入浴施設 共同調理場(学校給食法(昭和29年法律第160号)第5条の2に規定する施設をいう。以下同じ。)に設
00 074	置されるちゅう房施設(業務の用に供する部分の総床面積(以下単に「総床面積」という。)が 500 ㎡未満
	の事業場に係るものを除く。)
66 の5	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設(総床面積が 360 ㎡未満の事業場に係るものを
	除く。)
66 の6	飲食店(次号及び第 66 号の 7 に掲げるものを除く。)に設置されるちゅう房施設(総床面積が 420 ㎡未満
22.07	の事業場に係るものを除く。)
66 057	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店(次号に掲げるものを除く。)に設置されるちゅう房施設(総床面積が630㎡未満の事業場に係るものを除く。)
66 Ø8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客
00 170	にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設(総床面積が1,500 ㎡未満の事業場に係るものを除く。)
67	洗たく業の用に供する洗浄施設
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設
68 の 2	病院(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定するものをいう。以下同じ。)で病床数
	が300以上であるものに設置される施設であって、次に掲げるもの
	イ ちゅう房施設 ロ 洗浄施設 ハ 入浴施設
	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設
69 の 2	卸売市場(卸売市場法(昭和 46 年法律第 35 号)第2条第2項に規定するものをいう。以下同じ。)(主として漁業者又は水産業物同組合から出売される水産物の知声のためるの水産物の陸場地にないて関盟
	して漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚地において開設される卸売 市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に卸
	CA VSUPPL TPM C、CV/M生物で工CU CIEV/PPJLIPMICITIN Y S/日、M生加工未で呂ピ日で即

番号	特 定 施 設
	売する者又は水産加工業を営む者に対し卸売するためのものを除く。) に設置される施設であって、次に
	掲げるもの(水産物に係るものに限り、これらの総面積が 1,000 平方メートル未満の事業場に係るものを
	除<。)
	イ 卸売場 ロ 仲卸売場
70	廃油処理施設(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和 45 年法律第 136 号)第 3 条第 14 号
	に規定するものをいう。)
70 の 2	自動車特定整備事業 (道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)第 77 条に規定するものをいう。
	以下同じ。)の用に供する洗車施設(屋内作業場の総面積が 800 平方メートル未満の事業場に係るもの
	及び次号に掲げるものを除く。)
71	自動式車両洗浄施設
71 の 2	科学技術(人文科学のみの係るものを除く。)に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で終
	理府令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であって、次に掲げるもの
	イ 洗浄施設 ロ 焼入れ施設
71 Ø 3	一般廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項に
	規定するものをいう。)である焼却施設
	産業廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条第 1 項に規定するものをいう。)のう
	ち、次に掲げるもの
	イ 1汚泥の脱水施設 2汚泥の焼却施設 3廃油の油分分離施設 4廃油の焼却施設 5 廃酸又は廃アルカリの中和施設 6廃プラスチック類の焼却施設 7汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設
	中和旭設 O房ノノヘナック類の焼却旭設 7行花、焼酸又は焼ノルカケに含まれるフナンに合物の分解旭設 ロ 1廃PCB等, PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設 2廃PCB等又はPCB処理物の分解施設 3PCB汚染
	物又はPCB処理物の洗浄施設 4産業廃棄物の焼却施設
71 の 5	トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンによる洗浄施設(前各号に該当するものを除く。)
	トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンの蒸留施設(前各号に該当するものを除く。)
	し尿処理施設(建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算出した処理対象人員
	が 500 人以下のし尿浄化槽を除く。)
	下水道終末処理施設
	特定事業場から排出される水(公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(前 2 号に掲げるものを 除く。)
県条例1	共同調理場(学校給食法(昭和29年法律第160号)第5条の2に規定する施設をいう。以下同じ。)に認
	置されるちゅう房施設(業務の用に供する部分の総床面積(以下単に「総床面積」という。)が 160 ㎡以上
	500 ㎡未満の事業場に係るものに限る。)
県条例2	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設(総床面積が 120 ㎡以上 360 ㎡未満の事業場に
	係るものに限る)
県条例3	飲食店(次号及び県条例5に掲げるものを除く。)に設置されるちゅう房施設(総床面積が 140 ㎡以上 420
	㎡未満の事業場に係るものに限る。)
県条例4	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店(次号
	に掲げるものを除く。)に設置されるちゅう房施設(総床面積が 210 ㎡以上 630 ㎡未満の事業場に係るも
	のに限る。)
県条例5	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンス
	させるものに設置されるちゅう房施設(総床面積が 500 ㎡以上 1,500 ㎡未満の事業場に係るものを除く。)
県条例6	病院(医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 第 1 項に規定するものをいう。 以下同じ。)で病床数
	が 50 以上 300 未満であるものに設置される施設であって、次に掲げるもの
	(1) ちゅう房施設 (2) 洗浄施設 (3) 入浴施設
県条例7	卸売市場法(昭和 46 年法律第 35 号)第2条第2項に規定する卸売市場に設置される水産物に係る施
	設であって、次の各号に掲げるもの(これらの総面積が 200 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のも
	のに限る。)
	(1) 卸売場 (2) 仲卸売場
県条例8	道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)第 77 条に規定する 自動車特定整備事業 の用に供す
	る 洗車施設であっ て、自動式車両洗浄施設以外のもの (屋内作業場の総面積が 300 平方メートルじ
	上 800 平方メートル未満の事業場に係るものに限る。)
	A-N-H-1 Dist (Mill) (L. Mill) - PED - (M. 2) - MILL 20 - MILL (M. M. M
県条例9	舗装材料製造業の用に供する排ガス洗浄施設(アスファルトプラントに係るものに限る。)

## イ 水質汚濁防止法第3条第1項に基づく一律排水基準

① 有害物質に関する項目(昭和46年 総理府令35号 令和6年 環境省令第4号最終改正)

有害物質の種類	許容限度		有害物質の種類	許容限度	
カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L		1,1-ジクロロエチレン	1 mg/ L	
シアン化合物	1 mg/ L		シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L	
有機燐化合物	1 / I		1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L	
[パラチオン、メチルパラチオン、 メチルジメトン及び EPN に限る]	1 mg/ L		1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/ L	
鉛及びその化合物	0.1 mg/ L		1, 3-ジクロロプロペン	0.02 mg/ L	
六価クロム化合物	0.2 mg/ L		チウラム	0.06 mg/ L	
砒素及びその化合物	0.1 mg/ L		シマジン	0.03 mg/ L	
水銀及びアルキル水銀その他 の水銀化合物	0.005 mg/ L		チオベンカルブ	0.2 mg/ L	
アルキル水銀化合物	検出されないこと		ベンゼン	0.1 mg/ L	
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/ L		セレン及びその化合物	0.1 mg/ L	
トリクロロエチレン	0.1 mg/ L	*	ほう素及びその化合物	10 mg/ L	
テトラクロロエチレン	0.1 mg/ L	*	ふっ素及びその化合物	8 mg/ L	
ジクロロメタン	0.2 mg/ L	*	アンモニア、アンモニウム化合物、	100 mg/ L	
四塩化炭素	0.02 mg/L	~	亜硝酸化合物、硝酸化合物	TOU Mg/ L	
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L		1,4-ジオキサン	0.5 mg/L	

#### 備考

- 1. 「検出されないこと」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 2. 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する 法律施行令(昭和43政令363号)の施行の際現にゆう出している温泉(温泉法(昭和23法律125号)第2条第 1項に規定するものをいう。以下同じ。)を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分 の間、適用しない。

### 注

- 1. 27の項目については、アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量をによる。
- 2. ※印は暫定排出基準が別に定められている。(③の表参照)
- 3. 本表に対応することが現時点での排水処理技術等に照らして困難な業種について、③の表に掲げる暫定排水基準の適用を受ける。(平成19年6月1日環境省水大気環境局長通知)

#### ②生活環境の保全に関する項目

	項目	許 容 限 度
	水素イオン濃度(pH)	海域以外の公共用水域に排出されるもの 5.8以上8.6以下
	生物化学的酸素要求量(BOD)	160 (日間平均 120) mg/L
	化学的酸素要求量(COD)	160 (日間平均 120) mg/L
	浮遊物質量 (SS)	200 (日間平均 150) mg/L
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	5 mg/L
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30 mg/L
	フェノール類含有量	5  mg/L
	銅含有量	3  mg/L
<b>%</b> 1	亜鉛含有量	2  mg/L
	溶解性鉄含有量	10 mg/L
	溶解性マンガン含有量	10 mg/L
	クロム含有量	2 mg/L
	大腸菌数	日間平均 800CFU/mL
<b>%</b> 2	窒素含有量	120 (日間平均 60) mg/L
<b>%</b> 2	燐含有量	16 (日間平均 8) mg/L

#### 備考

- 1. 「日間平均」による許容限度は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 2. この表に掲げる排水基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が 50 m³以上である工場又は事業場に係る 排出水について適用する。
- 3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排出基準は、硫黄鉱業(硫黄と共存する硫化鉄鉱を採掘する鉱業を含む。)に属する工場又は事業場に係る排出水については適用しない。
- 4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。
- 5. 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。
- 6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域(湖沼であって水の塩素イオン含有量が9,000 mg/L を超えるものを含む。以下同じ。)として環境大臣が定める海域及び及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

#### 注

- 1. 備考6及び7の「環境大臣が定める湖沼・海域及びこれらに流入する公共用水域」は以下のとおり(長野市関連) 窒素・燐規制対象湖沼:大座法師池、裾花ダム貯水池、奥裾花ダム貯水池 燐規制対象湖沼:戸隠水源湖
- 2. 本表に対応することが現時点での排水処理技術等に照らして困難な業種については、④の表の適用を受ける。
- 3. ※暫定排水基準あり(※1:⑤の表、※2:省略)

## ③有害物質に関する項目の暫定排水基準 (令和元年環境省令第1号 令和7年 環境省令第17号最終改正)

有害物質の種類	業種その他の区分	許容限度	適用期間
六価クロム化合物 (単位:六価クロムの量 に関して mg/L)	電気めっき業	0.5	R9.3.31 まで
	電気めっき業	30	D10 0 00
ほう素及びその化合物	ほうろう鉄器製造業	30	R10. 9. 30
(単位:ほう素の量に関	金属鉱業	100	まで
して mg/L)	下水道業(特旅館業(温泉を利用するものに限る。)に属する特	40	
	定事業場から排出される水を受け入れている下水道終末より施設 を有するもので一定のもの*に限る。)		
	旅館業 (1L につきほう素 $500 \text{mg}$ 以下の温泉を利用するものに限る。)	300	当分の間
	旅館業 (1L につきほう素 $500 \mathrm{mg}$ を超える温泉を利用するものに限る。)	500	
	ほうろう鉄器製造業	10	
ふっ素及びその化合物 (単位:ふっ素の量に関	電気めっき業(1日当たりの平均的な排出水の量が 50m³以上であるものに限る。)	15	R10. 9. 30
して mg/L)	電気めっき業(1日当たりの平均的な排出水の量が 50m³ 未満である ものに限る。)	40	まで
	旅館業 ((昭和49年政令第363号。以下「改正政令」という。) の施行の際現に湧出していなかった温泉を利用するものであって、1日当たりの平均的な排出水の量が50m³以上であり、かつ温泉を利用するものに限る。)	15	
	旅館業 (温泉(自然に湧出しているもの(掘削により湧出させたものを除く。以下同じ。)を除く。以下この欄においても同じ。)を利用するものであって 1 日当たりの平均的な排出水の量が50 m³未満であるもの又は改正政令の施行の際現に湧出していた温泉を利用するものに限る。)	30	当分の間
	旅館業 (温泉(自然に湧出しているものに限る。以下この欄においても同じ。)を利用するものであって $1$ 日当たりの平均的な排出水の量が $5$ 0 m3 未満であるもの又は改正政令の施行の際現に湧出していた温泉を利用するものに限る。)	50	
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	畜産農業(水濁法施行令別表第1台1号ニイに掲げる施設を有するものに限る。)	400	
(単位:アンモニア性	モリブデン化合物製造業	1, 300	R10. 9. 30
窒素に0.4を乗じた	バナジウム化合物製造業	1, 350	まで
もの、亜硝酸性窒素 及び硝酸性窒素の合 計量に関して、mg/L)	貴金属製造・再生業	2, 800	

#### 備考

- 1. 左欄に掲げる有害物質の種類ごとに中欄に掲げる業種その他の区分に属する工場又は事業場が同時に他の業種その他の区分に属する場合において、改正後の省令別表1又はこの表によりその業種その他の区分につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該工場又は事業場にかかる排出水については、それらの排水基準のうち、最大の許容限度のものをを適用する。
- 2. ほう素及びその化合物の項中「一定の条件」とは、特定事業場であって次の算式により計算された値が10を超えるものをいう。

#### $(\Sigma \operatorname{Ci} \cdot \operatorname{Qi}) / Q$

- Ci 当該下水道終末処理施設を設置している特定事業場(以下「当該下水道」という。)に水を排出する旅館業に属する特定事業場ごとに、当該特定事業場から当該下水道に排出される水のほう素及びその化合物による汚染状態の通常の値(単位:mg/L)
- Qi 当該特定事業場から当該下水道に排出される水の通常の量 (m³/日)
- $\mathbf{Q}$  当該下水道から排出される排出水の通常の量( $\mathbf{m}^3/\mathbf{B}$ )

## ④亜鉛含有量に係る暫定基準(令和11年12月10日まで)

(平成18年 環境省令33号 令和6年 環境省令第29号最終改正)

項目	業種	許容限度 (mg/L)
亜鉛含有量	電気めっき業	4

# (参考) 亜鉛含有量に係る暫定基準と県条例の適用関係 (網掛けは、県条例が適用)

	1日排水量		500m	3以上	50m³以上 50	0m³未満	50	)m³未満
区	県条例区分	県条例12業	種·施設	県条例12業種·施設以外	県条例非適用		12業種·施設	12業種・施設以 外
分	国省令区分	電気めっき業	電気めっき業以外		電気めっき業	電気めっき 業以外		
	許容限度(mg/L)	3	2		4	2	5	規制無し

## ウ 水質汚濁防止法第12条の3に基づく特定地下浸透水の浸透の制限

(平成元年 環境庁告示39号 令和6年 環境省告示第4号最終改正)

有害物質を含む特定地下浸透水を地下浸透することが禁止されており、有害物質を含むものとしての 要件は、有害物質の種類ごとに環境大臣が定める方法により特定地下浸透水の有害物質による汚染状態 を検定した場合において、下表に掲げる値以上の有害物質が検出される場合である。

有害物質の種類	濃度	有害物質の種類	濃度
カドミウム及びその化合物	0.001 mg/L	トランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.004 mg/L
シアン化合物	0.1 mg/L	1,1,1-トリクロロエタン	0.0005 mg/L
有機燐化合物	0.1/I	1,1,2-トリクロロエタン	0.0006 mg/L
(パラチオン、メチルパラチオン、ジメチ ルケトン及びEPNに限る。)	0.1 mg/L	1, 3-ジクロロプロペン	0.0002 mg/L
鉛及びその化合物	0.005 mg/L	チウラム	0.0006 mg/L
六価クロム化合物	0.01 mg/L	シマジン	0.0003 mg/L
砒素及びその化合物	0.005 mg/L	チオベンカルブ	0.002 mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005 mg/L	ベンゼン	0.001 mg/L
アルキル水銀化合物	0.0005 mg/L	セレン及びその化合物	0.002 mg/L
РСВ	0.0005 mg/L	ほう素及びその化合物	0.2 mg/L
トリクロロエチレン	0.002 mg/L	ふっ素及びその化合物	0.2 mg/L
テトラクロロエチレン	0.0005 mg/L	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物	物、硝酸化合
ジクロロメタン	0.002 mg/L	アンモニア、アンモニア化合物にあって はアンモニア性窒素	0.7 mg/L
四塩化炭素	0.0002 mg/L	亜硝酸化合物にあっては亜硝酸性窒素	0.2 mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.0004 mg/L	硝酸化合物にあっては硝酸性窒素	0.2 mg/L
1,1-ジクロロエチレン	0.002 mg/L	塩化ビニルモノマー	0.0002 mg/L
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.004 mg/L	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L

## エ 水質汚濁防止法第3条第3項に基づく上乗せ排水基準

(県条例※第 16 条別表)

※良好な生活環境の保全に関する条例(昭和48年 長野県条例第11号)

## ①有害物質に係る上乗せ排水基準

	有領			
区分	シアン化合物	六価クロム	水銀及びアルキル水銀	適用水域
		化合物	その他の水銀化合物	
水質汚濁防止法第2 条第2項に規定する 特定施設を有する工 場又は事業場	0 5 mg/I	0.3 mg/L	0.003 mg/L	県の区域に属 する公共用水 域

## (備考)

- 1 この表に掲げる上乗せ排水基準は、昭和54年10月31日において既に設置され、又は設置の工事が行われている1日当たりの平均的な排出水の量が500m<sup>3</sup>未満の工場又は事業場に係る排出水については適用しない。
- 2 この表に掲げる上乗せ排水基準は、一の施設が特定施設となった際現に当該施設が設置され、又は設置の工事が行われている1日当たりの平均的な排出水の量が500m<sup>3</sup>未満の工場又は事業場に係る排出水については適用しない。ただし、当該施設が特定施設となった際既に当該工場又は事業場についてこの表に掲げる上乗せ排水基準が適用されている場合は、この限りでない。

## ②水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量及びクロム含有量に係る上乗せ排水基準

		区分	5	00m³/目表	未満のもの		500 m	3/目以上の	のもの
号		項目	рΗ	銅	亜鉛	クロム	銅	亜鉛	クロム
番号	業種等	単位	_	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L
102	畜 産 農 業 (1) 豚房施設 (豚) 面積が 250m <sup>2</sup> 以 のに限る。) (2) 牛房施設 (牛) 面積が 500m <sup>2</sup> 以 のに限る。)	上のも	5.8~8.6	_	_	_	_	_	_
26 27 47 49 52 53 58 61 62 63 65	無 機 顔 その他の無機化: 医 薬 農 皮 ガ ラ ス 勢 窯 鉄 非 鉄 金 属 製 品 機 械 酸・アルカリ表 電 気 め か	品薬革品業鋼属具理	5.8~8.6	3	5	2	2	備考2	1

#### (備考)

- 1 この表の基準は、県区域に属する公共用水域に適用する。
- 2 亜鉛の運用基準は、P19 (参考) を参照

## ③BOD(COD)、浮遊物質量及び大腸菌数に係る上乗せ排水基準

				Ą	頁目及び許容	限度	
Þ	分	排水量	量 BOD (COD) (mg/L)		SS	(mg/L)	大腸菌数 (CFU/mL)
			最大	日間平均	最大	日間平均	日間平均
1	下記以外の業種	10m³以上 50m³未満	60	40	90	60	_
		50m³以上	30	20	50	30	_
2	寒 天 製 造 業 清 酒 製 造 業	10m³以上	60	40	90	60	_
	畜 産 農 業	10m³未満	160	120	200	150	800
3	(1) 豚房施設(豚房の総 面積が 250m <sup>2</sup> 以上の ものに限る。) (2) 牛房施設(牛房の総 面積が 500m <sup>2</sup> 以上の ものに限る。)	10m³以上 500m³未満	160	120	85	70	800
3		500m³以上	30	20	50	30	_

## (備考)

- 1. この表の基準は県の区域に属する公共用水域に適用する。 2. 生物化学的酸素要求量 (BOD) に係る上乗せ排水基準は湖沼以外の公共用水域に排出される排出水について、化学的酸素 要求量(COD)に係る上乗せ排水基準は湖沼に排出される排出水について適用する。
- 3. 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。 4. 工場又は事業場がこの表の2以上の区分に該当する場合において、それぞれの区分につき異なる許容限度の上乗せ排水 基準が定められているときは、当該工場又は事業場に係る排出水については、それらの上乗せ排水基準のうち最大の許容 限度のものを適用する。

## オ 良好な生活環境の保全に関する条例(県条例)の規定による規制基準

## 排出水に係る規制基準

(昭和48年 県条例規則第9条別表第4)

	区分		規	É	制	基	準
		pН	(C(	OD OD) :/L)		S :/L)	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量に限る。) (mg/L)
施設の区分*・排水量			最大	日間平均	最大	日間平均	最 大
県条例1、2,3,4、	10m³以上 50m³未満	_	60	40	90	60	_
又は5の特定施設を 設置する事業場	50m³以上	_	30	20	50	30	_
県条例6又は7の特	10m³以上 50m³未満	_	60	40	90	60	_
定施設を設置する事業場	50m³以上	5.8以上 8.6以下	30	20	50	30	_
県条例8又は9の特 定施設を設置する事	10m³以上 50m³未満	_	60	40	90	60	_
業場	50m³以上	5.8以上 8.6以下	30	20	50	30	5

#### (備考)

- 1. BODに係る規制基準は湖沼以外の公共用水域に排出される排出水について、CODに係る規制基準は湖沼に排出される排出水について適用する。
- 2. 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 3. ※施設の区分 「県条例1」等の区分は(4)ア特定施設の表左欄[番号]欄に記載された施設区分 (P15)

## 力 長野市公害防止条例\*の規定による規制基準 ※長野市公害防止条例 (平成 16 年 条例 45 号) 汚水又は廃液に係る規制基準 (規則第4条別表第3)

	項目			規	制	基準		
施設の区分・排出量	供日	рН	BOD (m	(COD) g/L)		S S ng/L)	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量に限 る。) (mg/L)	
施設の色分・併山里				最大	日間平均	最大	日間平均	最大
別表第1第1項第 1号※に掲げる特定	10m³以上 50m³未満		60	40	90	60		
施設を設置する工場 又は事業場	50m³以上	5.8以上 8.6以下	30	20	50	30	5	

#### 備考

- 1 下水道に接続されているものを除く。
- 2 生物化学的酸素要求量 (BOD) に係る規制基準は湖沼以外の公共用水域に排出される排出水について、化学的酸素要求量 (COD) に係る規制基準は湖沼に排出される排出水について適用する。
- 3 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 4 この表に掲げる項目の測定方法は、次のとおりとする。

項目	測定方法	
pH(水素イオン濃度)	日本産業規格(以下「規格」という。)K0102-1の12に該当する方法	
BOD(生物化学的酸素要求量)	規格K0102-1の32に該当する方法	
COD(化学的酸素要求量)	規格K0102-1の17に該当する方法	
環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年環境庁告示 SS(浮遊物質量) 号。以下「環境大臣が定める方法」という。)本則第32号に規定す 法		
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	環境大臣が定める方法本則第33号に規定する方法	

5 別表第1第1項第1号に掲げる特定施設

いわゆるコイン洗車場に設置される洗車施設で、自動式車両洗浄施設以外のもの

# 3 大気関係

## (1) 大気に係る環境基準

## ア 大気の汚染に係る環境基準(昭和48年 環境庁告示25号、最終改正 平成30年 環境省告示100号)

物質	環境上の条件	測 定 方 法	
二酸化いおう	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	溶液導電率法又は紫外線蛍光法	
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、 かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下 であること。	非分散型赤外分析計を用いる方法	
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。	ろ過捕集による重量濃度測定方法又はこの 方法によって測定された重量濃度と直線的 な関係を有する量が得られる光散乱法、圧 電天びん法若しくはベータ線吸収法	
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから 0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であ ること。	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオ ゾンを用いる化学発光法	
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度 法若しくは電量法、紫外線吸光法又はエチ レン用いる化学発光法	
微小粒子状物質	1年平均値が $15 \mu \text{ g/m}^3$ 以下であり、かつ、 $1$ 日平均値が $35 \mu \text{ g/m}^3$ 以下であること。	ろ過捕集による質量濃度測定方法又はこの 方法によって測定された質量濃度と等価な 値が得られると認められる自動測定機によ る方法	
ベンゼン	1年平均値が 0.003 mg/m³以下であること。	キャニスター若しくは捕集管により採取し	
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.13 mg/m³以下であること。	た試料をガスクロマトグラフ質量分析計によ	
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2 mg/m³以下であること。	り測定する方法又はこれと同等以上の性能 を有すると認められる方法	
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15 mg/m³以下であること。		

#### (備考)

- 1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- 2 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10 μ m 以下のものをいう。
- 3 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。
- 4 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキ シ アセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質 (中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。) をいう。
- 5 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 2.5 μ m の粒子を 50 %の割合で分離できる 分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

## イ 有害大気汚染物質等の指針値

物質	指針値	備考
アクリロニトリル	年平均値2μg/m³以下	
塩化ビニルモノマー	年平均値 10 μ g/m³ 以下	
水銀	年平均値 0.04 μ g Hg/m <sup>3</sup> 以 下	平成 15 年 9 月 30 日 環管総発第 030930004 号
ニッケル化合物	年平均値 0.025 μ g Ni/m³以下	
クロロホルム	年平均値 18 μ g/m <sup>3</sup> 以下	
1,2 ジクロロエタン	年平均値 1.6 μ g/m <sup>3</sup> 以下	平成 18 年 12 月 20 日 環水大総発第 061220001 号
1,3ブタジエン	年平均値 2.5 μ g/m³以下	
ヒ素及び無機ヒ素化合物	年平均値 6ng As/m³以下	平成 22 年 10 月 15 日 環水大総発第 101015002 号**1 環水大大発第 101015004 号**1
マンガン及び無機マンガン化合物	年平均値 0.14 μ g Mn/m <sup>3</sup> 以下	平成 26 年 5 月 1 日 環水大総発第 1405011 号**2
塩化メチル	年平均値 94 μg/m³以下	△和9年9月90日 疊↓↓巛登笠 2009201 旦
アセトアルデヒド	年平均値 120μg/m³ 以下	令和2年8月20日 環水大総発第2008201号

- ※1 指針値との比較評価に当たっては、全ヒ素の濃度測定値をもって代用して差し支えない。
- ※2 指針値との比較評価に当たっては、総粉じん中のマンガン (全マンガン) の大気中濃度測定値をもって代用して差し支えない。

## ウ 緊急時の措置、要請基準及び指針等

## ①大気汚染防止法第23条第1項及び第2項に基づく緊急時の措置の発令要件

(政令第11条別表第5)

物質	一般緊急時	重大緊急時		
	0.2ppm 以上 3 時間継続	0.5ppm 以上 3 時間継続		
硫黄酸化物	0.3ppm 以上 2 時間継続	0.7ppm 以上 2 時間継続		
柳岭 英	0.5ppm以上			
	48 時間平均値が 0.15ppm 以上			
浮遊粒子状物質	2.0 mg/m <sup>3</sup> 以上 2時間継続	3.0 mg/m <sup>3</sup> 以上 3時間継続		
一酸化炭素	30ppm以上	50ppm以上		
二酸化窒素	0.5ppm以上	1ppm以上		
オキシダント	0.12ppm 以上	0.4ppm以上		

(測定値は全て1時間値)

## ②大気汚染防止法第21条に基づく要請基準

(昭和46総理府•厚生省令2号)

自動車排出ガスの種類	大気の汚染濃度
一酸化炭素	一酸化炭素の大気中における含有率の1時間値の月間平均値100万分の 10とする。

③光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針 (昭51環大企220号) 光化学オキシダントの日最高 1 時間値 0.06ppm に対応する午前 6 時から 9 時までの非メタン系炭化 水素の 3 時間平均値が、0.20ppmCから 0.31ppmCまでの範囲またはそれ以下であること。

## (2) 規制法令等の概要

## ア 大気汚染防止法 (大防法) /昭和43年 法律97号

工場及び事業場から発生するばい煙、揮発性有機化合物並びに建物の解体等粉じん等の排出を規制するとともに、自動車排ガスに係る許容限度を定めること等により、大気の汚染対策を推進する法律です。法で定めるばい煙発生施設、一般粉じん発生施設、揮発性有機化合物発生施設及び水銀排出施設を設置する工場及び事業場から必要な届出の提出を求めるとともに、規制基準及び管理基準を設けています。

イ 良好な生活環境の保全に関する条例(県条例)の大気汚染項目/昭和48年 県条例11号第29~41条

大防法を補完するものです。大防法で定める特定施設の対象を拡大し、必要な届出を求めるとともに規制基準を設けています。

\*「3 大気関係」中、「政令」、「規則」の表記は、それぞれ「大気汚染防止法施行令(昭和43年 政令329号)」、「大気汚染防止法施行規則(昭和46年通産省令1号)」を示す。

## (3) 届出について

種 別	期日	概 要
ア設置届	設置工事着手の 60日前 ※粉じん発生施 設は設置前	施設を設置する場合は、事前に届出が必要です。 大防法、県条例それぞれについて別様式になります。 ※市長が相当と認める場合実施制限期間の短縮ができます。
イ 氏名等変更届	変更の日から30 日以内	設置の届出事項のうち、氏名・名称、及び住所に係る事項に変更が 生じた場合は、その旨の届出が必要です。様式は同一です。
ウ 構造等変更届	変更工事着手の 60日前 ※粉じん発生施 設は変更前	設置の届出事項のうち、施設の種類、構造、使用・管理の方法、ばい煙の処理の方法、その他規則で定める事項に変更が生じる場合は、事前にその旨の届出が必要です。 ※市長が相当と認める場合実施制限期間の短縮ができます。 ※施設の入替や更新などの場合は、廃止届を提出の上、新たに設置届が必要です。また、施設を増設する場合は設置届が必要です。
工 承継届	承継の日から30 日以内	施設を譲り受け、又は借受け、設置(使用)届出者の地位を承継した者又は法人は、その旨の届出が必要です。
才 廃止届	廃止の目から30 日以内	施設を廃止した場合は、その旨の届出が必要です。
カ 使用届	法令等変更の日 から30日(県条 例は60日)以内	法令等で定める施設の種類又は規制地域が変更された際に、すでに 施設を使用している場合は、使用届(内容は設置届と同様)が必要 です。
キ 特定粉じん排出 等作業実施届	作業実施の14日前	特定粉じん(石綿、いわゆるアスベスト)を排出する作業を実施する場合は、事前にその旨の届出が必要です。

## (4)排出基準等

ア ばい煙発生施設(大防法第2条第2項)及び規制項目一覧(政令 別表第1) (政令第2条)

رر 	はい、煙筅生施設(人的法第2条第2)	身)及○規制填目一覧(政令 別表第1) ( 「			2条)
			;		項目
政令 項番号	ばい煙発生施設	規    模	硫黄酸化物	ばいじん	有 害 物 質
1	ボイラー(熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。)	燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であること。※	0	0	NOx
2	水性ガス又は油ガスの発生の用に供す るガス発生炉及び加熱炉	原料として使用する石炭又はコークスの処理能力が1日当たり20t以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であること。	0	0	$NO_x$
3	金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼却炉を含む。)及び煆焼炉(14の項に掲げるものを除く。)	原料の処理能力が1時間当たり1t以上であること	0	0	NOx
4	金属の精錬の用に供する溶鉱炉(溶鉱用 反射炉を含む。)転炉及び平炉(14の項に 掲げるものを除く。)		0	0	$NO_x$
5	金属の精製又は鋳造の用に供する溶解炉(こしき炉並びに14の項及び24の項から26の項までに掲げるものを除く。)	火格子面積(火格子の水平投影面積をいう。以下同じ。)が1㎡以上であるか、羽口面断面積(羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分	0	0	NOx
6	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若し くは金属製品の熱処理の用に供する加 熱炉	の水平断面積をいう。以下同じ。)が0.5㎡以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるか、又は変圧器の定格	0	0	NO <sub>x</sub>
7	石油製品、石油化学製品又はコールタール 製品の製造の用に供する加熱炉	容量が200kVA以上であること。	0	0	NOx
8	石油の精製の用に供する流動接触分解 装置のうち触媒再生塔	触媒に付着する炭素の燃焼能力が1時間当たり 200kg以上であること。	0	0	NO <sub>x</sub>
802	石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収 装置のうち燃焼炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり6L以上であること。	0	0	NOx
9	窯業製品の製造の用に供する焼成炉及 び溶融炉	   火格子面積が1㎡以上であるか、バーナーの燃料	0	0	NO <sub>x</sub> Cd F HF SiF <sub>4</sub> Pb
10	無機化学工業品又は食料品の製造の用に供する反応炉(カーボンブラック製造用燃焼装置を含む)及び直火炉(26の項に掲げるものを除く)	の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるか、又は変圧器の定格容量が200kVA以上であること。	0	0	NOx
11	乾燥炉(14の項及び23の項に掲げるもの を除く)		0	0	$NO_x$
12	製銑、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイ ドの製造の用に供する電気炉	変圧器の定格容量が1,000kVA以上であること。	0	0	
13	廃棄物焼却炉	火格子面積が2㎡以上であるか、又は焼却能力が1 時間当たり200kg以上であること。	0	0	NO <sub>x</sub> HCl
14	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼 炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む)、溶 鉱炉(溶鉱用反射炉を含む)、転炉、溶解 炉及び乾燥炉	原料の処理能力が1時間当たり0.5t以上であるか、火格子面積が0.5m以上であるか、羽口面断面積が0.2m以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり20L以上であること。	0	0	NO <sub>x</sub> Cd Pb

			;	規制	項目
政令項番号	ばい煙発生施設	規    模	硫黄酸化物	ばいじん	有害物質
15	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造の用に供する乾燥施設	容量が0.1m <sup>3</sup> 以上であること。	0		Cd
16	塩素化エチレンの製造の用に供する塩 素急速冷却施設	原料として使用する塩素(塩化水素にあっては塩素換算量)の処理能力が1時間当たり50kg以上で	0		Cl HCl
17	塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽	あること。	0		Cl HCl
18	活性炭の製造(塩化亜鉛を使用するものに限る。)の用に供する反応炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当た り3L以上であること。	0	0	NO <sub>x</sub> Cl HCl
19	化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設(塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するものに限り、前三項に掲げるもの及び密閉式のものを除く)	原料として使用する塩素(塩化水素にあっては塩素換算量)の処理能力が1時間当たり50kg以上であること。	0		Cl HCl
20	アルミニウムの精錬の用に供する電解炉	電流容量が30kAであること。	0	0	NO <sub>x</sub> F HF SiF <sub>4</sub>
21	燐、燐酸、燐酸質肥料又は複合肥料の製造(原料として燐鉱石を使用するものに限る)の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉	原料として使用する燐鉱石の処理能力が1時間当たり80kg以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるか、変圧器の定格容量が200kVA以上であること。	0	0	NO <sub>x</sub> F HF SiF <sub>4</sub>
22	ふっ酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設及び蒸留施設(密閉式のものを除く)	伝熱面積が10㎡以上であるか、又はポンプの動力が1kw以上であること。	0		F HF SiF4
23	トリポリ燐酸ナトリウムの製造(原料と して燐鉱石を使用するものに限る)の用 に供する反応施設、乾燥炉及び焼成炉	原料の処理能力が1時間当たり80kg以上であるか、火格子面積が1㎡以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であること。	0	0	NO <sub>x</sub> F HF SiF <sub>4</sub>
24	鉛の第二次精錬(鉛合金の製造を含む) 又は鉛の管、板若しくは線の製造の用に 供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり10L以上であるか、又は変圧器の定格容量が40kVA以上であること。	0	0	NO <sub>x</sub> Pb
25	鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり4L以上であるか、又は変圧器の定格容量が20kVA以上であること。	0	0	NO <sub>x</sub> Pb
26	鉛系銀料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、 反応炉及び乾燥施設	容量が0.1m <sup>3</sup> 以上であるか、バーナーの燃料の燃 焼能力が重油換算1時間当たり4L以上であるか、 又は変圧器の定格容量が20kVA以上であること。	0	0	NO <sub>x</sub> Pb
27	硝酸の製造の用に供する吸収施設、漂白 施設、及び濃縮施設	硝酸を合成し、漂白し、又は濃縮する能力が1時間 当たり100kg以上であること。	0		NOx
28	コークス炉	原料の処理能力が1日当たり20t以上であること。	0	0	NOx
29	ガスタービン	燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50L 以	0	$\circ$	NOx
30	ディーゼル機関	上であること。	0	$\circ$	$NO_x$
31	ガス機関	燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり35L以上	0	0	NOx
32	ガソリン機関	であること。	0	$\circ$	$NO_x$

<sup>※</sup>令別表第1の1の項目に掲げるボイラーのうち、伝熱面積が10㎡未満で、バーナーの燃料の燃焼能力が50L/h以上のボイラーを「小型ボイラー」という。

<sup>※</sup>項番号29~32のうち、非常用施設については当分の間適用しない。

## イ ばい煙発生施設に係る排出基準等(大防法第3条第1項)

① 硫黄酸化物の排出基準(規則第3条第1項、第2項)

次の式により算出した硫黄酸化物の量とする。

$$q = K \times 10^{-3} \bullet He^2$$

$$He = H_0 + 0.65 (Hm + Ht)$$

$$Hm = \frac{0.795\sqrt{Q \bullet V}}{1 + \frac{2.58}{V}}$$

Ht=2.01×10<sup>-3</sup> • Q • (T-288)×(2.30 log J+
$$\frac{1}{J}$$
-1)

$$J = \frac{1}{\sqrt{Q \bullet V}} (1460 - 296 \times \frac{V}{T - 288}) + 1$$

q:硫黄酸化物の量(排出基準)(単位 0℃ 1気圧の状態に換算した立方メートル毎時)

K:旧長野市域=14.5 旧豊野町、戸隠村、鬼無里村、大岡村、 信州新町、中条村域=17.5

He: 補正された排出口の高さ (単位 メートル)

Ho: 排出口の実高さ (単位 メートル)

Q:温度 15℃における排出ガス量 (単位 立方メートル毎秒)

V:排出ガスの排出速度 (単位 メートル毎秒)

T:排出ガスの温度 (単位 絶対温度)

- 備考 1 昭和60年9月9日までに設置された既設の小型ボイラーついては、当分の間適用しない。
  - 2 ガスタービン又はディーゼル機関のうち専ら非常時において用いられるもの(以下「非常用施設」という。)については当分の間適用しない。
  - 3 昭和63年1月31日までに設置された既設のガスタービン又はディーゼル機関(非常用施設を除く。以下同じ。) のうち、 $0^{\circ}$  1 気圧の状態に換算した最大排出ガス量が $15 \,\mathrm{m}^3/\mathrm{h}$  未満のものについては、当分の間適用しない。
  - (参考) 液体燃料の燃焼による硫黄酸化物排出量の計算方法(概算)

$$q$$
 ( $m^3/h$ ) =定格燃料使用量 ( $L/h$ ) × 比重 ×  $\frac{$ 燃料中のいおう含有%  $\times 0.7$ 

## ② ばいじんの排出基準(規則第4条、別表第2)

(単位: g/m³)

令別表第1の	番	ばい煙発生施設	規模 最大排出ガス量		31日以前に れたもの	S57年6月	<u>・ g / m /</u> 1日以降に れたもの
項番号	号	,,_,	万m³/h	排出基準	On(%)	排出基準	On(%)
	1	ボイラーのうちガスを専焼させるもの (5の項に掲げるものを除く。)	4以上 4未満	0.05 0.10	5	0.05 0.10	5
		ボイラーのうち重油その他の液体燃料(紙パルプの製造に伴い発生す	20以上 4~20	当分の間 0.07とする 当分の間 0.18とする	4	0.05 0.15	4
	2	る黒液を除く。以下この表において	1~4	0.25		0.25	
	J	同じ。)を専焼させるもの並びにガス 及び液体燃料を混焼させるもの (5の項に掲げるものを除く。)	1未満	0.30	4 但し当分の間 適用を猶予 する (On=Os)	0.30	4 但し当分の 間適用を猶 予する (On=Os)
1	3	ボイラーのうち紙パルプの製造に伴い発生する黒液を専焼させるもの並びに紙パルプの製造に伴い発生する黒液及びガス又は液体燃料を混焼させるもの(5の項に掲げるものを	20以上 4~20 4未満	当分の間 0.20とする 当分の間 0.35とする	Os	0.15 0.25 0.30	Os
(注3)	4	除く。) ボイラーのうち石炭を燃焼させるも	20以上	当分の間 0.15とする 当分の間		0.10	
	4	の(次項に掲げるものを除く。)	4~20 4未満	0.25とする 当分の間 0.35とする	6	0.20	6
	5	ボイラーのうち令別表第1の8の項の 中欄に掲げる触媒再生塔に附属す るもの	_	当分の間 0.30とする	4	0.20	4
	6	ボイラーのうち前5項に掲げる以外 のもの	4以上 4未満	0.30 当分の間 0.40とする	世 当分の間 当分の間 さろ		6 但し当分の 間適用を猶 予する (On=Os)
	附	ボイラーのうち石灰(1kg当たりの発 熱量20,930.25kJ以下のものに限る 。)を燃焼させるもの	_	当分の間 0.70とする	当分の間適用を 猶予する (On=Os)	_	_
2	7	ガス発生炉	_	0.05	7	0.05	7
	8	加熱炉	- 4以上	0.10	7	0.10 0.10	7
	9	焙焼炉	4未満	0.10	Os	0.10	Os
	10	焼結炉のうちフェロマンガンの製造 の用に供するもの	_	0.20	Os	0.20	Os
3	11	焼結炉のうち前項に掲げるもの以外 のもの	_	0.15	Os	0.15	Os
	12	煆焼炉	4以上 4未満	当分の間 0.25とする 当分の間 0.30とする	Os	0.20 0.25	Os
	13	溶鉱炉のうち高炉	_	0.05	Os	0.05	Os
	14	溶鉱炉のうち前項に掲げるもの以外 のもの	_	0.15	Os	0.15	Os
4	15	転炉	_	0.10 但し燃焼型 のものは当 分の間0.13 とする	Os	0.10	Os
	16	平炉	4以上 4未満	0.10 0.20	Os	0.10 0.20	Os
-	•	•					*

令別表 第1の	番	ばい煙発生施設	規模 最大排出ガス量	· ·	31日以前に れたもの		1日以降に れたもの
項番号	号	ない。発光生施設	版八が山ルへ里 万m³/h	排出基準	On(%)	排出基準	On(%)
5	17	溶解炉	4以上 4未満	0.10 0.20 但しアルミニウム地金若しくは 合金の製造フ はアルミニウム の再生の用に 供する反射炉 は当分の間 0.30とする	Os	0.10 0.20	Os
6	18	金属加熱炉	4以上4未満	当分の間110.15とする但し当分の間適用を猶当分の間予する		0.10	11 但し当分の 間適用を猶 予する (On=Os)
7	19	石油加熱炉	4以上 4未満	0.25とする 0.10 0.15 但し潤滑油の 製造の用に供 する1万m³/h未 満のものは当 分の間0.18と する	(On=Os)	0.10 0.15	6
8	20	触媒再生塔	_	当分の間 0.30とする	6	0.20	6
802	21	燃焼炉	_	0.10	8	0.10	8
	22	焼成炉(石炭焼成炉に限る。)のうち 土中釜	_	0.40	15	0.40	15
	23	焼成炉(石炭焼成炉に限る。)のうち 前項に掲げるもの以外のもの	_	0.30	15	0.30	15
	24	焼成炉のうちセメントの製造の用に 供するもの	_	0.10	10	0.10	10
	25	焼成炉のうち耐火レンガ又は耐火 物原料の製造の用に供するもの	4以上 4未満	0.10 0.20	18	0.10 0.20	18
9	26	焼成炉のうち前4項に掲げるもの以 外のもの	4以上 4未満	0.15 0.25	15 但し当分の 間適用を猶 予する (On=Os)	0.15 0.25	15 但し当分の 間適用を猶 予する (On=Os)
	27	溶鉱炉のうち板ガラス又はガラス繊維製品(ガラス繊維を含む。)の製造の用に供するもの	4以上 4未満	0.10 0.15	15	0.10 0.15	15
	28	溶融炉のうち光学ガラス、電気ガラス 又はフリットの製造の用に供するもの	4以上 4未満	0.10 当分の間 0.30とする	16	0.10 0.15	16
	29	溶融炉のうち前2項に掲げるもの以 外のもの	4以上 4未満 4以上	0.10 0.20 0.15	15	0.10 0.20 0.15	15
10	30	反応炉及び直火炉	4未満	0.20 但し活性炭の 製造の用に供 する1万m³/h未 満の反応炉は 当分の間0.30 とする	6 但し当分の 間適用を猶 予する (On=Os)	0.20	6 但し当分の 間適用を猶 予する (On=Os)

令別表 第1の	番	ばい煙発生施設	規模 最大排出ガス量		31日以前に れたもの	S57年6月1日以降に 設置されたもの		
項番号	号		万m³/h	排出基準	On(%)	排出基準	On(%)	
	31	乾燥炉のうち骨材乾燥炉	_	0.50 但し2万m³/h未 満のものは当 分の間0.60と する	16 但し直接熱風 乾燥炉はOs とする	0.50	16 但し直接熱 風乾燥炉は Osとする	
11			4以上	0.15		0.15		
	32	乾燥炉のうち前項に掲げるもの以外 のもの	4未満	当分の間 1~4万m³/hは 0.30 1万m³/h未満 は0.35とする	16 但し直接熱風 乾燥炉はOs とする	0.20	16 但し直接熱 風乾燥炉は Osとする	
	33	電気炉のうち合金鉄(珪素の含有率が40%以上のものに限る。)の製造の用に供するもの	_	0.20	Os	0.20	Os	
12	34	電気炉のうち合金鉄(珪素の含有率が40%未満のものに限る。)及びカーバイドの製造の用に供するもの	_	0.15	Os	0.15	Os	
	35	電気炉のうち前2項に掲げるもの以外のもの	_	0.10	Os	0.10	Os	
13	36	別掲						
	37	削除	.01.1					
	38	焙焼炉	4以上	0.10	Os	0.10	Os	
	39	焼結炉	4未満	0.15 0.15	Os	0.15 0.15	Os	
	40	溶鉱炉	_	0.15	Os	0.15	Os	
	41	転炉	_	0.15	Os	0.15	Os	
14	42	溶解炉	2 溶解炉	4以上 4未満	0.10 0.20 但し1万m <sup>3</sup> /h未 満のものは当 分の間0.30と する	Os	0.10 0.20	Os
	43	乾燥炉	4以上 4未満	0.15 但し気流搬送型 のものは当分の 間0.18とする 当分の間 0.30とする	16 但し直接熱 風乾燥炉は Osとする	0.15	16 但し直接熱風 乾燥炉はOsと する	
18	44	反応炉	_	0.30	6	0.30	6	
20	45	電解炉	_	0.05	Os	0.05	Os	
21	46	焼成炉 溶解炉	_	0.15 0.20	15 Os	0.15 0.20	15 Os	
23	48	乾燥炉	_	0.10	16 但し直接熱 風乾燥炉は Osとする	0.20	16 但し直接熱風 乾燥炉はOsと する	
	49	焼成炉	_	0.15	15	0.15	15	
24	50	溶解炉	4以上 4未満	0.10 0.20	Os	0.10 0.20	Os	
25	51	溶解炉	4以上	0.10	Os	0.10	Os	
0.0	52	溶解炉	4未満 4以上 4未満	0.20	Os	0.15	Os	
26			4未満	0.15		0.15		
	53	反射炉	_	0.10	Os	0.10	Os	

令別表 第1の	番	ばい煙発生施設	規模 最大排出ガス量		31日以前に れたもの	S57年6月1日以降に 設置されたもの		
項番号	号		万m³/h	排出基準	On(%)	排出基準	On(%)	
26	54	反応炉(硝酸鉛の製造の用に供するものを除く)	_	0.05	6 但し鉛酸化 物の製造の 用に供するも のはOsとする	0.05	6 但し鉛酸化物 の製造の用に 供するものはOs とする	
28	55	コークス炉	_	0.15	7	0.15	7	
29 (注4)	56	ガスタービン	_	0.05	16	0.05	16	
30 (注4)	57	ディーゼル機関	_	0.10	13	0.10	13	
31 (注5)	58	ガス機関	_	0.05	0	0.05	0	
32 (注5)	59	ガソリン機関	_	0.05	0	0.05	0	

- 注1) 排出ガス量は、0℃1気圧の状態(以下本書において「標準状態」とする。)に換算した1時間当たりの排出ガスの最大量とする。
- 注2) 排出基準は、標準状態に換算した排出ガス1m3中におけるばいじんの量とする。
- 注3) 1 昭和60年9月9日までに設置された既設の小型ボイラーについては、当分の間適用しない。
  - 2 小型ボイラーで昭和60年9月10日から平成2年9月9日の間に設置されたものは当分の間 $0.5g/m^3$ とする。
  - 3 小型ボイラーで、ガスを専焼させるもの、軽質液体燃料(灯油、軽油、A重油をいう。以下同じ。)を専焼させるもの並びに ガス及び軽質液体燃料を混焼させるものは当分の間適用しない。
  - 4 上記以外の小型ボイラーについては、現在規制対象になっているボイラーのうち最小規模のものに対して定められている基準が適用される
- 注4) 1 ガスタービン及びディーゼル機関のうち、非常用施設については当分の間適用しない。
  - 2 昭和63年1月31日までに設置された既設のガスタービン又はディーゼル機関については当分の間適用しない。
- 注5) ガス機関及びガソリン機関のうち、非常用施設については当分の間適用しない。

#### (別掲)

令別表 第1の項	番	ばい煙発生施設	規模 (処理能力)	平成10年6月 設置され		平成10年7月1日以降に 設置されたもの		
番号	号		千kg/h	排出基準	On(%)	排出基準	On(%)	
13	36	廃棄物焼却炉	4以上 2以上4未満 2未満	0.08 0.15 0.25	12	0.04 0.08 0.15	12	

#### 備考

1 この表に掲げるばいじんの量は、次の式(熱源として電気を使用する施設は $C=C\ s$ )により算出されたばいじんの量とする。

 $C = \frac{21-0n}{21-0a}$ 

この式においてC、On、Os及びCsはそれぞれの値を表すものとする。

- C ばいじんの量(単位 g)
- 〇 n 表中の〇 n 欄の値(単位 百分率)
- Os 排出ガス中の酸素の濃度(単位 百分率)(当該濃度20%を超える場合にあっては20%とする。)
- Cs 日本産業規格Z8808に定める方法のより測定されたばいじんの量(単位 g)
- 2 この表に掲げるばいじんの量には、燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行う場合において排出されるばいじん (1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。) は含まれないものとする。
- 3 ばいじんの量が著しく変動する施設にあっては、1工程の平均の量とする。

## ③-1 有害物質の排出基準(規則第5条 別表第3)

(単位 mg/m³)

		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					
番号	有害物質	ばい煙発生施設	排出基準				
1	カドミウム及び その化合物						
2	塩素	令別表第1の16の項から19の項までに掲げる施設	30				
3	塩化水素	令別表第1の13の項に掲げる廃棄物焼却炉	700				
3	鱼11八米	令別表第1の16の項から19の項までに掲げる施設	80				
	ふっ素、	令別表第1の9の項に掲げる施設のうちガラス又はガラス製品の製造(原料としてほたる石又は珪ふっ化ナトリウムを使用するものに限る。)の用に供するもの、21の項に掲げる反応施設(過燐酸石灰又は重過燐酸石灰の製造の用に供するものを除く。)、濃縮施設及び溶解炉(燐酸質肥料の製造の用に供するものを除く。)並びに22の項及び23の項に掲げる施設	10				
4	ふっ化水素 及びふっ化	令別表第1の20に掲げる電解炉	1. 0 (3. 0)				
	珪素	令別表第1の21の項に掲げる反応施設(過燐酸石灰又は重過燐酸石灰の製造の用に供するものに限る。)及び溶解炉のうち電気炉(燐酸質肥料の製造の用に供するものに限る。)	15				
		令別表第1の21の項に掲げる焼成炉及び溶解炉のうち平炉 (燐酸質肥料の 製造の用に供するものに限る。)	20				
	鉛及び	令別表第1の9の項に掲げる施設のうちガラス又はガラス製品の製造(原料として酸化鉛を使用するものに限る。)の用に供するもの	20				
5	お及び その化合物	令別表第1の14の項に掲げる焙焼炉、転炉、溶解炉及び乾燥炉並びに24の 項から26の項までに掲げる施設	10				
		令別表第1の14の項に掲げる焼結炉及び溶鉱炉	30				

- 注)排出基準は、標準状態に換算した排出ガス  $1\,\mathrm{m}^3$  中における有害物質の量とする。 備考
  - 1 この表の第4欄に掲げる有害物質の量(備考2に規定するものを除く。)は、1及び5の項に掲げるものにあっては日本産業規格 (以下この表において単に「規格」という。) Z8808 に定める方法により採取し、規格 K0083 に定める方法によりカドミウム又は鉛 として測定される量として、2の項に掲げるものにあっては規格 K0106 に定める方法により測定される量として、3の項に掲げる ものにあっては規格 K0107 に定める方法により測定される量として、4の項に掲げるものにあっては規格 K0105 に定める方法により りふっ素として測定される量として、それぞれ表示されたものとし、当該有害物質の量には、すすの掃除を行う場合等においてや むを得ず排出される有害物質(1時間につき合計6分を超えない時間内に排出されるものに限る。)は含まれないものとする。
  - 2 この表の3の項の第4欄に掲げる塩化水素の量(令別表第1の13の項に掲げる廃棄物焼却炉に係るものに限る。)は、次の式により算出された塩化水素の量とする。

$$C = \frac{3}{21 - 0s} \cdot Cs$$

この式においてC、On、Os及びCsはそれぞれの値を表すものとする。

- C 塩化水素の量(単位 ミリグラム)
- Os 排出ガス中の酸素の濃度(単位 百分率)
- Cs 規格K0107に定める方法により測定された塩化水素の濃度を温度が零度であって圧力が 1 気圧の状態における排出ガス 1 立方メートル中の量に換算したもの (単位 ミリグラム)
- 3 第4欄の( )内の数値は、有害物質が電気炉から直接吸引されダクトを通じて排出口から排出される場合の当該排出口における有害物質の量である。
- 4 有害物質の量が著しく変動する施設にあっては、1工程の平均の量とする。

#### ③-2 有害物質の排出基準(窒素酸化物)(規則第5条 別表第3の2) (単位:cm ³/m³)

令別表	細	施設の種類	規模			設置年月					
第1の 項番号	番号	注 1	(最大排ガス量) 万 m³/h	~ S48, 8, 9	S48. 8. 10 ~	S50. 12. 10 ~	S52. 6. 18 ~	S54. 8. 10 ∼	S58. 9. 10 ~	S62. 4. 1	備考
			注2	540.0.5	S50. 12. 9	S52. 6. 17	S54. 8. 9	S58. 9. 9	S62. 3. 31		
		ガス専焼ボイラー	50 以上	130	130	100	60	60	60	60	0n=5
			$10 \sim 50$	130	130	100	100	100	100	100	
	1		4~10	130	130	130	100	100	100	100	
			1~4	150	150	130	130	130	130	130	
			1 未満	150	150	150	150	150	150	150	
		固体燃料ボイラー									0n=6
1		(石炭燃料ボイラー	70 以上	400	300	300	300	300	300	200	※1 石炭燃焼用の散布式
注 4		を含む)	50~70	420	300	300	300	300	300	250	ストーカ型のものに限
红. 4			20~50	420	350	300	300	300	300	250	り、当分の間 320 とする。
	2		10~20	450	350	300	300	300	300	250	※2 流動層燃焼方式のも
	(2)		4~10	450	350	300	300	300	$300^{*1}$	$250^{*1}$	
			1~4	450	380	350	350	350	$350^{*2}$	300	のに限り360とする。
			0.5~1	450	380	350	350	350	$350^{*2}$	300	
			0.5 未満	480	480	480	380	380	$350^{*2}$	300	

令別表	細	施設の種類	規模			設置年月	日と排出	基準 注3			
第1の 項番号	番号	連成の種類 注 1	(最大排ガス量) 万 m³/h	~	S48. 8. 10 ~	S50. 12. 10 ~	S52. 6. 18 ~	S54. 8. 10 ~	S58. 9. 10 ~	S62. 4. 1	備考
		排脱付液体	注 2 50~100	S48. 8. 9 210	S50. 12. 9 180	S52. 6. 17 150	S54. 8. 9 130	S58. 9. 9 130	S62. 3. 31 130	130	0n=4
	3	燃焼ボイラー	$10\sim50$ $4\sim10$	210 280	180 180	150 150	150 150	150 150	150 150	150 150	%1 S52. 6. 18∼S52. 9. 9
	0	(原油タール燃焼)	1~4 1 未満	280 280	280 280	150 280	150 180 <sup>**1</sup>	150 180	150 180	150 180	設置のものは 280
		液体燃焼ボイラー	50 以上	180 190	180	150	130	130 150	130	130	※2 S52.6.18~S52.9.9 設置のものは250
	4	(原油タール燃焼で ③以外)	4~10	250	180 180	150 150	150 150	150	150 150	150 150	
			1~4 1 未満	250 250	250 250	150 250	150 180 <sup>**2</sup>	150 180	150 180	150 180	S52.9.10 以前に設置さ れた排出ガス量が
		排脱付液体 燃焼ボイラー	$50 \sim 100$ $10 \sim 50$	210 210	180 180	150 150	130 150	130 150	130 150	130 150	0.5Nm³/h 未満の過負荷燃 焼型を除く。
	5	(原油タール以外)	$^{4\sim10}_{1\sim4}$	210 250	180 250	150 150	150 150	150 150	150 150	150 150	WEE CON VO
1 注 4		液体燃焼ボイラー	1 未満	280	280	280	180**1	180	180	180	
1.1. 1		(③~⑤以外)	50 以上 10~50	180 190	180 180	150 150	130 150	130 150	130 150	130 150	
	6		$4 \sim 10$ $1 \sim 4$	190 230	180 230	150 150	150 150	150 150	150 150	150 150	
		口什麼体	1 未満	250	250	250	180 <sup>₩2</sup>	180	180	180	0 0
	7	固体燃焼 小型ボイラー								350 <sup>*</sup>	0n=6 ※S60.9.10 以降設 置の施設に適用
		液体燃焼									0n=4
	8	小型ボイラー							300	*1 260*2	※1 S60.9.10~H2.9.9 設 置の施設に適用
											※2 H2.9.10 以降設置の 施設に適用
	1	ガス発生炉・加熱炉		170	170	170	170	150	) 150	150	加設でに週刊 On=7
		水素ガス製造用ガス									
2	2	発生炉 (天井バーナー燃焼		360	360	360	360	150	150	150	
		方式のもの)									
		ペレット焼成炉	1 以上	540	540	540	220	220	220	220	0n=15
	1	(ガス燃焼)	1 未満	540	540	540	540	220	220	220	
	2	焼結炉 (①以外の	1以上	300 300	300 300	300 300	220 300	220 220	220	220	
		ペレット焼成炉) 焼結炉	1 未満	260	260	260	220	220	220 220	220	
3	3	(①、②以外)	1~10 1 未満	270 300	270 300	270 300	220 300	220 220	220 220	220 220	
	4	アルミナ製造用	1以上	350	350	350	200	200 200	200	200 200	0n=10
	(5)	煆焼炉 煆焼炉	1 未満	350 200	350 200	350 200	350 200	200	200	200	
	6	(④以外) 焙焼炉		250	250	250	250	220	220	220	0n=14
4	0	溶鉱炉		120	120	120	120	100	100	100	0n=15
		△ 屋 ※ # * * * * * * * * * * * * * * * * * *									0n=12
5		金属溶解炉 ※ 金属加熱炉	10 以上	200	200	200	200	180 100	180 100	180	<ul><li>※キュポラは適用除外</li><li>0n=11</li></ul>
	1	を属加索が (ラジアントチューブ型)	1~10 0.5~1	200 200 200	200 200 200	150 200	150 150	150 150	150 150	150 150	on – 11
		Λ = 4n ±4 1	0.5 未満	200	200	200	180	180	180	180	
6	(2)	金属加熱炉 (鍛接鋼管用)	10以上1~10			100	100 180	100 180	100 180	100 180	
			0.5~1 0.5未満				150 180	150 180	150 180	150 180	
	(3)	金属加熱炉 (①、②以外)	10 以上 1~10	160 170	160 170	100 150	100 130	100 130	100 130	100 130	
	(0)		0.5~1 0.5未満	170 200	170 200	170 200	150 180	150 180	150 180	150 180	
		排脱付石油 加熱炉	4以上 1~4	170 180	170 170	100 150	100 130	100 130	100 130	100 130	0n=6
	1	//H / π ( // · · · · · · · · · · · · · · · · ·	0.5~1 0.5未満	190 200	190 200	190 200	150 180	150 150 180	150 180	150 180	
		エチレン分解炉	4以上1~4	170	170	100	100	100	100	100	
7	2		0.5~1	180 180	180 180	150 180	130 150	130 150	130 150	130 150	
		エチレン分解炉	0.5未満4以上	200 170	200 170	200 100	180 100	180 100	180 100	180	
	3	(炉床式バーナー)	$1 \sim 4$ 0. $5 \sim 1$	280 180	280 180	150 180	130 150	130 150	130 150	130 150	
			0.5 未満	200	200	200	180	180	180	180	

2の他のガラス製造       500       500       500       500       450       450       450       最終態先方式 1/4を乗じた値         (3) その他地成炉、溶離 炉 ((2)、(3)以外)       200       200       200       200       180       180       180       180       0n=15         (1) 反応炉、(流火炉 ((2)、(3)以外)       200       200       200       200       180	
### 2015 方 注目 1915日 10 日本	備考
### 10 日本   10 日本	
日本語画	
□ 180	
□ 10 日本語 200 200 200 180 180 180 180 180 180 180 180 180 1	
マクーの地質  4~10   430   430   100	
## 180	
180	
(日本語の報告) 1 (以上 170 170 170 180 180 180 180 180 180 180 180 180 18	
① 〇〇の以外   1~4   180   170   150   130	
8	
8 かと	
8 か 2   独却	
(1) (分別機能の)のテター中へ。	
ウン     シント株成年     10以上     250     250     250     250     250     250     250     250     250     3	
(型)         セメント検尿炉         10 以上         250 <th< td=""><td></td></th<>	
10 本間	
## (②以外) 10 末満 480 480 480 350 350 350 350 350 350 0 n=18 ## 水が原料・耐水レンが開送用廃成炉 400 400 400 400 360 360 360 6 廃業整焼方式。 174を来じ、値 がフラス・ガラマ繊維 50 20 800 800 800 800 800 800 800 800 800	
● 耐火咳咳肝・耐火レンの燃金用焼皮	
40	
9   ③ 製造用溶離炉	
1/4 を乗じた値  2リット、電気ガラ   200   800	:ナナル オエナル
フリット、電気ガラ   800 800 800 800 800 800 800 800 800   800	
大の他のガラス製造   1/4 全乗比を値   1/4 全乗比を値   1/4 全乗比を値   1/4 全乗比を値   1/4 を乗比を値   1/4 を乗比を使   1/4 を乗むを使   1/	70   2 2 2 7 1 7
(② 日本経験庁 (日本 日本 日	方式は、補正式に
(で) 用溶酸炉 500 500 500 500 450 450 450 6数素殊焼力式。 1/4を乗じた値、	た値を適用
1/4 を乗じた値   1/4 を乗した値   1/4 を乗したを乗が使む   1/4 を乗が使む   1/4 を乗が使む	方式け 補正式に
(型) 反応炉、直火炉 (空) 200 200 200 180 180 180 180 0n=6 酸素燃焼方式(空)、窓以外) 200 200 200 200 180 180 180 180 0n=6 酸素燃焼方式(空)、窓以外) 2 硫酸カリウム製造 250 250 250 250 180 180 180 180 180 180 180 180 180 18	
① 反応炉、直火炉 (②、③以外) ② 高酸カリウム製造 用反応炉 (③、③以外) ② に酸カリウム製造 用反応炉 (③、(N) 無線) 11 乾燥炉 250 250 250 250 250 180 180 180 180 180 180 180 180 180 18	
10   (②、③以外)   200   200   200   180	
2	★方式は 実測値を
10	DATE OF STATE OF
3 (No, 触媒)	
11   乾燥炉   250   250   250   230   230   230   0n=16	
11   乾燥炉   250   250   250   230   230   230   0n=16	
13 13 14 日本語 に限 4 末満 900 900 900 900 450 450 450 450 450 450 450 450 450 4	
13   13   13   14   14   15   15   15   15   15   15	
13   ② 特殊廃棄物焼却炉   4以上   300   300   300   25	
2 注 6 (連続炉に限る) 4 未満 900 900 900 700 700 700 700	
② (連続炉①、②以外)     4以上 300 300 300 300 250 250 250 250 250 250 250 250 250 2	
(単続がし、20以 4 未満 300 300 300 250 250 250 250 250 4以上 250 250 250 250 250 250 250 250 250 250	
④ 廃棄物焼却炉 (連続焼却炉)     4以上     250     250     250     250     250       ① 銅、鉛、亜鉛精練用 焙焼炉     250     250     250     250     220     220     220     0n=14       ② 銅、鉛、亜鉛精練用 焼結炉     300     300     300     300     220     220     220     0n=15       ③ 銅、鉛、亜鉛精練用 溶鉱炉(④、⑤以外)     120     120     120     120     100     100     100     100       亜鉛精練用溶鉱炉 のうち鉱準処理炉 ④ (石炭、コークスを燃 料・還元剤とするもの)     450     450     450     450     450     450     450       14     一のうち並型蒸留炉 のうち立型蒸留炉     230     230     230     230     100     100     100       ⑥ 溶解炉(⑦以外)     200     200     200     200     180     180     0n=12       鋼精練用溶解炉 (熔螺原のうちご型素管炉 (熔螺原のうちごもアンチ     200     200     200     200     180     180     0n=12	
(連続焼却炉) 4 以上 250 250 250 250 250 250 0n=14  ① 銅、鉛、亜鉛精錬用 250 250 250 250 220 220 0n=14  ② 銅、鉛、亜鉛精錬用 300 300 300 300 220 220 220 0n=15  ③ 銅、鉛、亜鉛精錬用 300 300 300 300 300 220 220 220 0n=15  ④ 銅、鉛、亜鉛精錬用 250 250 250 250 250 250 0n=14  ② 銅、鉛、亜鉛精錬用 300 300 300 300 300 300 300 220 220 220	
日本語   日本	
② 銅、鉛、亜鉛精錬用 焼結炉     300     300     300     300     220     220     0n=15       ③ 銅、鉛、亜鉛精錬用 溶鉱炉(④、⑤以外)     120     120     120     120     100     100     100       亜鉛精錬用溶鉱炉 のうち鉱滓処理炉 (4) (石炭、コークスを燃料・還元剤とするもの)     450     450     450     450     450     450     450       重鉛精錬用溶鉱炉 のうち立型蒸留炉     230     230     230     230     100     100     100       ⑥ 溶解炉(⑦以外)     200     200     200     180     180     180     0n=12       網精錬用溶解炉 (複雑場のうちごと子とま	
② 焼結炉     300     300     300     300     220     220     220       ③ 銅、鉛、亜鉛精錬用溶鉱炉のうち鉱淬処理炉のうち鉱淬処理炉のうち鉱淬処理炉のうち鉱淬処理炉のうち鉱淬処理炉のうち鉱淬処理炉のうち鉱淬処理炉のうち鉱淬処理炉のうち鉱淬処理炉のうち鉱淬処理炉のうち並や水・還元剤とするものの     450     450     450     450     450     450     450       ⑥ 密解炉(の以外) のち立型蒸留炉の方ちが水がにのいますが、水	
3   溶鉱炉(④、⑤以外)	
経販炉(型、⑤以外)	
(4) (石炭、コークスを燃料・還元剤とするもの)     450 450 450 450 450 450 450 450 450 450	
④ (石炭、コークスを燃料・還元剤とするもの)     450     450     450     450     450     450       事・還元剤とするもの)     230     230     230     100     100     100       ⑤ 密解炉(の以外)     200     200     200     180     180     0n=12       鋼精練用溶解炉 (強煙原のうちアンモ     (株理原のうちアンモ	
の) ・ 亜鉛精錬用溶鉱炉 のうち立型蒸留炉 ・ ② 230 230 230 100 100 100 100 100 100 100 100 100 1	
⑤     亜鉛精錬用溶鉱炉 のうち立型蒸留炉     230     230     230     100     100       ⑥     溶解炉(⑦以外)     200     200     200     180     180     0n=12       網精錬用溶解炉 (強地炉のうちアンギ     (海地炉のうちアンギ	
⑤     のうち立型蒸留炉     230     230     230     100     100     100       ⑥     溶解炉(⑦以外)     200     200     200     180     180     180     0n=12       鋼精錬用溶解炉 (複雑炉のうちアンギ     (複雑炉のうちアンギ	
(6) 溶解炉(⑦以外) 200 200 200 180 180 180 0n=12 銅精錬用溶解炉 (紫地崎のうちアンチ	
(独物中のうたアンエ	
⑦   「一	
- プ を <b>を</b> 元 利 と 9 る も	
8 乾燥炉 200 200 200 180 180 0n=16	

令別表	細	施設の種類	規模		î	设置年月1	日と排出	基準 注	3				
第1の	番		(最大排ガス量) 万 m³/h	~	S48. 8. 10	S50. 12. 10 ~	S52. 6. 18 ~	S54. 8. 10	S58. 9. 10	S62. 4. 1		備	考
項番号	号	注 1	注 2	S48. 8. 9		S52. 6. 17		S58. 9. 9	S62. 3. 31	~			
18		活性炭製造用反応炉		200	200	200	200	180	180	180	0n=6		
21	1	燐等製造用焼成炉		200	200	200	200	180	180	180	0n = 15		
21	2	燐等製造用溶解炉		650	650	650	650	600	600	600			
23	1	トリポリ燐酸ナトリ ウム製造用焼成炉		200	200	200	200	180	180	180	0n=15		
23	2	トリポリ燐酸ナトリ ウム製造用乾燥炉		200	200	200	200	180	180	180	0n=16		
24		鉛二次精錬等用溶解炉		200	200	200	200	180	180	180	0n = 12		
25		鉛蓄電池製造用溶解炉		200	200	200	200	180	180	180	0n = 12		
	1	鉛系顔料製造用溶解炉		200	200	200	200	180	180	180	0n = 12		
	2	鉛酸化物製造用溶解炉		200	200	200	200	180	180	180	0n=0s		
26	3	反射炉		200	200	200	200	180	180	180	0n = 15		
	4	反応炉		200	200	200	200	180	180	180	0n=6		
	5	鉛酸化物、硝酸鉛製 造用反応炉		200	200	200	200	180	180	180	0n=0s		
27		硝酸製造施設		200	200	200	200	200	200	200	0n = 0s		
28	1	コークス炉 (オットー型)	10 以上 10 未満			200	170 170	170 170	170 170	170 170	0n=7		
26	2	コークス炉 (①以外)	10 以上 10 未満	350 350	350 350	320 350	170 170	170 170	170 170	170 170			
29		ガスタービン	(別掲 1 )										
30		ディーゼル機関	(か)を 1)										
31		ガス機関	(別掲2)	-									
32		ガソリン機関	(butten 2)										

- 注1 電気炉(熱源として電気を使用するもの)を除く。
- 注2 排出ガス量は、標準状態に換算した1時間当たりの排出ガスの最大量とする。
- 注3 排出基準は、標準状態に換算した排出ガス1㎡中における窒素酸化物の量とする。
- 注4 ○昭和60年9月9日までに設置された既設の小型ボイラーについては、当分の間適用しない。 ○小型ボイラーで、ガスを専焼させるもの、軽質液体燃料(灯油、軽油、A重油をいう。以下同じ。)を専焼させるもの並びに ガス及び軽質液体燃料を混焼させるものは当分の間適用しない。
- 注5 酸素燃焼方式によるものは、標準酸素濃度補正式に1/4を乗じた値に対して排出基準を適用する。
- 注6 特殊産業廃棄物焼却炉とは、「ニトロ化合物、アミノ化合物若しくはシアン化合物若しくはこれらの誘導体を製造し、若しくは 使用する工程又はアンモニアを用いて排水を処理する工程から排出する廃棄物を焼却するもの」をいう。
- 備考1 この表の窒素酸化物排出基準は、次の式により算出された窒素酸化物の量とする。(標準酸素濃度補正方式)

$$C = \frac{21 - On}{21 - Os} Cs$$

- On 表中の備考の値
- O s 排出ガス中の酸素の濃度(当該濃度が20%を超える場合に合っては、20%とする。)(単位 百分率)
- 日本産業規格 K0104 に定める方法により測定された窒素酸化物の濃度を零度であって圧力が 1 気圧の状態におけ る排ガス  $1 \text{m}^3$  中の量に換算したもの(単位  $\text{cm}^3$ )
- 備考2 窒素酸化物の量が著しく変動する施設にあっては、1工程の平均の量とする。

#### (別掲1)

(/~	1.11.m) T /												
	令別表	細					設置年月日と排出基準						
	第1の	番	施設の種類	規	模	~	S63. 2. 1	H1. 8. 1 ∼	H3. 2. 1 ∼		備	考	
	項番号	号				S63. 1. 31	∼ H1. 7. 31	∼ H3. 3. 31	~				
		(1)	ガスタービン	4.5万m³	/h以上		70	70	70	0n = 16			
	29	(1)	(ガス専焼)	4.5万m³	/h 未満		90	70	70				
	29	(2)	ガスタービン	4.5万m³	/h以上		100	100	70				
		9	(液体専焼)	4.5万m³	/h 未満		120	100	70				
			ディーゼル機関	シリンダード	<b>卜径</b>		1,600	1, 400	1, 200**	0n = 13			
	30				400mm 以上		950	950 950					
				400mm	未満		330	330	330				

- 注1 非常用施設については当分の間適用しない。
- 注2 昭和63年1月31日までに設置された既設施設については、当分の間適用しない。
- 注3 ※平成3年2月1日以降の可及的速やかな時期に950ppmを適用する予定。

#### (別掲2)

(/	1,11,45) 77 /											
'' 기기조	細				設	置年月日と排出基	準					
	第1の	番号	施設の種類	規	模	~	H3. 2. 1 ∼	H6. 2. 1 ∼		備	考	
	項番号	,,				H3. 1. 31	H6. 1. 31					
	31		ガス機関			2,000	1,000	600	0n=0			
	32		ガソリン機関			2,000	1,000	600				

# ④ ばい煙量等の測定について(法第16条、規則第15条)

大防法第16条 (ばい煙量等の測定):

ばい煙排出者は、環境省令で定めるところにより、当該ばい煙発生施設に係るばい煙量又はばい煙濃度を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

(施行規則第15条:測定の結果は、ばい煙等測定記録表(規則様式第7)により記録し、その記録を3年間保存すること)

#### □排出基準適用項目

施 設 名	基準適用項目
ボイラー、熔解炉、加熱炉、反応炉、乾燥炉、ガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関 等	硫黄酸化物、ばいじん、窒素酸化物
窯業焼成炉、熔解炉 等	硫黄酸化物、ばいじん、窒素酸化物(カドミウム、塩素、 塩化水素、フッ素、フッ化水素、フッ化珪素、鉛*1)
廃棄物焼却炉	硫黄酸化物、ばいじん、窒素酸化物*²、塩化水素
電気炉	硫黄酸化物、ばいじん

- \*1 使用原料の種類に応じ基準を適用
- \*2 連続炉以外の標準状態に換算した最大排出ガス量が4万m³/h未満の廃棄物焼却炉ではNOxは非適用

#### □大気汚染防止法に基づくばい煙等の測定頻度(法第16条、規則第15条)

ばい煙等	ばい煙発生施設区分	測定頻度
硫黄酸化物	硫黄酸化物排出量 10m³/h 以上の施設	2か月に1回以上
ばいじん	①排出ガス量(②、③に掲げるものを除く。)	
	・4万 m³/h 以上	2か月に1回以上
	・4万 m³/h 未満	1年に2回以上
	②廃棄物焼却炉	
	・焼却能力 4,000kg/h 以上	2か月に1回以上
	・焼却能力 4,000kg/h 未満	1年に2回以上
	③ガス専焼のボイラー、ガスタービン及びガス機関並びにガス発生炉	
	のうち燃料電池用改質器及び水素製造用改質器(水蒸気改質方式で、	5年に1回以上
	標準状態における水素製造能力が 1,000m³/h 未満の施設)	
	④1年間に付き継続して休止する期間が6月以上のばい煙発生施設	1年に1回以上
有害物質	①排出ガス量	
(窒素酸化物	・4万 m³/h 以上	2か月に1回以上
を除く)	・4万 m³/h 未満	1年に2回以上
	②1年間に付き継続して休止する期間が6月以上のばい煙発生施設	1年に1回以上
窒素酸化物	①排出ガス量(②、③に掲げるものを除く。)	
	・4万 m³/h 以上	2か月に1回以上
	・ 4 万 m³/h 未満	1年に2回以上
	②ガス発生炉のうち燃料電池用改質器及び水素製造用改質器(水蒸気	5年に1回以上
	改質方式で、標準状態における水素製造能力が 1,000m³/h 未満の施設)	
	③1年間に付き継続して休止する期間が6月以上のばい煙発生施設	1年に1回以上

注) 硫黄酸化物排出量及び排出ガス量は標準状態に換算した量とする。

#### □排出基準適用猶予施設

△:適用猶予 ○:適用

施設名	規模等	硫黄酸化物	ばいじん	窒素酸化物
	S60.9.9までに設置	$\triangle$	$\triangle$	$\triangle$
小型ボイラー	ガスの専焼、軽質液体燃料の専焼* <sup>1</sup> ガス及び軽質液体燃料の混焼	0	$\triangle$	
ガスタービン・	非常用施設	$\triangle$	$\triangle$	$\triangle$
ディーゼル機関	ディーゼル機関 S63.1.31 までに設置(非常用施設を除く)		$\triangle$	Δ
ガス機関 ガソリン機関	非常用施設	Δ	$\triangle$	Δ

- \*1 軽質液体燃料:灯油、軽油、A重油
- \*2 標準状態に換算した最大排ガス量1万 m³/h 未満に限る。

### ウ 揮発性有機化合物排出施設及び排出基準(政令第2条の3 別表第1の2)(規則第 15 条の2 別表第5の2)

揮発性有機化合物排出施設	規模要件	排出	<b>基準</b>
揮発性有機化合物を溶剤として使用する化 学製品の製造の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が 3,000m³/時以上のもの	600ppmC	
塗装施設(吹付塗装に限る。)	排風機の排風能力が 100,000m³/時以上のも の	自動車の製造の用に供するもの	既設 700ppmC 新設 400ppmC
		その他のもの	700ppmC
塗装の用に供する乾燥施設 (吹付塗装及び電着塗装に係るものを除 く。)	送風機の送風能力が 10,000m³/時以上のも の。	木材・木製品(家具を含む。)の製造の 用に供するもの	1,000ppmC
		その他のもの	600ppmC
印刷回路用銅張積層板、粘着テープ・粘着 シート、はく離紙又は包装材料(合成樹脂 を積層するものに限る。)の製造に係る接着 の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が	1,400ppmC	
接着の用に供する乾燥施設 (前項に掲げるもの及び木材・木製品(家具を含む。)の製造の用に供するものを除く。)		1,400ppmC	
印刷の用に供する乾燥施設 (オフセット輪転印刷に係るものに限る。)	送風機の送風能力が 7,000m³/時以上のもの	400ppmC	
印刷の用に供する乾燥施設 (グラビア印刷に係るものに限る。)	送風機の送風能力が 27,000m³/時以上のもの	700ppmC	
工業製品の洗浄施設 (乾燥施設を含む。)	洗浄剤が空気に接する 面の面積が5㎡以上の もの	400ppmC	
ガソリン、原油、ナフサその他の温度37.8度において蒸気圧が20キロパスカルを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク(密閉式及び浮屋根式(内部浮屋根式を含む。)のものを除く。)	(たたし、既設の貯蔵   タンカけ	60,000ppmC	

- 注)1 「送風機の送風能力」が規模の指標となっている施設で送風機がない場合は、排風機の排風能力を規模の指標とする。
  - 2 「乾燥施設」は揮発性有機化合物を蒸発させるためのもの、「洗浄施設」は揮発性有機化合物を洗浄剤として用いるも のに限る。
  - 3 「ppmC」とは、排出濃度を示す単位で、炭素換算の容量比百万分率である。
  - 4 規制の施行日(平成18年4月1日)時点で、既設の揮発性有機化合物排出施設の排出基準は、平成22年4月1日から適用とする。
  - 5 塗装施設(吹付塗装に限る。)において、既設の自動車の製造の用に供するものについては、平成 22 年 4 月 1 日から 当分の間、700ppmC とする。
  - 6 ガソリン、原油、ナフサその他の温度 37.8 度において蒸気圧が 20 キロパスカルを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク(密閉式及び浮屋根式(内部浮屋根式を含む。)のものを除く。)施設の既存タンクは、平成 22 年 4 月 1 日から当分の間、容量が 2,000kL 以上のものについて排出基準を適用する。

### ① 大気汚染防止法に基づく揮発性有機化合物濃度の測定について

大気汚染防止法第17条の12(揮発性有機化合物濃度の測定)

揮発性有機化合物排出者は、環境省令で定めるところにより、当該揮発性有機化合物排出施設に 係る揮発性有機化合物濃度を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

#### 測定頻度及び結果の記録(規則第15条の3)

- 一 揮発性有機化合物濃度の測定は、環境大臣が定める測定法により、年一回以上行うこと。
- 二 前号の測定の結果は、測定の年月日及び時刻、測定者、測定箇所、測定法並びに揮発性有機化合物排 出施設の使用状況を明らかにして記録し、その記録を三年間保存すること。

### ② **揮発性有機化合物に該当する主な物質** (平成 17 年 6 月 17 日環管大発第 050617001 号 別紙 1)

	物 質 名		物 質 名		物 質 名		物 質 名
1	トルエン	26	trans-2-ブテン	51	イソホロン	76	酸化プロピレン
2	キシレン	27	エチルセロソルブ	52	シクロヘキサン	77	クロロホルム
3	1,3,5-トリメチルベンゼン	28	ウンデカン	53	エタノール	78	臭化メチル
4	酢酸エチル	29	ノナン	54	メチルシクロペンタン	79	ジペンテン
5	デカン	30	プロピレングリコールモノ メチルエーテルアセテー ト	55	酢酸ビニル	80	1-ヘプテン
6	メタノール	31	2-メチルペンタン	56	3-メチルヘキサン	81	1,4-ジオキサン
7	ジクロロメタン	32	エチレングリコール	57	2,3-ジメチルブタン	82	アセトニトリル
8	メチルエチルケトン	33	2-メチル-2-ブテン	58	2,2-ジメチルブタン	83	塩化アリル
9	n-ブタン	34	エチルシクロヘキサン	59	メチルシクロヘキサン	84	アクリル酸
10	イソブタン	35	テトラリン	60	イソプロピルセロソルブ	85	イソプレン
11	トリクロロエチレン	36	メチルアミルケトン	61	1,2-ジクロロエタン	86	アセトアルデヒド
12	イソプロピルアルコール	37	メチル n-ブチルケトン	62	塩化ビニル	87	1,2-ジクロロプロパン
13	酢酸ブチル	38	クロロメタン	63	テトラフルオロエチレン	88	メチルセロソルブアセテー
							F
14	アセトン	39	ベンジルアルコール	64	エチルベンゼン	89	エチレンオキシド
15	メチルイソブチルケトン	40	シクロペンタノン	65	クメン	90	0-ジクロロベンゼン
16	ブチルセロソルブ	41	2-メチル-1-ブテン	66	クロロエタン	91	クロロベンゼン
17	n-ヘキサン	42	n-ヘプタン	67	トリクロロエタン	92	ギ酸メチル
18	n-ブタノール	43	ビシクロヘキシル	68	アクリロニトリル	93	トリエチルアミン
19	n-ペンタン	44	N,N-ジメチルホルムアミド	69	テトラヒドロフラン	94	3-メチルヘプタン
20	cis-2-ブテン	45	trans-2-ペンテン	70	エチレングリコールモノメ チルエーテル	95	フェノール
21	イソブタノール	46	cis-2-ペンテン	71	n-プロピルブロマイド	96	ナフタレン
22	プロピレングリコールモ <i>ノ</i> メチルエーテル	47	スチレン	72	メタクリル酸メチル	97	アクリル酸メチル
23	テトラクロロエチレン	48	N-メチル-2-ピロリドン	73	1,3-ブタジエン	98	シクロヘキシルアミン
24	シクロヘキサン	49	エチルセロソルブアセテート	74	1,1-ジクロロエチレン	99	ホルムアルデヒド
			0. 18.		0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		. 0 )
25	酢酸プロピル	50	ベンゼン	75	2,4-ジメチルペンタン	100	エピクロロヒドリン

注1: 本表は平成12年度における排出量推計結果に基づき排出量の多い順に配列した。

注2:物質名には通称を含む。

# エ 一般粉じん発生施設(大防法第2条第9項)及び構造・使用管理基準

(政令第3条 別表第2、規則第16条 別表第6)

番号	施設名	規模	構造・使用管理基準
1	コークス炉	原料処理能力が1 日当たり50t以上 であること。	1. 装炭作業は、無煙装炭装置を設置するか、装炭車にフード及び集じん機を設置するか、又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。 2. 窯出し作業は、ガイド車にフードを設置し、及び当該フードからの一般粉じんを処理する集じん機を設置するか、又はこれと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。ただし、ガイド車又はガイド車の走行する炉床の強度が小さいこと、ガイド車の軌条の幅が狭いこと等によりガイド車にフードを設置することが著しく困難である場合は、防じんカバー等を設置して行なうこと 3. 消火作業は、消火塔にハードル、フィルター又はこれらと同等の以上の効果を有する装置を設置して行うこと。
2	鉱物(コークスを 含み、石綿を除 く。以下同じ。) 又は土石の堆積 場	面積が 1,000 ㎡以 上であること。	粉じんが飛散するおそれのある鉱物又は土石を堆積する場合は、次の各号の一に該当すること。 1. 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2. 散水設備によって散水が行われていること。 3. 防じんカバーでおおわれていること。 4. 薬液の散布又は表層の締固めが行われていること。 5. 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
3	ベルトコンベア及 びバケットコンベ ア(鉱物、土石又 はセメントの用に 供するものに限 り、密閉式のもの を除く。)	ベルトの幅が 75 cm 以上あるか、又は バケットの内容積 が 0.03 m³ 以上あ ること。	一般粉じんが飛散するおそれのある鉱物、土石又はセメントを運搬する場合は、次の各号の一に該当すること。 1. 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2. コンベアの積込部及び積降部にフード及び集じん機が設置され、並びにコンベアの積込部及び積降部以外の粉じんが飛散するおそれのある部分に第3号又は第4号の措置が講じられていること。 3. 散水設備によって散水が行われていること。 4. 防じんカバーでおおわれていること。 5. 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
4	破砕機又は摩砕機(鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。)	原動機の定格出力が75kw以上であること。	次の各号の一に該当していること。 1. 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2. フード及び集塵機が設置されていること。 3. 散水設備によって散水が行われていること。 4. 防じんカバーでおおわれていること。 5. 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
5	ふるい(鉱物、土 石又はセメントの 用に供するもの に限り、密閉式の ものを除く。)	原動機の定格出力 が15kw以上である こと。	

# オ 特定粉じん発生施設(大防法第2条第10項)及び敷地境界基準

(政令第3条の2別表第2の2、規則第16条の2)

番号	施 設 名	規模	敷地境界基準	
1	解綿用機械			
2	混合機	原動機の定格出力が 3.7kW 以上であること。		
3	紡織用機械	3 - 0		
4	切断機			
5	研磨機		10本/L	
6	切削用機械	原動機の定格出力が 2.2kW 以上であ		
7	破砕機及び摩砕機	ること。		
8	プレス(剪断加工用のものに限る。)			
9	穿孔機			

備考 この表の中欄に掲げる施設は、石綿を含有する製品の製造の用に供する施設に限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。

# カ 特定粉じん排出等作業 (大防法第2条第11項) 及び作業基準

① 特定粉じん排出等作業(政令第3条の3、政令第3条の4)

政令		作	業	内	容	
番号						
1	特定建築材料 業	(吹付け石綿その他の石	T綿を含有する	建築材料)	が使用されている	建築物等を解体する作
2	特定建築材料が	が使用されている建築物	)等を改造し、	又は補修す	る作業	

# ② 特定工事(法第2条、法第18条の17、政令第10条の2)

特定工事	特定粉じん排出等作業を伴う建設工事
届出対象特定工事	特定工事のうち、吹付け石綿並びに石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材に係る特定 粉じん排出等作業を伴うもの

# ③ 作業基準 (規則第16条の4)

	声 (規則第 10 条の4)					
政令 番号		作	業	基	準	
1	特定工事の元請業者又は自主法 る事項を記載した当該特定粉し を行うこと。 ①特定工事の発注者の氏名又に ②特定工事の場所 ③特定粉じん排出等作業の種類 ④特定粉じん排出等作業の対象 び使用面積 ⑥特定粉じん排出等作業の対象 で特定粉じん排出等作業の対象 の特定粉じん排出等作業の対象 別特定粉じん排出等作業の対象 の特定粉じん排出等作業の対象 の対象 の方法 の方法 の方法 の方法 の方法 の方法 の方法 の方法 の方法 の方法	こん排出等作法名称及び住所 す名称及び住所 質をの期間を象となる をとなる。 をとない示るの現り をとない現り	業の計画の作 所並びに法人 物等の部分に 物等の概要、 特定工事の氏 場責任者の氏	成し、当該計 にあっては、 こおける特定 配置図及び付 程のび連絡場	画に基づき当記るの代表者の、	変特定粉じん排出等作業 氏名 質並びにその使用箇所及
2	特定工事の元請業者又は自主抗見やすい場所に次に掲げる要件①長さ42.0 cm、幅29.7 cm 2 ②次に掲げる事項を表示した。・特定工事の発注者及び元請業者の氏名・当該特定工事が届出対象特別出先・特定工事の元請業者又は自当・特定粉じん排出等作業の実施・特定粉じん排出等作業の方法	他工者は、当語 中を備えた掲され 人上又は長され ものでは自主が き者又は自主が 三工事に該当っ 主施工者の現り をの期間 去	该特定工事に 示板を設ける 29.7 cm、幅の と。 施工者の氏名 するときは、 場責任者の氏	おける特定粉 こと。 42.0 cm 以上 又は名称及ひ 寺定粉じん排 名及び連絡場	でん排出等作 (A3 以上) で住所並びに法 出等作業実施局 計	業を行う場合は、公衆の 人にあっては、その代表 虽出の届出年月日及び届
3	特定工事の元請業者、自主施 事における特定粉じん排出等	作業の実施状活	況を記録し、	これを特定エ	[事が終了する	までの間保存すること。
4	特定工事の元請業者は、第3号 出等作業が第1号に規定する記	計画に基づきi	適切に行われ	ていることを	確認すること	>
5	特定工事の元請業者又は自主法 (以下この号において)、除去等 認を解く前に)、なこと。 を除く。)は、建築物等を軽と を除く。)は、建築物等を軽と を除く。)は、建築物等を軽と 、少ないもののみを伴うを上たった。 、一般建築物石網前までもった。 、一般建築物面用前を行った。 、当該工事を行った。 、も特定建築物面用前を行った。 、も特定建築物面用前を行った。 、も特定建築物面用前を行った。 、も、表別では、 ・当該工事を知る。 ・当該工事である。 ・当該工事である。 ・当該工事である。 ・当により、 ・当該工事である。 ・当により、 ・も、 ・も、 ・も、 ・も、 ・も、 ・も、 ・も、 ・も、 ・も、 ・も	等」という。) がただり、 には事功に は事切に は事がな者者 をはま主査者者 がは事がなる をはままで者 がは事がなる は事がなる は事がなる は事がなる は事がなる はままで者 はいて者 はいて者 はいて者 はいて者 はいて者 はいて者	の完了後に ことの確認を: 本等工事の自 をする作業でき 施工する場合 に行うために 日本アスベラー 日本アスベラー	(除去等を行うに 適切に行うた 主施工者であ あって、自ら当 には、自ら当 と要な知識を 、ト調査診断 会に登録され 、ト調査診断	5場所を他の場 はめに必要な知 いる個人(解体等 され、又は飛 が は該確認を行う 有する者 協会に登録さ ないる者	所から隔離したときは、 識を有する者*に当該確 等工事を業として行う者 対する粉じんの量が著し
6	・一戸建て等石綿含有建材 前各号に定めるもののほか、f		レの其淮冲別	表のとおり		
O	別分々に定めるもののほか、1	F未り性類し	この本事は別	水切こわり。		

	. ()()(()())	兒則別衣弟 (、 〒和 2 年 10 月 / 日瑧児自古小 /8 亏)
番号	作 業 内 容	作      業     基     準
		次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去する か、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。
	石綿及び石綿含有断熱材等を	
	除去する作業(次項又は5の 項に掲げるものを除く。)	ロ 作業場及び前室を負圧に保ち、作業場及び前室の排気に JIS Z8122 に定める HEPA フィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること。
		ハ イの規定により隔離を行つた作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前に、使用する集じん・排気装置が正常に稼働することを使用する場所において確認し、異常
		が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。 ニ 特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前及び中断時に、作業場及び前室が負圧に保たれ ていることを確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を
1		は、第一人では、東市が高められた場合は、東とんで研究表直の相談での他の必要は相直を 講ずること。 本 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。
		<ul><li>へ イの規定により隔離を行つた作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後速やかに、及び特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後に集じん・排気装置を使用</li></ul>
		する場所を変更した場合、集じん・排気装置に付けたフィルタを交換した場合その他必要がある場合に随時、使用する集じん・排気装置の排気口において、粉じんを迅速に測定できる機器を用いることにより集じん・排気装置が正常に稼働することを確認し、異常が認められた場合は、直
		かることにより楽しん ・
		粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の清掃その他の特定粉じんの 処理を行った上で、特定粉じんが大気中へ排出され、又は飛散するおそれがないことを確認する
	特定建築材料が使用されている建築物をの他の工作物を	こと。 次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去する か、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。
2	解体する作業のうち、石綿含	7、人はこれと同等が上い別末を作りお目しを贈りること。 イ 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。 ロ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。
	落とし、切断又は破砕以外の	ハ 特定建築材料の除去後、養生を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの 飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行
	方法で除去するもの(5の項に掲げるものを除く。) 特定建築材料が使用されて	うこと。 次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去する
	いる建築物その他の工作物を	が、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 イ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。(電気グラインダーその他の電動工具を
3		ロ 電気グラインダーその他の電動工具を用いて特定建築材料を除去するときは、次に掲げる措置を
	項に掲げるものを除く。)	講ずること。 (1)特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。 (2)除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。
		ハ 特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場合において、養生を行ったときは、当該養生を解くに当たって、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。
		次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。
	解体、改造、又は補修する作業のうち、石綿を含有する成形板その他の建築材料(吹付	ロ イの方法により特定建築材料 (石綿を含有するけい酸カルシウム板第一種を除く。) を除去する
4	け石綿、石綿含有断熱材等及	
	除く。「石綿含有成形板等」 という。)を除去する作業	なとき又は特定建築材料が使用されている建築物等を改造し、又は補修する作業の性質上適しな いときは、次に掲げる措置を講ずること。
	(1の項から3の項まで及び 次項に掲げるものを除く。)	(1) 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。 (2) 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。 ニ 特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場合において、養生を行っ
	特定建築材料が使用されて	ー 特定建業材料の保工後、作業場内の特定初じんを捐贈すること。この場合において、養生を行うたときは、当該養生を解くに当たって、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。 作業の対象となる建築物等に散水するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。
	いる建築物その他の工作物を 解体する作業のうち、人が立	
5	ち入ることが危険な状態の建築物等を解体する作業その他 の建築物等の解体に当たりあ	
	の産業物等の解体に当たりの らかじめ特定建築材料を除去 することが著しく困難な作業	
	特定建築材料が使用されて	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等の部分に使用されている特定建築材料を除去
	いる建築物その他の工作物を 改造し、又は補修する作業の うち、吹付け石綿及び石綿含	
6	有断熱材等に係る作業	る事項を遵守すること。 ロ 特定建築材料の囲い込み等を行うに当たっては、当該特定建築材料の劣化状態及び下地との接着
		状態を確認し、劣化が著しい場合又は下地との接着が不良な場合は、当該特定建築材料を除去すること。
		ハ 吹付け石綿の囲い込み若しくは石綿含有断熱材等の囲い込み等(これらの建築材料の切断、破砕等を伴うものに限る。)を行う場合又は吹付け石綿の封じ込めを行う場合は、1の項右欄イからトまでの規定を準用する。この場合において、「除去する」とあるのは「囲い込み等を行う」
		と、「除去」とあるのは「囲い込み等」と読み替えることとする。

#### キ 水銀排出施設 (大防法第2条第14項) 及び排出基準

a 石炭燃焼ボイラーの排出基準

(単位: μg/m³)

水銀排出施設	規模		排出基準 注1	
/ 八里尺切片口加區日文			既存	
① 石炭ボイラー (この表の ②に掲げるもの を除く。)	伝熱面積が 10 ㎡以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間 当たり 50 L以上のもの。	8	10	
② 小型石炭混焼ボイラ	伝熱面積が 10 m <sup>2</sup> 以上であるか又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油 換算 1 時間当たり 50 L以上であるもののうち、バーナーの燃料の燃 焼能力が重油換算 1 時間当たり 100,000 L未満のもの。	10	15	

注1 排出基準は、標準状態に換算した排出ガス1m3中における水銀等の量とする。

# b 非鉄金属製造に用いられる精錬及び焙焼の工程(一次精錬の用に供する施設<sup>注1</sup>)の排出基準

(単位: μg/m³)

		<u> 単位: /</u>	ιg/ III )
水銀排出施設	規模	排出基	準 注 2
// SELIPFILINGER	//UK	新規	既存
①金属の精錬(銅又は金を精錬するものに限る。)の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)、煆焼炉、溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む。)、転炉及び平炉(この表の⑤に掲げるものを除く。)	原料の処理能力が 1 時間当たり 1 トン以上であるもの。	15	30
②金属の精錬(銅又は亜鉛を精錬するものに限る。)の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)、煆焼炉、溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む。)、転炉及び平炉(この表の⑥に掲げるものを除く。)	原料の処理能力が 1 時間当たり 1 トン以上であるもの。	30	50
③金属の精錬(銅又は金を精錬するものに限る。)の用に供する溶解炉(専ら粗銅、粗銀又は粗金を原料とするもの、こしき炉及びこの表の⑤に掲げるものを除く。)	火格子面積が1㎡以上であるか、羽口面断面積が0.5㎡以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50 L以上であるか、又は変圧器の定格容量が200 kVA以上であるもの。	15	30
④金属の精錬(鉛又は亜鉛を精錬するものに限る。)の用に供する溶解炉(専ら粗銅又は蒸留 亜鉛を原料とするもの、こしき炉及びこの表 の⑥に掲げるものを除く。)	火格子面積が1㎡以上であるか、羽口面断面積が0.5㎡以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50 L以上であるか、又は変圧器の定格容量が200 kVA以上であるもの。	30	50
⑤銅の精錬の用に供する熔焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)、溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む。)、転炉、溶解炉(専ら粗銅を原料とするものを除く。)及び乾燥炉	原料の処理能力が1時間当たり0.5 トン以上であるか、火格子面積が0.5 ㎡以上であるか、羽口面断面積が0.2 ㎡以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり20 L以上であるもの。	15	30
⑥鉛又は亜鉛の精錬の用に供する熔焼炉、焼結炉(ペレツト焼成炉を含む。)、溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む。)、転炉、溶解炉(専ら粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とするものを除く。)及び乾燥炉	原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上であるか、火格子面積が0.5㎡以上であるか、羽口面断面積が0.2㎡以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり20 L以上であるもの。	30	50

注1 「一次精錬の用に供する施設」とは、令別表第1の3の項から5の項までに掲げる施設及び14の項に掲げる施設のうち硫化鉱の重量の割合が50パーセント以上である原料若しくは当該原料から成る材料を使用して銅、鉛又は亜鉛をするもの及び精鉱の重量の割合が50パーセント以上である原料若しくは当該原料から成る材料を使用して金を精錬するものをいう。

注2 排出基準は、標準状態に換算した排出ガス1m3中における水銀等の量とする。

#### c 非鉄金属製造に用いられる精錬及び焙焼の工程(二次精錬の用に供する施設<sup>注1</sup>)の排出基準

(単位: u g/m³)

		<u> 単位: /</u>	ug/m)
水銀排出施設	規模	排出	基準 注2
//\%\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	が以来	新規	既存
①金属の精錬(銅、鉛又は亜鉛を精錬するものに限る。)の用に供する熔焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)、煆焼炉、溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む。)、転炉及び平炉(この表の⑤及び⑦に掲げるものを除く。)	原料の処理能力が1時間当たり1トン以上であるもの。	100 50 <sup>注 1</sup>	400 注 4
②金属の精錬(金を精錬するものに限る。)の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)、煆焼炉、溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む。)、転炉及び平炉(この表の④に掲げるものを除く。)	原料の処理能力が1時間当たり1トン以上であるもの。	30	50
③金属の精錬(銅、鉛又は亜鉛を精錬するものに限る。)の用に供する溶解炉(専ら粗銅、粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とするもの、こしき炉並びにこの表の⑤、⑥及び⑦に掲げるものを除く。)	火格子面箱が1㎡以上であるか、羽口面断面積が0.5㎡以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50 L以上であるか、又は変圧器の定格容量が200kVA以上であるもの。	100 50 <sup>注 1</sup>	400 注 4
④金属の精錬(金を精錬するものに限る。)の用に供する溶解炉(専ら粗銀又は粗金を原料とするもの及びこしき炉を除く。)	火格子面積が1㎡以上であるか、羽口面断面積が0.5㎡以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50 L以上であるか、又は変圧器の定格容量が200 kVA以上であるもの。	30	50
⑤銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、 焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)、溶鉱炉(溶 鉱用反射炉を含む。)、転炉、溶解炉(専ら粗 銅、粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とするものを除 く。)及び乾燥炉(この表の⑦に掲げるものを 除く。)	原料の処理能力が1時間当たり 0.5 トン以上であるか、火格子面積が 0.5 ㎡以上であるか、羽口面断面積が 0.2 ㎡以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1時間当たり 20L以上であるもの。	100 50 <sup>注1</sup>	400 注 4
⑥鉛の二次精錬(鉛合金の製造を含まない。)の 用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間 当たり10L以上であるか、又は変圧器の定格 容量が40kVA以上であるもの。	100 50 <sup>注 1</sup>	400
⑦亜鉛の回収(製銅の用に供する電気炉から発生する ばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。)の用に供する熔焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上 副素第1の3の頂から5の頂までに掲げる施設及	100 50 <sup>注 1</sup>	400

- 注1 「二次精錬の用に供する施設」とは、令別表第1の3の項から5の項までに掲げる施設及び14の項に掲げる施設のうち一次精錬の用に供する施設以外のものをいう。
- 注2 排出基準は、標準状態に換算した排出ガス1m³中における水銀等の量とする。
- 注3 令和7年10月1日以降適用
- 注4 銅を精錬するものについては、300 μg/m³(令和7年10月1日以降適用)

#### d 廃棄物焼却炉の排出基準

(単位:μg/m³)

水銀排出施設	規模	排出基	準 <sub>注1</sub>
/NEXTOFILITIONS	MUX	新規	既存
①廃棄物焼却炉(専ら自ら産業廃棄物の処分を行う場合であって、廃棄物処理法施行令第7条第5号に規定する廃油の焼却炉の許可のみを有し、原油を原料とする精製工程から排出された廃油以外のものを取り扱うもの及びこの表の②に掲げるものを除く。)	火格子面積が2m <sup>2</sup> 以上であるか、又は焼却能力が1時間	30	50
②廃棄物焼却炉のうち、水銀回収義務付け 産業廃棄物 <sup>注2</sup> 又は水銀含有再生資源 <sup>注3</sup> を取り扱うもの	裾切りなし	50	100

- 注1 排出基準は、標準状態に換算した排出ガス1m3中における水銀等の量とする。
- 注2 「水銀回収義務付け産業廃棄物」とは廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条第1項第2号ホ(2)又は第6条の5第1項第2号チの規定により水銀を回収することとされた産業廃棄物をいう。
- 注3 「水銀含有再生資源」とは「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」第2条第2項に規定するものをいう。

e セメントクリンカー製造施設の排出基準

The state of the s			0,,
水銀排出施設	規模	排出基準 注1	
/ 八虹 / 5- 四 / 10-10	/C/IX		既存
セメントの製造の用に供する 焼成炉	火格子面積が1㎡以上であるか、バーナーの燃料の燃焼 能力が重油換算1時間当たり50 L以上であるか、又は変 圧器の定格容量が200 kVA 以上であるもの。		80 <sup>注 2</sup>

(単位· // g/m³)

- 注1 排出基準は、標準状態に換算した排出ガス1m3中における水銀等の量とする。
- 注2 原料とする石灰石の水銀含有量が0.05~mg/kg~以上であるものについては、 $140~\mu~g/m^3$

#### <既存施設に対する措置>(規則附則第2条第3項、第4項及び第5項)

- ・既存施設のうち、既存の排出基準に適合しないものは、施行日から2年間は適用猶予される(既存の排出基準に適合させるための改修が完了した場合は、その日から適用)。
- ・既存施設のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第1項又は第15条の2の6第1項の規定による変更許可申請、第9条の3第8項による変更届出を施行日から1年以内に申請又は届出をしたものは、当該施設の使用開始する日又は、許可を受けた日若しくは届出の内容が相当である旨の通知を受けた日から1年を経過した日のいずれか早い日までは排出基準は適用猶予される。
- ・施行日以降に水銀排出施設の構造等の変更により、当該水銀排出施設の伝熱面積、バーナーの燃焼能力、原料の処理能力、火格子面積、羽口面断面積、変圧器の定格容量又は焼却能力のうちいずれかが50パーセント以上増加(当該水銀排出施設からの水銀排出量の増加を伴うものに限る。)した場合には、新規の排出基準が適用される。

#### f ガスタービンの排出基準(令和7年10月1日以降適用)

水銀排出施設	規模	排出2 μ g/	表準 m <sup>3 注 1</sup>
ガスタービンのうち石炭を	燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもの。	新規	既存
ガス化して燃焼させるもの		8	10 注2

- 注1 排出基準は、標準状態に換算した排出ガス1m<sup>3</sup>中における水銀等の量とする。
- 注 2 令和 7 年 10 月 1 日において既存の施設(設置の工事が着手されているものを含む)については、当分の間 10  $\mu$  g/m³

#### g 水銀濃度の測定

#### 大気汚染防止法第 18 条の 35

水銀排出者は、環境省令で定めるところにより、当該水銀排出施設に係る水銀濃度を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

(施行規則第16条の12第1項第5号:測定の結果は、水銀濃度測定記録表(規則様式第7の2)により記録し、その記録を3年間保存すること)

<粒子状水銀濃度の測定の省略>(規則第16条の17第2項、規則第16条の18第2号)

連続する3年間の間継続して、以下①~③のいずれかを満たす場合、ガス状水銀の濃度をもって全水銀の濃度とみなす(粒子状水銀の測定を省略する)ことができる。この場合であっても、3年に1度は粒子状水銀の測定は必要となる。

- ① 粒子状水銀濃度が、ガス状水銀の試料ガスにおける定量下限未満
- ② 測定結果の年平均が  $50 \mu \text{ g/m}$ 未満である施設のうち、各測定結果において、水銀濃度に対する粒子状水銀の濃度が 5 %未満
- ③ 測定結果の年平均が  $50 \mu \text{ g/m}$ 以上である施設のうち、各測定結果において、水銀濃度に対する粒子状水銀の濃度が 5 %未満、かつ、粒子状水銀の濃度が  $2.5 \mu \text{ g/m}$ 未満

<連続測定による測定> (規則第 16 条の 19 第 1 項第 6 号及び第 7 号) (令和 7 年 10 月 1 日以降適用)

以下①~⑥のいずれかの施設である場合は、定期測定及び再測定を環境大臣が定める測定法のうち連続して水銀濃度の測定を行う方法に代えることができる。また、測定の結果は水銀濃度を記録し、その記録を3年間保存すること。

水銀排出施設	規模
①銅、金、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する熔焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)、煆焼炉、溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む。)、転炉及び平炉(専ら粗銅、粗銀、粗金、粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とするものを除く。)	原料の処理能力が1時間当たり1トン以上であるもの。
②銅、金、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する溶解 炉 (専ら粗銅、粗銀、粗金、粗鉛又は蒸留亜 鉛を原料とするもの、こしき炉並びにこの表の③、及び④に掲げるものを除く。)	火格子面箱が1㎡以上であるか、羽口面断面積が0.5㎡以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50 L以上であるか、又は変圧器の定格容量が200 kVA以上であるもの。
③銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)、溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む。)、転炉、溶解炉(専ら粗鍋、粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とするものを除く。)及び乾燥炉(この表の⑤に掲げるものを除く。)	原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上であるか、火格子面積が0.5㎡以上であるか、羽口面断面積が0.2㎡以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり20L以上であるもの。
④鉛の二次精錬(鉛合金の製造を含まない。)の 用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間 当たり10L以上であるか、又は変圧器の定格 容量が40kVA以上であるもの。
⑤亜鉛の回収(製銅の用に供する電気炉から発生する ばいじんであって、集じん機により 集められたものからの亜鉛の回収に限る。) の用に供する熔焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解 炉及び乾燥炉	原料の処理能力が1時間当たり 0.5 トン以上 であるもの。
⑥廃棄物焼却炉(廃棄物処理法第2条第2項に 掲げる一般廃棄物を処理する施設又は同法 第8条第1項に規定するごみ処理施設のう ち焼却施設に限る。)	火格子面積が 2 m2 以上であるか、又は焼却能力が 1 時間当たり 200kg 以上のもの。

#### h 大気汚染防止法に基づく水銀濃度の測定頻度(規則第16条の18第1号)

排出ガス量が1時間当たり4万㎡以上 <sup>注1</sup> の施設	4ヶ月を超えない作業期間ごとに1回以上
排出ガス量が1時間当たり4万㎡未満 <sup>注1</sup> の施設	6 ケ月を超えない作業期間ごとに1回以上
専ら銅、鉛又は亜鉛の硫化鉱を原料とする乾燥炉	年1回以上
専ら廃鉛蓄電池又は廃はんだを原料とする溶解炉	年1回以上

注1 排出ガス量は標準状態に換算した量とする。

- <排出基準を上回る濃度が検出された場合>(規則第16条の18第1項第3号及び同条第4号)
- ・定期測定において排出基準を上回る水銀濃度が検出された場合には、通常の操業状態及び排出状況において、イ 又は口に規定する期間内に計3回以上の再測定を行い、その結果を得ること。
- イ 定期測定の結果が排出基準の1.5倍を超える場合:定期測定の結果を得た日から起算して30日
- ロ イ以外の場合:定期測定の結果を得た日から起算して60日
- ・再測定を実施した場合における水銀濃度の測定の結果は、定期測定及び再測定の結果のうち最大及び最小の値を 除くすべての測定値の平均値とする。

# (5) 指定物質排出施設(大防法附則第9条)及び指定物質抑制基準

(指定物質排出施設:政令附則第4項 別表第6)

(指定物質抑制基準:平成9年環境庁告示5号・6号、平成9年環境庁告示26号)

# ア ベンゼンに係る指定物質排出施設と指定物質抑制基準

番号	指定物質排出施設	指定物質抑制基準
1	ベンゼン (濃度が体積百分率60%以上のものに限る。以下同じ。) を蒸発させるための乾燥施設であって、送	溶媒として使用したベンゼンを蒸発させるためのものに限定。 既設:200 mg/m³ (排ガス量1,000m³/h以上3,000m³/h未満) 100 mg/m³ (排ガス量3,000m³/h以上)
	風機の送風能力が 1 時間当たり   1,000m³以上のもの	新設: 100 mg/m³ (排ガス量1,000m³/h以上3,000m³/h未満) 50 mg/m³ (排ガス量3,000m³/h以上)
2	原料の処理能力が1日当たり20t以上のコークス炉	装炭時の装炭口からの排出ガスで装炭車集じん機の排出口から排出されるものに対して適用。 既設:100 mg/m³ (特殊構造炉の適用除外あり) 新設:100 mg/m³
3	ベンゼンの回収の用に供する蒸留施設(常圧蒸留施設を除く。)	溶媒として使用したベンゼンの回収の用に供するものに限定。 既設:200 mg/m³(排ガス量1,000m³/h以上) 新設:100 mg/m³(排ガス量1,000m³/h以上)
4	ベンゼンの製造の用に供する脱アル キル反応施設(密閉式のものを除く。)	排出ガスをフレアスタックで処理するものを除外。 既設:100 mg/m <sup>3</sup> 新設: 50 mg/m <sup>3</sup>
5	ベンゼンの貯蔵タンクであって、容量が 500kL 以上のもの	浮屋根式のものを除外。また、基準はベンゼンの注入時の排出ガスに対して適用。 既設:1,500 mg/m³(容量1,000kL以上) 新設: 600 mg/m³
6	ベンゼンを原料として使用する反応施設であって、ベンゼンの処理能力が1時間当たり1t以上のもの(密閉式のものを除く。)	排出ガスをフレアスタックで処理するものを除外。 既設:200 mg/m³ (排ガス量1,000m³/h以上3,000m³/h未満) 100 mg/m³ (排ガス量3,000m³/h以上) 新設:100 mg/m³ (排ガス量1,000m³/h以上3,000m³/h未満) 50 mg/m³ (排ガス量3,000m³/h以上)

### イ トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンに係る指定物質排出施設と指定物質抑制基準

<u> </u>	「プラロロエアレク及びテーラクロロエアレクに派る日定物資評田地級と日定物資源問金平				
番号	指定物質排出施設	指定物質抑制基準			
7	トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレン(以下「トリクロロエチレン等」という。)を蒸発させるための乾燥施設であって、送風機の送風能力が1時間当たり1,000m³以上のもの	溶媒として使用したトリクロロエチレン等を蒸発させるためのものに限定。 既設: $500  \mathrm{mg/m^3}$ 新設: $300  \mathrm{mg/m^3}$			
8	トリクロロエチレン等の混合施設であって混合槽の容量 5kL 以上のもの (密閉式のものを除く。)	溶媒として使用したトリクロロエチレン等を使用するものに限定。 既設:500 mg/m <sup>3</sup> 新設:300 mg/m <sup>3</sup>			
9	トリクロロエチレン等の精製又は回収 の用に供する蒸留施設(密閉式のも のを除く。)	トリクロロエチレン等の精製の用に供するもの及び原料として使用したトリクロロエチレン等の回収の用に供するものに限定。 既設: $300  \text{mg/m}^3$ 新設: $150  \text{mg/m}^3$			
10	トリクロロエチレン等による洗浄施設 (次号で掲げるものを除く。)であって、トリクロロエチレン等が空気に接する面の面積が3㎡以上のもの	既設:500 mg/m³ 新設:300 mg/m³			
11	テトラクロロエチレンによるドライクリーニング機であって、処理能力が1回当たり30kg以上のもの	密閉式のものを除外。 既設:500 mg/m <sup>3</sup> 新設:300 mg/m <sup>3</sup>			

新設:平成9年4月2日以降に設置されたもの 既設:平成9年4月1日までに設置されたもの

注1 指定物質抑制基準は、標準状態に換算した排出ガス1m³中における指定物質の量とする。

注2 排出ガス量は標準状態に換算した1時間当たりの量とする。

# (6) 良好な生活環境の保全に関する条例第15条の規定による大気に係る規制基準及び管理基準

# ア ばい煙に係る規制基準(規則第9条 別表第2、第4)

番号	ばし	、煙発生施設	規 制 基 準
1	金属の精錬又は鋳造の 用に供する溶解炉	火格子面積     0.5~1.0m² 未満       羽口面断面積     0.2~0.5m² 未満       バーナーの燃焼能力(重油換算)     20~50L/h未満       変圧器の定格出力120~200kVA未満	いおう酸化物の排出基準K値=14.5 (旧豊野町、戸隠村、鬼無里村、大岡 村、信州新町、中条村域にあっては 17.5) ばいじん 0.4g/m <sup>3 注1</sup>
2	金属製品の製造の用に 供する表面処理施設又 は排出ガス処理施設 (塩酸を使用するもの に限る。)	塩酸を塩素換算した処理能力が 10kg/h以上	塩化水素 80 mg/m <sup>3 注2</sup>
3	金属表面の付着油の処 理施設	バーナーの燃焼能力(重油換算) が 5L/h 以上	いおう酸化物の排出基準K値=14.5 (旧豊野町、戸隠村、鬼無里村、大岡 村、信州新町、中条村域にあっては 17.5) ばいじん 0.4g/m <sup>3 注1</sup>

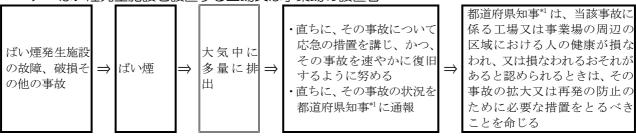
- 注1 ばいじんの規制基準は、標準状態に換算した排出ガス1m³中におけるばいじんの量とする。
- 注2 塩化水素の規制基準は、標準状態に換算した排出ガス1m³中における塩化水素の量とする。

# イ 粉じんに係る管理基準(規則第9条 別表第3、第5)

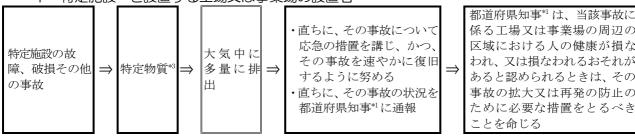
番号	粉じん発生施設			管 理 基 準
1	木材及び木製品製 造業の用に供する	帯のこ盤 丸のこ盤 かんな盤 砕木盤 チッパー	原動機の定格出力が 15kW以上	次の各号の一に該当すること。 1. 粉じんが飛散しにくい構造の建築 物内に設置されていること。 2. 防じんカバーでおおわれていること。
2	黒鉛製品の製造の 用に供する	原料混和施設 加工施設	全ての施設	3. フード及び集じん機が設置されて いること。
3	繊維製品の製造の 用に供する	動力打綿機動力混打綿機	全ての施設	4. 散水設備によって散水が行われていること。 5. 前各号と同等以上の効果を有する 措置が講じられていること。

# (7)事故時の措置(法第17条)

### ア ばい煙発生施設を設置する工場又は事業場の設置者



# 特定施設\*2を設置する工場又は事業場の設置者



- \*1 都道府県知事:施行令第13条により長野市長(中核市の長)の事務と読み替える。
- \*2 特定施設:物の合成、分解その他の化学的処理に伴い発生する物質のうち、人の健康若しくは生活環境に係る 被害を生ずるおそれがある特定物質\*\*を発生する施設(ばい煙発生施設を除く)
- \*3 特

定物質(施行令第 10 条)				
(1) アンモニア	(15) ベンゼン			
(2) 弗化水素	(16) ピリジン			
(3) シアン化水素	(17) フェノール			
(4) 一酸化炭素	(18) 硫酸(三酸化硫黄を含む)			
(5) ホルムアルデヒド	(19) 弗化珪素			
(6) メタノール	(20) ホスゲン			
(7) 硫化水素	(21) 二酸化セレン			
(8) 燐化水素	(22) クロルスルホン酸			
(9) 塩化水素	(23) 黄燐			
(10) 二酸化窒素	(24) 三塩化燐			
(11) アクロレイン	(25) 臭素			
(12) 二酸化硫黄	(26) ニッケルカルボニル			
(13) 塩素	(27) 五塩化燐			
(14) 二硫化炭素	(28) メルカプタン			

# 4 ダイオキシン関係

#### (1) 法令等の概要

### ダイオキシン類対策特別措置法(ダイ特法)/平成11年 法律105号

工場及び事業場から発生するダイオキシン類の排出等を規制し、ダイオキシンによる汚染対策を 推進する法律です。法で定める特定施設を設置する工場及び事業場から必要な届出の提出を求め るとともに、規制基準を設けています。

#### (2) ダイオキシン類に関する環境基準

(平成11年 環境庁告示68号、最終改正:令和2年 環境省告示35号)

媒体	基 準 値	測 定 方 法	適用
大 気	0.6 pg-TEQ/m³以下	ポリウレタンフォームを装着した 採取筒をろ紙後段に取り付けたエ アサンプラーにより採取した試料 を高分解能ガスクロマトグラフ質 量分析計により測定する方法	工業専用地域、車道その他一 般公衆が通常生活していな い地域又は場所は適用しな い
水質(水底の底質を除く。)	1 pg-TEQ/L以下	日本産業規格 K0312 に定める方法	公共用水域、地下水
水底の底質	150 pg-TEQ/g以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高 分解能ガスクロマトグラフ質量分 析計により測定する方法	公共用水域 (水底の底質)
土 壤	1,000 pg-TEQ/g以下	土壌中に含まれるダイオキシン類 をソックスレー抽出し、高分解能 ガスクロマトグラフ質量分析計に より測定する方法	廃棄物の埋立地その他の場 所であって、外部から適切に 区別されている施設に係る 土壌については適用しない

#### 備考

- 1 基準値は、 2,3,7,8 四塩化ジベン ゾ パラ ジオキシンの毒性に換算した値とする。
- 2 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。
- 3 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法(この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。)により測定した値(以下「簡易測定値」という。)に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。
- 4 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg TEQ g 以上の場合 簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が 250pg TEQ g 以上の場合)には、必要な調査を実施することとする。

# (3) 届出について

種別	期日	概 要
ア設置届	設置の工事の60日前	特定施設を設置する場合は、事前に届出が必要です。 ※市長が相当と認める場合実施制限期間の短縮ができます。
イ 氏名等変更届	変更の日から30日以内	設置(使用)の届出事項のうち、氏名・名称、及び住所に係る 事項に変更が生じた場合は、その旨の届出が必要です。
ウ 構造等変更届	変更の工事の60日前	設置(使用)の届出事項のうち、特定施設の種類、構造、使用の方法、発生ガス・排出水・汚水等の処理の方法、その他規則で定める事項に変更が生じる場合は、事前にその旨の届出が必要です。 ※市長が相当と認める場合、実施制限期間の短縮ができます。 ※特定施設の入替や更新などの場合は、廃止届を提出の上、新たに設置届が必要です。また、施設を増設する場合は設置届が必要です。
工 承継届	承継の日から30日以内	特定施設を譲り受け、又は借受け、設置(使用)届出者の地位を承継した者又は法人は、その旨の届出が必要です。
才 廃止届	廃止の日から30日以内	特定施設を廃止した場合は、その旨の届出が必要です。
カ 使用届	法令等変更の日から30 日以内	法令等で定める特定施設の種類又は規制地域が変更された際 に、すでに特定施設を使用している場合は、使用届(内容は設 置届と同様)が必要です。

# (4)特定施設及び規制基準

# ア 大気基準適用施設及び基準

(施行令第1条 別表第1) (施行規則第1条の2 別表第1) (施行規則附則第2条 附則別表第2)

	di di di ma	W. and the late	排出基準 (ng-TEQ/m	
番号	特定施設の種類	施設規模	3)	
			既設	新設
1	焼結鉱(銑鉄の製造の用に供するもの	原動機の処理能力が	1	0.1
	に限る。)の製造の用に供する焼結炉	1時間1トン以上		
2	製鋼の用に供する電気炉(鋳鋼又は鍛		5	0.5
	鋼の製造の用に供するものを除く。)	1,000kVA 以上		
	亜鉛の回収施設(製鋼の用に供する電			
3	気炉から発生するばいじんであって、	原料の処理能力が1時間	10	1
	集じん機により集められたものからの	0.5トン以上	10	1
	亜鉛の回収に限る。)			
	アルミニウム合金の製造施設(原料と	焙焼炉、乾燥炉にあっては		
	してアルミニウムくず(当該アルミニ	原料の処理能力が1時間		
4	ウム合金の製造を行なう工場内のアル	1 あたり 0.5 トン、溶解炉	5	1
	ミニウム圧延工程において生じたもの	にあっては容量が1トン		
	を除く。)を使用するものに限る。)	以上のもの		
	廃棄物焼却炉	焼却能力が1時間あたり		
	※火床面積(廃棄物の焼却施設に2以	4,000kg 以上	1	0.1
	上の廃棄物焼却炉が設置されている			
	場合にあっては、それらの合計)が	焼却能力が1時間あたり		
5	0.5 ㎡以上又は焼却能力 (廃棄物焼却	4,000kg 未満、2,000kg 以	5	1
	施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置	上		
	されている場合にあっては、それらの	   焼却能力が1時間あたり		
	合計)が1時間あたり50kg以上のも		10	5
	の)	2,000kg 未満、50kg 以上		
>> \	ガノユよいの海共体は日世界は北にの際 町)	- 1 F 7 34 Rt - 1 710 - 100		1 ++ >/+ > >> +> 111

注1)ダイオキシン類対策特別措置法施行の際、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用されていた廃棄物焼却炉(火格子面積2m²以上又は焼却能力200kg/h以上)及び製鋼用電気炉については、新設施設の排出基準を適用

注2) 排出基準は標準状態に換算した排出ガスによるものとする。

# イ 水質基準対象施設及び基準

(施行令第1条 別表第2) (施行規則第1条の2 別表第2)

番号	特定施設の種類	排出基準
1	硫酸塩パルプ (クラフトパルプ) 又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
5	担体付き触媒の製造(塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。)の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	
7	カプロラクタムの製造(塩化ニトロシルを使用するものに限る。)の用に供する 施設のうち、硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設及び廃ガス洗浄施設	
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、水洗施設 及び廃ガス洗浄施設	
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、ろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	
10	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、ろ過施設及び廃ガス洗浄施設	
11	ジオキサジンバイオレットの製造の用に供する施設のうち、ニトロ化誘導体分離 施設及び還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設、ジオキサジンバイオレット洗浄施設及び熱風乾燥施設	10
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	pg-TEQ/L
13	亜鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。)の用に供する施設のうち、精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	
14	担体付き触媒(使用済みのものに限る。)からの金属の回収(ソーダ灰を添加して 焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法(焙焼炉で処理しないも のに限る。)によるものを除く。)の用に供する施設のうち、ろ過施設、精製施設 及び廃ガス洗浄施設	
15	別表第1第5号に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するものイ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設	
16	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号の2及び第13号に掲げる施設(廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設)	
17	フロン類(CFC及びHCFC)の破壊(プラズマ反応法、廃棄物混焼法、液中燃焼法及び過熱蒸気反応法によるものに限る。)の用に供する施設のうち、プラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	
18	水質基準対象施設から排出される下水を処理する下水道終末処理施設	
19	水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	

<sup>※</sup> 廃棄物の最終処分場の放流水に関する基準は、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の 維持管理の基準を定める省令により 10pg-TEQ/L。

# 5 騒音・振動関係

#### (1)騒音に係る環境基準

# ア 一般地域の環境基準

(平成10年 環境庁告示64号) (平成24年 市告示75号)

-	7 132-20-200-201		2 0 1 2 1 2 1 7 1 7	П 3 0 2 3 /	( 1 /// = 1	11. 11. 1
		時間の区分	昼	間	夜	間
地域	の区分		(6 時~	~22 時)	(22 時~	~翌日6時)
A	第一種低層住居専用地域 第一種・第二種中高層住居専用地域	Ž	55 デシ	ベル以下	45 デシ	/ベル以下
В	第一種・第二種住居地域、準住居地 市街化調整区域	1域	55 デシ	ベル以下	45 デシ	ベル以下
С	近隣商業地域、商業地域、準工業地 工業地域	1域	60 デシ	ベル以下	50 デシ	/ベル以下

# イ 道路に面する地域の環境基準

(平成10年 環境庁告示64号) (平成24年 市告示75号)

	時間の区分	昼間	夜 間
地域の	の区分	(6 時~22 時)	(22 時~翌日 6 時)
A	第一種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域の2車線以上の道路沿線	60 デシベル以下	55 デシベル以下
В	第一種・第二種住居地域、準住居地域、市街化 調整区域の2車線以上の道路沿線	65 デシベル以下	60 デシベル以下
С	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域の車線を有する道路沿線	65 デシベル以下	60 デシベル以下

<sup>※</sup> 車線とは1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう (以下の表について同じ)

#### ウ 幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準

(平成元年 環境庁告示64号)

幹線交通を担う道路(高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道(市町村道は4車線以上の区間)) に近接する空間については上表によらず、特例として次表の基準値の欄に揚げるとおりとする。

			11-12217 0 0	- NO / C /	<b>3</b> 0
	時間の区分	昼	間	夜	間
地域		(6 時~	~22 時)	(22 時~	~翌日6
				時)	)
・2 車線以下の車道を有	すする幹線交通を担う道路は、15mの範囲	70 デシ	ベル以下	65 デシ^	ベル以下
・2車線を越える車線を	と有する幹線交通を担う道路は、20mの範囲	※45 デミ	ノベル以下	※40 デシ	ベル以下

<sup>※</sup> 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ 透過する騒音に係る基準によることができる

#### エ 航空機騒音に係る環境基準

(昭和48年 環境庁告示154号)(平成19年12月17日環境省告示114号)

(※長野市内に指定地域無し)

	地域の類型	基準値(単位 Lden)
I	専ら住居の用に供される地域	57 デシベル以下
П	I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域	62 デシベル以下

※評価は算式アにより1日(午前0時から午後12時まで)ごとの時間帯補正等価騒音レベル(Lden)を算出し、 全測定日のLdenについて、算式イによりパワー平均を算出する。

算式ア 
$$10\log_{10}\left\{\frac{T_0}{T}\left(\sum_{i}10^{\frac{L_{AE,ik}}{10}}+\sum_{j}10^{\frac{L_{AE,jk}+5}{10}}+\sum_{k}10^{\frac{L_{AE,jk}+10}{10}}\right)\right\}$$
 算式イ  $10\log_{10}\left(\frac{1}{N}\sum_{i}10^{\frac{L_{AE,ik}}{10}}\right)$ 

#### オ 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

(基準等:昭和50年 環境庁告示46号)

(長野市地域指定:平成6年 県告示130号/最終改正:令和2年県告示125号)

地域の類型	基準値
I 主として住居の用に供される地域 (長野市の指定状況) 第1種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地 域、準住居地域、付表の地域	70 デシベル以下
Ⅱ 商工業の用に供される地域等 I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域 (長野市の指定状況) 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、付表の地域	75 デシベル以下

#### (2) 規制法令等の概要

### ア 騒音規制法 昭和43年 法律98号 / 振動規制法 昭和51年 法律64号

工場及び事業場から発生する騒音・振動を規制し、騒音・振動の防止対策を推進する法律です。 法で定める特定施設を設置する工場及び事業場から届出を義務づけ、規制基準を設けています。 また、著しい騒音振動を発生させる建設作業等を特定建設作業として届出を義務づけ、規制基 準や作業時間制限を設けています。

- イ 良好な生活環境の保全に関する条例(県条例)の騒音規制 昭和48県 条例11号 深夜営業騒音に関する規制基準及び音響機器の使用時間制限を設けています。
- ウ 長野市公害防止条例(市条例)の騒音規制 平成16年 市条例45号 騒音規制法を補完するため、騒音規制法で定める特定施設及び特定建設作業の対象を拡大して います。また、拡声機を使用する商業宣伝行為について、規制基準と禁止区域を設けています。

### (3) 届出について

#### ア 特定施設の届出

種別	期日	概 要
設置の届出	特定施設の設置の工事 の開始の日の30日前	これまで特定施設を設置せず新たに特定施設を設置する場合は、事前に届出が必要です。様式は同一です。
使用届	法令等変更の日から30 日以内	法令等で定める特定施設の種類又は規制地域が変更された際に、すでに特定施設を使用している場合は、使用届(内容は設置届と同様)が必要です。
数等の変更の届出	変更の工事の開始の日の30日前	設置(使用)の届出事項のうち、特定施設の種類(能力) ごとの数、使用の方法、騒音の防止の方を変更する場合 は、事前にその旨の届出が必要です。様式は同一です。 ※変更の内容によっては不要の場合もあります。
氏名の変更等の届 出	変更の日から30日以内	設置の届出事項のうち、氏名又は名称及び法人であって は代表者、工場又は事業場の名称及び所在地の変更が生 じた場合は、その旨の届出が必要です。様式は同一です。
廃止届	廃止の日から30日以内 廃止の日から30日以内 が必要です。 ※ 一時使用停止は含まれません。	
承継届	承継の日から30日以内	特定施設のすべてを承継(譲り受け、又は借り受け)した者又は法人は、その旨の届出が必要です。

#### イ 特定建設作業の届出

		特定建設作業(騒音規制法・振動規制法・長野市公害防
特定建設作業の実施	作業開始の日の7日前	止条例) を実施する場合は、事前にその旨の届出が必要
の届出	[F亲闭如 0 7 日 0 7 日 日 时]	です。
		現場見取図、工程表、現場周辺図を添付してください。

# (4)特定施設及び特定建設作業一覧

ア 特定施設の一覧

(騒音規制法施行令別表 1,振動規制法施行令別表 1,市条例規則別表 1-2)

特	定施設*の種類	騒 音 規 制 法	振動規制法	長野市公害防止条例 (騒音規制)
		原動機の定格出力の合計が 22.5kW 以上	_	——————————————————————————————————————
金	製管機械	全て	_	_
属	ベンディングマシン	ロール式かつ原動機の定格出力3.75kW以上	_	_
加	液圧プレス	矯正プレスを除く	矯正プレスを除く	_
工	機械プレス	呼び加圧能力 294kN (30重量t) 以上	全て	_
機 械	せん断機	原動機の定格出力 3.75kW以上	原動機の定格出力 1kW 以上	_
1/24	鍛造機	全て	全て	_
	ワイヤーフォーミングマシン	全て	原動機の定格出力 37.5kW以上	_
	ブラスト	タンブラスト以外 (密閉式のものを除く)	_	_
	タンブラー	全て	_	_
	切断機	といしを用いるもの	_	_
空気	圧縮機及び送風機	送風機:原動機の定格出力7.5kW以上 空気圧縮機:一定の限度を超える大きさの騒音を発生しない ものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出 力が7.5kW以上のものに限る。	圧縮機:一定の限度を超える大き さの振動を発生しないものとし て環境大臣が指定するものを除 き、原動機の定格出力が7.5kW以 上のものに限る。(送風機は除く)	原動機の定格出力3.75kW 以上、7.5kW未満
冷凍	冷蔵用ガス圧縮機	_	_	原動機の定格出力 7.5kW 以上
	用ガス圧縮機	_	_	原動機の定格出力 7.5kW 以上
	用又は鉱物用の破砕機、 機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力 7.5kW以上	原動機の定格出力 7.5kW以上	原動機の定格出力3.75kW 以上、7.5kW未満
土石 破砕	用又は鉱物用以外の 機	_	_	原動機の定格出力 3.75kW 以上
織機		原動機を用いるもの	原動機を用いるもの	_
建 設	コンクリートプラント	混練機の混練容量が 0.45m³以上 (気ほうコン クリートプラントを除く)	_	_
用アスファルトプラント		混練機の混練重量が 200kg以上	_	_
資材製	コンクリートブロック マシン	_	原動機の定格出力の 合計が2.95kW以上	_
造機	コンクリート管製造機械、 コンクリート柱製造機	_	原動機の定格出力の 合計が10kW以上	_
穀物	用製粉機	ロール式かつ原動機の定格出力 7.5kW以上	_	ロール式かつ原動機の定格出力3.75kW以上、7.5kW未満
	ドラムバーカー	全て	全て	_
木 材	チッパー	原動機の定格出力 2.25kW以上	原動機の定格出力 2.2kW以上	_
加	砕木機	全て	_	_
工機	帯のこ盤	製材用は原動機の定格出力 15kW以上 木工用は原動機の定格出力 2.25kW以上	_	_
械	丸のこ盤	製材用は原動機の定格出力 15kW以上 木工用は原動機の定格出力 2.25kW以上	_	_
	かんな盤	原動機の定格出力 2.25KW以上	_	_
抄紙	機	全て	_	_
	機械	原動機を用いるもの	原動機の定格出力 2.2kW以上	_
	練用又は合成樹脂練 ロール機	_	原動機の定格出力 30kW 以上 (カレンダーロール機を除く)	
合成	樹脂用射出成形機	全て	全て	_
鋳型	造型機	ジョルト式	ジョルト式	_
石材	加工用切削機	_	_	原動機を用いるもの

<sup>\*</sup> 移動式を除く。

#### イ 特定建設作業の一覧

(騒音規制法施行令別表2,振動規制法施行令別表2,市条例規則別表2)

騒 音 規 制 法	長野市公害防止条例(騒音規制)
くい打機(もんけんを除く。)、くい抜き又はくい打くい 抜機(圧入式くい打くい抜き機を除く。)を使用する作業 (くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。)	くい打機(もんけんを除く。)をアースオーガーと併 用する作業
びょう打機を使用する作業	インパクトレンチを使用する作業(工具を除く)
さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する 作業であっては、1日における当該作業に係る2地点間 の最大距離が50mを超えない作業に限る。)	_
空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであって、 その原動機の定格出力が 15kW 以上のものに限る。) を使 用する作業 (さく岩機の動力として使用する作業を除 く。)	_
コンクリートプラント (混練機の混練容量が 0.45m³以上 のものに限る。) 又はアスファルトプラント (混練機の混練容量が 200kg 以上のものに限る。) を設けて行う作業 (モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)	_
バックホウ (一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。)を使用する作業トラクターショベル (一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。)を使用する作業ブルドーザー (一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。)を使用する作業	ブルドーザー (原動機の定格出力が 40kW 未満のものに限る。)、トラクターショベル (原動機の定格出力が70kW 未満のものに限る。)、バックホウ (原動機の定格出力が80kW 未満のものに限る。)等の整地機械又は掘削機械を使用する作業
	コンクリートカッターを使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業であっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)
_	ディーゼル発電機(原動機の定格出力が 15kW 以上の ものに限る。)を使用する作業

#### 振 動 規 制 法

くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く。)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く。)又はくい打くい抜機 (圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業

鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業

舗装版破砕機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業であっては、1日における当該作業に係る2地点の最大距離が50mを超えない作業に限る。)

ブレーカー (手持式のものを除く。) を使用する作業 (作業地点が連続的に移動する作業であっては、1日における当該作業に係る2地点の最大距離が50mを超えない作業に限る。)

### ウ 深夜営業騒音の規制対象

(県条例 規則第8条)

- (1) 食品衛生法施行令(昭和28年政令第299号)第35条第1号に規定する飲食店営業のうち、設備を設けて客に飲食させる営業。
- (2) 食品衛生法施行令第35条第2号に規定する喫茶店営業。

#### (5) 規制基準等

#### ア 特定工場等において発生する騒音の規制基準

(昭和43年 厚生省、農林省、通商産業省、運輸省告示1号)(昭和50年 県告示97号) (平成11年 市告示108号)(平成17年 長野市告示62号)(市条例規則別表3-2)

_	***************************************	//-   +	• • • , • , • , • , • , • , • , • , • ,	,, ., .,
		昼 間	朝 • 夕	夜 間
区域の区分		8時~18時	6時~8時 18時~21時	21時~翌日6時
第1種区域	第一種低層住居専用地域	50デシベル	45デシベル	45デシベル
第2種区域	第一種・第二種中高層住居専用地域 第一種・第二種住居地域、準住居地 域 市街化調整区域	60デシベル	50デシベル	50デシベル
第3種区域	近隣商業地域・商業地域 準工業地域	65デシベル	65デシベル	55デシベル
第4種区域	工業地域	70デシベル	70デシベル	65デシベル

<sup>※</sup> 規制基準は、特定工場等の敷地の境界線における大きさの許容限度

#### イ 特定工場等において発生する振動の規制基準

(昭和51年 環境庁告示90号)

(昭和52年 県告示683号) (平成11年 市告示107号) (平成17年 市告示63号)

	時間の区分	昼 間	夜 間
区域の区分		7 時~19 時	19 時~翌日 7 時
第1種区域	第一種低層住居専用地域 第一種・第二種中高層住居専用地域 第一種・第二種住居地域、準住居地域 市街化調整区域	65 デシベル	60 デシベル
第2種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	70 デシベル	65 デシベル

<sup>※</sup> 規制基準は、特定工場等の敷地の境界線における大きさの許容限度(振動感覚補正回路は、鉛直振動特性)

#### ウ 特定建設作業に係る騒音・振動規制基準

(昭和43年 厚生省、建設省告示1号)

(平成 17 年 市告示 62, 63 号) (市条例 23 条, 規則別 14 条別表 3-3)

区域の区分		騒音の	振動の	作業禁止	最大作業	連続作業	作業
	区域(7)区万	大きさ	大きさ	時刻	時間	日数	禁止日
第1号区域	第一種低層住居専用地域 第一種·第二種中高層住居専用地域 第一種·第二種住居地域 準住居地域 市街化調整区域	85 ・デシベル	75 デシベル	19 時 ~ 翌日 7 時	10 時間/日	連続 6 日	日曜
第2号区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	7 5 4 7 6	7 5 1	22 時 ~ 翌日 6 時	14 時間/日		休日

<sup>※</sup> 規制基準は、特定工場等の敷地の境界線における大きさの許容限度

<sup>※</sup> 上表に揚げる第2種区域、第3種区域又は第4種区域内の区域内の学校、保育所、病院等、図書館、特別養護 老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲のおおむね50mの区域内における規制基準は、当該各欄に 定める基準値から5デシベルを減じた値とする。

<sup>※</sup> 学校、保育所、病院等、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 50m の区域内における規制基準は、各基準から 5 デシベル減じた値とする。

<sup>※</sup> 第2号区域のうち学校、保育所、病院等、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね80mの区域内は第1号区域に含める。

<sup>※</sup> 市条例で定める特定建設作業については、騒音規制のみ適用する。

# エ 商業宣伝行為に係る拡声機に関する騒音の規制基準

①拡声機を店頭、街頭等に固定し、又は自動車等に備え付けて使用する場合

(市条例 39条, 規則 24条別表 5)

区域の区分		騒音の 大きさ	禁止時刻	使用基準
第1種区域	第一種低層住居専用地域	50 デシベル		
第2種区域	第一種・第二種中高層住居専用地域 第一種・第二種住居地域、準住居地 域、 市街化調整区域	60 デシベル	20 時	地上7m以上で 使用しないこと
第3種区域	近隣商業地域・商業地域 準工業地域	65 デシベル	~ 翌日8時	
第4種区域	工業地域	70 デシベル		
移動使用	(上記全て)	80 デシベル		1 地点に停止し て 5 分以上連続 使用しないこと
禁止区域	以下の施設の敷地の周囲 50m以内 ① 学校教育法第 1 条の学校 ② 児童福祉法第 7 条の保育所 ③ 医療法第 1 条の病院・入院施設を有する診療所 ④ 図書館法第 2 条の図書館 ⑤ 老人福祉法第 5 条の特別養護老人ホーム ⑥ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の促進に関する法律第 2 条の幼保連携型認定こども園			

# ②航空機に備え付けて拡声機を使用する場合 (昭和60年県告示616号)

使用禁止地域	1) 自然公園法(昭和 32 年法律第 161 号)の国立公園及び国定公園
	2)長野県自然公園条例(昭和 46 年長野県条例第 22 号)の長野県立
	自然公園
	3) 長野県自然環境保全条例(昭和 48 年長野県条例第 35 号)の自然
	環境保全地域及び郷土環境保全地域
	4) 軽井沢国際親善文化観光都市建設法(昭和 26 年法律第 253 号)
	の国際親善文化観光都市
使用禁止時間	午後5時から翌日の午前9時までの間において拡声機を使用しないこ
	と。
使用方法	1) 拡声機 を使用しながら、同一地域の上空で連続して2回を超えて
	旋回しないこと。
	2) 学校、保育所、病院、診療所、図書館、 特別養護老人ホーム 及び
	幼保連携型認定こども園 に直接拡声機を向けて使用しないこと。
	3) 拡声機の電力増幅機の使用時の最大出力は、30 ワット以下にする
	こと。
当該商業宣伝加	女送を行う日の3日前までに届出するものとする。
	使用禁止時間使用方法

# オ 深夜営業騒音に関する規制基準

#### ①規制基準

(県条例 42 条、規則 9 条 - 別表第 4-5) (昭和 57 年 県告示 415 号)

規制区域	規制基準	規制時間
第一種・第二種低層住居専用地域	40 デシベル	
第一種・第二種中高層住居専用地域 第一種・第二種住居地域 準住居地域、 その他の地域(市街化調整区域を含む)	45 デシベル	23 時 ~
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	55 デシベル	翌日6時
工業地域	60 デシベル	

<sup>(</sup>備考)その他の地域とは、用途地域の定めのない地域をいう。

# ②音響機器の使用制限

(県条例43条、規則17条)

	規制対象市町村のうち、第一種・第二種低層住居専用地域、第
使用禁止区域	一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種住居地域、準
	住居地域及び用途地域の定めのない地域
	カラオケ装置・音響再生装置 (録音テープ、録音盤等の再生に
対象音響機器	係る機器、増幅器及びスピーカーを組み合わせて音を再生す
	る装置をいう。)・楽器・拡声装置
使用禁止時間	午後 11 時から翌日の午前 6 時まで

(ただし、営業店舗内の音響機器から発生する音が外部に漏れないものは、この制限を受けない)

# (6) 道路交通騒音・振動の要請限度

# ア 交通規制の騒音要請限度

# 区域区分

(平12年 告示235号)(平成17年 市告示62号)

a	第一種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域
b	第一種・第二種住居地域、準住居地域、市街化調整区域
С	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

# ② 要請限度

(平成12年 総理府令15号)

	時間の区分	昼間	夜 間
地域		6 時~22 時	22 時~翌日 6 時
1	a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する 道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
2	a 区域のうち2車線以上の車線を有する 道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
3	b区域のうち、2車線以上の車線を有す る道路に面する区域及びc区域のうち車 線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

# 幹線交通を担う道路に近接する空間については上表によらず、次表のとおりとする。

時間の区分	昼 間	夜 間
地域	6 時~22 時	22 時~翌日 6 時
高速自動車国道、一般国道、県道、4 車線以上の 市道で、2 車線以下は道路端から 15m範囲、3 車 線以上は道路端から 20m範囲	75 デシベル	70 デシベル

# イ 交通規制の振動要請限度

(規則第12条別表第2) (平成11年 市告示107号) (平成17年 市告示63号)

	時間の区分	昼	間	夜	間
区域の区分		7時~19	9 時	19~翌	日7時
第1種区域	第一種低層住居専用地域 第一種・第二種中高層住居専用地 域 第一種・第二種住居地域 準住居地域 市街化調整区域	65 デシィ	ベル	60 デミ	ノベル
第2種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	70 デシィ	ベル	65 デミ	ノベル

# 6 悪臭関係

# (1)法令等の概要

#### 悪臭防止法/昭和46年 法律91号

工場及び事業場から発生する悪臭物質を規制し、悪臭公害を防止する法律です。届出等の義務 はありませんが、敷地境界、大気への排出口、及び公共用水域への排出水における悪臭物質濃度 に規制基準を設けています。

# (2)規制基準

# ア 規制地域区分

(昭和50年 県告示114号) (平成11年 市告示106号) (平成17年 市告示64号)

区分	地域
第1地域	第一種低層住居専用地域、第一種·第二種中高層住居専用地域、第一種·第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、市街化調整区域
第2地域	工業地域

#### イ 規制基準等

(平成11年 市告示106号)

①敷地境界の濃度基準及び排出口・排出水規制の有無

(単位:ppm)

悪臭物質	敷地境界の流	農度基準値	排出口規制 (②参照)	排出水規制
心大彻貝	第1地域	第2地域	※補正排出口高5 m 未満は適用しない	(③参照)
アンモニア	2	5	有	_
メチルメルカプタン	0.004	0.01	_	有
硫化水素	0.06	0.2	有	有
硫化メチル	0.05	0.2	_	有
二硫化メチル	0.03	0.1	_	有
トリメチルアミン	0.02	0.07	有	_
アセトアルデヒド	0.1	0.5	_	_
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1	有	_
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03	有	_
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07	有	_
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.02	有	_
イソバレルアルデヒド	0.003	0.006	有	_
イソブタノール	0.9	4	有	_
酢酸エチル	3	7	有	_
メチルイソブチルケトン	1	3	有	_
トルエン	10	30	有	_
スチレン	0.8	2	_	_
キシレン	1	2	有	_
プロピオン酸	0.07	0.2	_	_
ノルマル酪酸	0.002	0.006	_	
ノルマル吉草酸	0.002	0.004		_
イソ吉草酸	0.004	0.01	_	_

# ②気体排出口における排出流量限度

(排出流量限度)  $q = 0.108 \times He^2 \times Cm$ 

(q:温度零度、圧力一気圧の状態に換算した流量(単位,立法メートル毎時) He:補正排出口高\*(単位,メートル) Cm:①表の規制濃度値(単位,ppm)

(補正排出口高)  $He = H_0 + 0.65$  (Hm + Ht)

$$Hm = \frac{0.795\sqrt{Q \bullet V}}{1 + \frac{2.58}{V}}$$

Ht = 2.  $01 \times 10^{-3} \bullet Q \bullet (T - 288) \bullet (2.30 \log J + \frac{1}{I} - 1)$ 

$$J = \frac{1}{\sqrt{Q \bullet V}} (1460 - 296 \times \frac{V}{T - 288}) + 1$$

He: 補正排出口高(単位,メートル) H。: 排出口の実高さ(単位,メートル)

Q : 温度 15 度における排出ガスの流量(単位, 立方メートル毎秒) V : 排出ガスの排出速度(単位, メートル毎秒) T : 排出ガスの温度(単位, 絶対温度)

#### ③排出水の規制基準

(単位:mg/リットル)

		排出水量による区分 (m³/秒)				
地域の区分	悪臭物質	0.001以下の場合	0.001を超え 0.1以下の場合	0.1を超える場合		
	メチルメルカプタン	0.06	0.01	0.003		
第1地域	硫化水素	0. 3	0.07	0.02		
<b>第1地</b> 域	硫化メチル	2	0.3	0.07		
	二硫化メチル	2	0.4	0.09		
	メチルメルカプタン	0. 2	0.03	0.007		
第2地域	硫化水素	1	0. 2	0.05		
为 4 地域	硫化メチル	6	1	0. 3		
	二硫化メチル	6	1	0. 3		

# ウ参考

# ① 6 段階臭気強度と悪臭物質濃度の関係

_								` ' '	· ppm/
	6 段階臭気強度	無臭	やっと感知 できる程度	弱い	こおい		こ感知 におい	強い におい	強烈な におい
		0	1	2	2.5	3	3.5	4	5
	アンモニア		0. 1	0.6	1	2	5	10	40
	メチルメルカプタン		0.0001	0.0007	0.002	0.004	0.01	0.03	0. 2
	硫化水素		0.0005	0.006	0.02	0.06	0.2	0. 7	8
	硫化メチル		0.0001	0.002	0.01	0.05	0.2	0.8	20
	二硫化メチル		0. 0003	0.003	0.009	0.03	0.1	0.3	3
	トリメチルアミン		0. 0001	0.001	0.005	0.02	0.07	0. 2	3
	アセトアルデヒド		0.002	0.01	0.05	0.1	0.5	1	10
	プロピオンアルデヒド		0.002	0.02	0.05	0.1	0.5	1	10
悪	ノルマルブチルアルデヒド		0.0003	0.003	0. 009	0.03	0.08	0.3	2
	イソブチルアルデヒド		0.0009	0.008	0.02	0.07	0.2	0.6	5
臭	ノルマルバレルアルデヒド		0.0007	0.004	0.009	0.02	0.05	0. 1	0.6
物	イソバレルアルデヒド		0.0002	0.001	0.003	0.006	0.01	0.03	0.2
120	イソブタノール		0.01	0.2	0.9	4	20	70	1000
質	酢酸エチル		0.3	1	3	7	20	40	200
	メチルイソブチルケトン		0.2	0.7	1	3	6	10	50
	トルエン		0.9	5	10	30	60	100	700
	スチレン		0.03	0.2	0.4	0.8	2	4	20
	キシレン		0. 1	0.5	1	2	5	10	50
	プロピオン酸		0.002	0.01	0. 03	0.07	0.2	0.4	2
	ノルマル酪酸		0. 00007	0.0004	0.001	0.002	0.006	0. 02	0.09
	ノルマル吉草酸		0.0001	0.0005	0. 0009	0.002	0.004	0.008	0.04
	イソ吉草酸		0. 00005	0.0004	0.001	0.004	0.01	0.03	0. 3

(単位:ppm)

# ② 各物質のにおいの性質と主要発生源事業場

悪臭物質	においの性質	主要発生源事業場
アンモニア	し尿のようなにおい	畜産事業場、養鶏乾燥場、複合肥料製造業、でん粉製造業、化製場、魚腸骨処理場、フェザー処理場、 ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
メチルメルカプタン	腐ったたまねぎのようなに おい	クラフトパルプ製造業、化製場、魚腸骨処理場、ご み処理場、し尿処理場、下水処理場等
硫化水素	腐った卵のようなにおい	畜産事業場、クラフトパルプ製造業、でん粉製造業、セロファン製造業、レーヨン製造業、化製場、 魚腸骨処理場、フェザー処理場、ごみ処理場、し尿 処理場、下水処理場等
硫化メチル	腐ったキャベツのようなに おい	クラフトパルプ製造業、化製場、魚腸骨処理場、ご み処理場、し尿処理場、下水処理場等
二硫化メチル	JJ	n
トリメチルアミン	腐った魚のようなにおい	畜産事業場、複合肥料製造業、化製場、魚腸骨処理 場、水産かん詰製造業等
アセトアルデヒド	刺激的な青くさいにおい	アセトアルデヒド製造工場、酢酸製造工場、酢酸ビニル製造工場、たばこ製造工場、複合肥料製造工場、 魚腸骨処理場等
プロピオンアルデヒド	刺激的な甘ずっぱい焦げたにおい	塗装工場、その他の金属製品製造工場、自動車修理 工場、印刷工場、魚腸骨処理場、油脂系食料品製造 工場、輸送用機械器具製造工場等
ノルマルブチルアルデヒド	,,	II .
イソブチルアルデヒド	JJ	n
ノルマルバレルアルデヒド	むせるような甘ずっぱい焦 げたにおい	n .
イソバレルアルデヒド	JJ	n
イソブタノール	刺激的な発酵したにおい	塗装工場、その他の金属製品製造工場、自動車修理 工場、木工工場、繊維工場、その他の機械製造工 場、印刷工場、輸送用機械器具製造工場、鋳物工場 等
酢酸エチル	刺激的なシンナーのにおい	II .
メチルイソブチルケトン	JJ	II .
トルエン	ガソリンのにおい	n .
スチレン	都市ガスのにおい	スチレン製造工場、ポリスチレン製造加工工場、S BR製造工場、FRP製品製造工場、化粧合板製造 工場等
キシレン	ガソリンのにおい	塗装工場、その他の金属製品製造工場、自動車修理 工場、木工工場、繊維工場、その他の機械製造工 場、印刷工場、輸送用機械器具製造工場、鋳物工場 等
プロピオン酸	刺激的なすっぱいにおい	脂肪酸製造工場、染色工場、畜産事業場、化製場、 でん粉製造工場等
ノルマル酪酸	汗くさいにおい	畜産事業場、化製場、魚腸骨処理場、鶏糞乾燥工場、畜産食料品製造工場、でん粉工場、し尿処理場、廃棄物処分場等
ノルマル吉草酸	むれたくつ下のにおい	II .
イソ吉草酸	11	II

# 7 地下水関係

#### (1) 法令等の概要

#### ア 長野市公害防止条例(市条例)の地下水項目/平成16年 市条例45号第33~38条

工場及び事業場における地下水揚水量を適正に保ち、地盤沈下を防止するための項目です。

地下水揚水設備の設置者から必要な届出の提出を求めるとともに、揚水量の記録及び保管並びに市長への報告を求めています。

旧長野市地下水条例(昭和59年市条例24号:平成17年4月1日廃止)の相当する項目について、既に届け出ている場合は、公害防止条例に基づく地下水採取者届を行っているものとみなされます。

#### (2) 届出について

市内で動力ポンプ等の揚水設備を用いて、地下水を採取しようとする場合は、届出が必要です。 ただし、個人が日常生活で使用する設備は届出の対象外です。

また、揚水設備の設置を届け出ている場合は、毎年4月1日から3月31日までの揚水量等の記録と、翌年5月1日までの所定の様式による報告が義務付けられています。

	種 別	期日	概 要
7	地下水採取届	地下水を採取しようと	地下水を採取しようとする場合は、事前に届出が必要です。既に設
	地下小抹取油	する日の15日前	置し使用している場合は、早急に届出を行なってください。
			地下水採取届の届出事項に変更があった場合は、その旨の
			届出が必要です。
1	揚水設備変更届	変更の日から30日以内	※揚水設備の入替や更新などの場合は、廃止届を提出の上、
			新たに地下水採取届が必要です。また、施設を増設する
			場合も地下水採取届が必要です。
7	揚水承継届	   承継の日から30日以内	揚水設備を譲り受け、又は借受け、地下水採取届出者の地
	1/3/1八十八四	子が広ってログュン20日でた!	位を承継した者又は法人は、その旨の届出が必要です。
オ	廃止届	廃止の日から30日以内	揚水設備を廃止した場合は、その旨の届出が必要です。
力	地下水揚水量記	翌年4日1日4/214	地下水採取者は、4月1日から翌年3月31日までの毎月の
	録地下水揚水	翌年4月1日から1か月	揚水量、稼働日数、及び稼働時間を記録し、4月1日から
	量報告書	以内	1ヶ月以内に前年度の揚水量を報告してください。

※長野市公害防止条例に基づく揚水の届出等の他に、長野市自然環境保全条例等に基づき、飯綱、戸隠、大岡地区では地下水採取等について規制がありますので、事前に必ずご相談ください。

#### 土壌汚染関係 8

# (1) 土壌の汚染に係る環境基準

(平成3年8月23日環境庁告示第46号 最終改正 令和7年3月環境省告示第31号)

(1793 = 1	環境上の条件		[7] 中旬月秋亮自日7·别 [1]
項目	検液中濃度	農用地における基準	測 定 方 法
カドミウム	0.003mg/L以下	産米中濃度 0.4mg/kg 以下	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあっては、 規格 K0102-2の 14.3、14.4 又は 14.5 に定める方法、農用 地に係るものにあっては、昭和 46 年 6 月農林省令第 47 号 に定める方法
全シアン	検出されないこと。		規格 K0102-2 の 9.3.2、9.3.3、9.4、9.5、9.6、9.7 に定める方法
有機燐	検出されないこと。		昭和49年9月環境庁告示第64号付表1に掲げる方法又は 規格10102-2の7.2に定める方法のうちガスクロマトグラ フ法以外のもの(メチルジメトンにあっては、昭和49年 9月環境庁告示第64号付表2に掲げる方法)
鉛	0.01mg/L 以下		規格 K0102-2 の 13 に定める方法
六価クロム	0.05mg/L以下		規格 K0102-2 の 24.3 に定める方法 (ただし、JIS K0102-2 の 24.3.2 に定める方法により塩分濃度の高い試料を測定 する場合にあっては、規格 K0170-7 の 7 の a) 又はりに定 める操作を行うものとする。)
砒素	0.01mg/L以下	土壌中濃度(田に限る。) 15mg/kg 未満	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあっては、 規格 K0102-2 の 20 に定める方法、農用地に係るものにあっては、昭和50年4月総理府令第31号に定める方法
総水銀	0.0005mg/L以下		告示付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。		告示付表3及び昭和49年9月環境庁告示第64号付表3に 掲げる方法
РСВ	検出されないこと。		告示付表4に掲げる方法
銅		土壌中濃度(田に限る。) 125mg/kg 未満	昭和47年10月総理府令第66号に定める方法
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下		規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L 以下		規格 K0125 の 5. 1、5. 2、5. 3. 1、5. 4. 1 又は 5. 5 に定める 方法
クロロエチレン	0.002mg/L 以下		平成9年3月環境庁告示第10号付表に掲げる方法
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下		規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、又は 5.3.2 に定める方法
1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下		規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下		シス体にあっては規格 KO125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法、トランス体にあっては規格 KO125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/L以下		規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下		規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定め る方法
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下		規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定め る方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下		規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下		規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	0.006mg/L以下		告示付表5に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L 以下		告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下		告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L以下		規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	0.01mg/L以下		規格 K0102-2 の 26.2、26.3 又は 26.4 に定める方法
ふっ素	0.8mg/L以下		規格 K0102-2 の 5. 2. 2、5. 2. 3、5. 3、5. 4、5. 5 に定める方 法又は昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 7 に掲げる 方法
ほう素	1mg/L以下		JIS K0102-2の5.2、5.5又は5.6に定める方法
1, 4-ジオキサン	0.05mg/L以下		告示付表8に掲げる方法

- 1 境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
  2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg, 0.01mg、0.01mg、0.01mg、0.03

#### (2) 法令等の概要

#### ア 土壌汚染対策法(土対法)/平成14年 法律53号

土壌汚染による人の健康被害の防止等を目的とした法律です。法で定める特定有害物質を製造、使用又は処理する水質汚濁防止法第2条第2項の特定施設の使用が廃止された場合、一定規模以上の土地の形質の変更の際に土壌汚染のおそれがあると市が認める場合、及び、市が土壌汚染による人の健康被害の恐れがあると市が認める場合に、土壌の汚染について調査し、市に対してその結果を報告する義務が生じます。土壌の汚染についての調査結果が基準に適合しない場合は、健康被害のおそれの有無に応じて、当該地域を要措置区域又は形質変更時要届出区域(以下、「要措置区域等」と表記)に指定し、必要な措置をとるよう定めています。

#### イ 長野市公害防止条例(市条例)の土壌汚染項目/平成 16 年 市条例 45 号第 25~32 条

特定有害物質使用事業者(注)に対して、特定有害物質による土壌汚染及び地下水汚染を防止するために、特定有害物質使用事業所の施設及び特定有害物質を適正に管理することや特定有害物質の使用状況等について、調査・記録すること等を定めています。また、特定有害物質使用事業者や土地所有者等に対して、自主的に土壌汚染状況調査を行い、基準に適合しない場合には、市へ届け出ること等を定めています。

(注) 特定有害物質使用事業者とは、土壌汚染対策法第2条第1項に規定する特定有害物質を製造し、使用し、処理し、又は保管する事業所(以下「特定有害物質使用事業所」という。)を設置する者をいう。ただし、非意図的に特定有害物質が含有されている製品又は一般消費者の生活の用に供する製品で特定有害物質が含まれるが容器、包装等により密封されているものを扱う卸業、小売業、倉庫業又は運輸に附帯するサービス業を営む者を含まない。

#### (3) 届出について

種類	期日等	概要
ア 特定有害物質使用状況調 査(市条例第 26 条)	年1回以上実施し、 保管し、引継ぐ	特定有害物質使用事業者は、特定有害物質の使用状況等「(3)調査項目参照」について年1回以上調査してください。また。結果を保管し、土地の承継等する際には相手方に結果を交付してください。 ※特に求めのある場合を除き、市への報告は不要です
イ 特定有害物質使用事業所 廃止時調査及び届出 (市条例第 27 条)	廃止時	特定有害物質使用事業者は、特定有害物質使用事業所の全部又は一部、若しくは特定有害物質の使用を廃止した場合(注1)は、土壌汚染の状況について調査を行い、その結果等を市に届出てください。また、結果を保管し、土地の承継等する際には相手方に結果を交付してください。 ※調査方法等は環境保全温暖化対策課に相談してください。
ウ 土壤汚染状況調査報告書 (土対法第3条第1項)	廃止した日から 120 日以内 (※例外あり)	以下の場合に必要な土壌汚染調査を行ない、結果を報告してください。なお、調査の結果、指定基準を超過した場合、当該土地は措置区域等に定められます。 水質汚濁防止法に規定する特定有害物質使用特定施設(以下、有害物質使用特定施設)又は有害物質の使用を廃止した時であって、土対法第3条第1項ただし書の確認(次項 エ ) が認められない時。
エ 土対法第3条第1項ただ し書の確認申請書 (土対法第3条第1項)	廃止した日から 120日以内 (※例外あり)	施設又は使用の廃止後の土地の予定される利用方法からみて、土壌の有害物質の汚染により人の健康被害のおそれが無いと市が確認する場合は、土対法に基づく土壌汚染状況調査(上項 ウ)が猶予されますので、市に確認申請を行なってください。

種類	期日等	概 要
オ 土地の利用方法変更届 (土対法第3条第5項)	遅滞無く	上項工の確認申請後、予定する土地利用方法を変更する時は、遅滞無くその旨の届出をしてください。 ※変更の内容によりただし書の確認が取消しとなった場合は、上項ウの土壌汚染状況調査が必要です。
カ 形質変更の届出(土対法 第3条第7項)	あらかじめ	上記 エ の確認申請後、900m <sup>2</sup> の土地の形質変更をする ときは、あらかじめその旨を届出してください。
キ 承継届(土対法施行規則 第16条第4項)3	遅滞無く	上項 エ による確認申請後の土地について、土地に関する権利を譲渡又は所有者等の地位を承継した時は、遅滞無くその旨の届出をしてください。
ク 一定規模以上の土地の形 質変更届(土対法第4条)	変更着手の30日前	有害物質使用特定施設を設置する工場事業場は 900m <sup>2</sup> 以上土地の形質変更をする時、その他は 3000m <sup>2</sup> 土地の形質変更をする時は、変更着手の 30 日前までにその旨の届出をしてください。
ケ 自主的な区域指定の申請 (土対法第14条)		自主的な土壌調査により特定有害物質が基準を超過した場合は、区域の指定を申請することができます。 ※申請しない場合は、市条例第28条の届出をしてください。
コ 形質変更時要届出区域に 指定された土地の形質変 更届(土対法第 12 条)	変更着手の 14 日前	形質変更時要届出区域に指定された土地の形質を変更する時は、変更着手の14日前までにその旨の届出をしてください。また、指定された時点で既に形質変更に着手していた場合は、指定日から14日以内に届出てください。 災害等の緊急の場合に形質変更を行なった場合は、形質変更の着手から14日以内に届出てください。
サ 汚染土壌の搬出時の届出 (土対法第 16 条)	汚染土壌搬出の 14 日前	要措置区域又は形質変更時要届出区域内の土地の汚染 土壌を当該要措置区域等外へ搬出しようとする時は、汚 染土壌の搬出に着手する日の 14 日前までに届出をして ください。
シ 自主調査結果の届出 (市条例第 28 条)		特定有害物質使用事業者や土地所有者等が自主的に土壌 汚染調査を行い基準に適合しなかった場合は、その結果 および対策を市に届出てください(注2)。また、結果を 保管し、土地の承継等する際には相手方に結果を交付し てください。 ※自主的な調査方法等は環境保全温暖化対策課に相談し てください。また、基準に適合しなかった場合、自ら公表 するように努めてください。
その他		汚染土壌処理業を行う場合、許可申請が必要になります。 事前に環境保全温暖化対策課に相談してください。

<sup>(</sup>注1) 土壌汚染対策法第3条第1項本文若しくは第4条第3項の規定により土壌の特定有害物質による汚染の状況の調査を行う特定有害物質使用地又は同法第3条第1項ただし書の確認を受けた特定有害物質使用地については、適用しない。

<sup>(</sup>注2) 土壌汚染対策法第14条第3項の規定による同法第6条第1項又は第11条第1項の指定を受けた土地の区域については、 適用しない。

# (4) 基準及び調査項目

#### ア 特定有害物質使用状況調査項目(「(3) 届出について ア」関連)

- (1) 特定有害物質を含む原材料及び使用薬品等の種類、使用量、保管場所、保管方法、保管量、使用 期間及び使用状況
- (2) 特定有害物質使用事業所の敷地の過去の利用状況の概要
- (3) 特定有害物質使用事業所の敷地の過去の造成状況の概要
- (4) 過去の事業活動の概要
- (5) 施設の破損、事故等による特定有害物質の漏出の有無、時期、場所及び漏出量
- (6) 特定有害物質を含む汚水、廃液、廃棄物等の発生状況及び排出経路
- (7) 汚水又は廃液の処理施設及び廃棄物焼却炉その他の廃棄物処理施設の概要及び場所
- (8) 特定有害物質を含む廃棄物の埋立て等の有無、時期、場所及び量
- (9) 地形、地質等の概要
- (10) 特定有害物質を含む排ガス又は汚水若しくは廃液を排出する者は、その汚染状態を測定した記録
- (11)施設を撤去するときは、特定有害物質が残存し、又は付着した装置等の解体方法及び解体場所
- (12)その他市長が特に必要と認める事項

#### (5)特定有害物質と指定基準

	指定基準特定有害物質		土壌溶出量基準 (地下水等摂取リスク ) mg/検液1L	土壌含有量基準 (直接摂取リスク) mg/土壌 1 kg
		クロロエチレン	0.002	
		四塩化炭素	0.002	
	発揮へ	1,2-ジクロロエタン	0.004	
物合化機有性		1,1-ジクロロエチレン	0.1	
	1 種	1,2-ジクロロエチレン	0.04	
	種特定有害物質	1,3-ジクロロプロペン	0.002	
	有有	ジクロロメタン	0.02	
	害 物	テトラクロロエチレン	0.01	
	質	1,1,1-トリクロロエタン	1	
		1,1,2-トリクロロエタン	0.006	
		トリクロロエチレン	0.01	
		ベンゼン	0.01	
		カドミウム及びその化合物	0.003	150
		六価クロム化合物	0.05	250
	第2世特定有害物質	シアン化合物	検出されないこと	50(遊離シアン)
〜等属		水銀及びその化合物	0.0005	15
	特定	アルキル水銀化合物	検出されないこと	15
	有	セレン及びその化合物	0.01	150
	善物	鉛及びその化合物	0.01	150
	質	砒素及びその化合物	0.01	150
		ふっ素及びその化合物	0.8	4000
		ほう素及びその化合物	1	4000
	第	シマジン	0.003	
)等	/ 1 Apple / /	チウラム	0.006	
	特定有害物	チオベンカルブ	0.02	
	有 害	РСВ	検出されないこと	
	質	有機りん化合物	検出されないこと	

# 9 土砂流出・運搬時の粉じん関係

# (1) 法令等の概要

### ア 長野市公害防止条例(市条例)の土砂の流出防止・積載物管理の項目

/平成16年 市条例45号第21・22条

土石の掘削、盛土、切土、整地等の行為により、公共用水域等に土砂を流出させ、水質を汚濁させ、又は水底に土砂を堆積させないよう、流出の防止措置や沈殿・ろ過等の施設を設置するなど、適切な管理に努めるよう求めています。

また、土石・木片等の運搬にあっては、粉じん等を飛散させないよう求めています。

これら土砂流出や粉じんにより、人の健康又は周辺の生活環境に著しく被害が生じていると認められる時は、原因者に対し必要な措置を取るよう勧告することがあります。

※届出制度、規制基準等は設けていません。

# 10 公害防止管理者関係

#### (1) 法令等の概要

ア 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(特整法)/昭和46年 法律107号

製造業・電気供給業・ガス供給業・熱供給業であって大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、ダイオキシン対策特別措置法における特定施設を設置し、かつ特整法の要件に該当する事業所に対し、事業所内での公害防止組織の整備を図ることを求める法律で、①公害防止管理者、②従業員数 21 人以上の場合は管理者に加えて公害防止統括者、③ばい煙発生施設及び汚水等排出施設が設置されている工場で一定規模以上の場合は、管理者・統括者に加えて、管理者を指揮し統括者を補佐する公害防止主任管理者、④それぞれ代理者を選任するよう定めています。

イ 良好な生活環境の保全に関する条例(県条例)の公害防止管理責任者項目/ 昭和48年県条例11号第53条

水質汚濁防止法、及び大気汚染防止法の定める特定施設を設置する事業所であって、(ア)の要件に該当しない事業者、並びに県条例の水質、ばい煙、粉じんに係る特定施設を設置する事業者に対し、公害防止管理責任者の選任を求めています。

なお、届出制度は設けていません。

ウ 長野市公害防止条例(市条例)の公害防止責任者項目/平成16年 市条例45号第18条

ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設を設置する事業所であって、(ア)(ウ)の要件に該当しない事業者、並びに市条例の排水項目で定める特定施設を設置する事業者に対し、公害防止責任者の選任を求めています。公害防止責任者は、施行規則に定める施設の監視、維持管理、汚水・廃液・排ガスの測定、緊急時の措置に関する業務を行ないます。

なお、届出制度は設けていません。

# (2) 届出について

-			
種別期日		期日	概要
マーボバロ		選任から 30 日	公害防止管理者、統括者、主任管理者、並びにそれぞれの
,	選任届	以内に届出	代理者を選任したときは、その旨届出してください。
イ	死亡・解任	30 日以内	公害防止管理者、統括者、主任管理者が死亡、または解任
届		20 H KV1	された場合は、その旨届出をしてください。
ウ	承継届	30 日以内	相続、合併等により特定事業者の地位を承継したときは、 その旨届出をしてください。同時に公害防止管理者選任・ 解任届を提出する場合には、承継届の代わりに相続証明書 等を提出して下さい。

)	ア(特整法	公害防止統括者	公害防止管理者が選任されている特定工場で、常時使用する従業員数が21人以上の場合は、公害対策及び公害防止業務の統括責任者として選任する必要があります。 ※事業場の統括管理者であることが必要
		公害防止主任管理者	特定工場のうち、排出ガスが4万m3/hr 以上のばい煙発生施設、および、排出水1万m3/日以上の汚水等排出施設の双方を有する場合には、公害防止統括者を補佐し、公害防止管理者を指揮するため主任管理者を選任する必要があります。 ※公害防止主任管理者の資格が必要
		公害防止管理者	特定工場の施設区分ごとに技術的な管理を目的として選任する。 ※公害防止管理者の資格が必要(施設区分に応じて大気 1~4種、水質 1~4種、騒音、振動、特定粉じん、一般粉じん、ダイオキシンの 13 種類)
		代理者	特定工場の事業主は公害防止管理者等が事故等によってその職務を行うことができない場合に、その職務遂行のためにそれぞれ代理者を選任しなければなりません。
	イ 列 条	公害防止管理責任者 (届出不要)	水質汚濁防止法、及び大気汚染防止法の定める特定施設を設置する事業所であって、(ア)の要件に該当しない事業者、並びに県条例の水質、ばい煙、粉じんに係る特定施設を設置する事業者に対し、公害防止管理責任者の選任を求めています。
	ウ 市 条 例	公害防止責任者 (届出不要)	水質汚濁防止法、市条例の水質項目、ダイオキシン特措法に定める特定施設であって、(ア)(ウ)の選任基準に該当しない特定施設を有する場合、公害防止業務の責任者を選任する必要があります。

#### 備考

水質汚濁防止法の定める特定施設に関しては、(ア) 特整法の要件に該当しない場合は、(イ) 県条例による公害防止管理責任者を選任しなければならないため、市条例による公害防止責任者を選任する義務は生じません。(平成17年4月現在)。

# (3)選任基準について

×	公分	施設の区分	排出量	公害防止管理者の種類	資格者の種類
		大気汚染防止法に規定する有害物質(窒素を使用する	4万m³/時間以上	大気関係第1種 公害防止管理者	大気関係第1種有資格者
	大	く)を排出するばい煙発生施設 (※詳細は法の施行令別表 参照)	4万m³/時間未満	大気関係第2種 公害防止管理者	大気関係第1種有資格者 大気関係第2種有資格者
	気	大気汚染防止法に規定する、	4万m³/時間以上	大気関係第3種 公害防止管理者	大気関係第1種有資格者 大気関係第3種有資格者
		いおう酸化物、ばいじん、窒 素酸化物を発生するばい煙 発生施設	1万m³/時間以上 4万m³/時間未満	大気関係第4種 公害防止管理者	大気関係第1種有資格者 大気関係第2種有資格者 大気関係第3種有資格者 大気関係第4種有資格者
		水質汚濁防止法に規定する有害物質を排出する汚水等	1万m³/目以上	水質関係第1種 公害防止管理者	水質関係第1種有資格者
特定	水	排出施設 (※詳細は法の施行令別表 参照)	1万m³/日未満	水質関係第2種 公害防止管理者	水質関係第1種有資格者 水質関係第2種有資格者
工場に	質	前項以外の水質汚濁防止法 に規定する汚水等排出施設	1万m³/日以上	水質関係第3種 公害防止管理者	水質関係第1種有資格者 水質関係第3種有資格者
特定工場における公害防止組織		(BOD、SS 等のいわゆる生活環境項目が問題となる汚水等排出施設)	1,000m³/日以上 1万m³/日未満	水質関係第4種 公害防止管理者	水質関係第1種有資格者 水質関係第2種有資格者 水質関係第3種有資格者 水質関係第4種有資格者
害防	騒音	機械プレス 鍛造機	980キロューシ以上 落下部重量 1t 以上	騒音・振動関係 公害防止管理者	騒音関係有資格者 騒音・振動関係有資格者
止組織の整備	粉	特定粉じん発生施設 (石綿関係)		特定粉じん関係 公害防止管理者	大気関係第1種有資格者 大気関係第2種有資格者 大気関係第3種有資格者 大気関係第4種有資格者 特定粉じん関係有資格者
の整備に関する法律	じん	一般粉じん発生施設		一般粉じん関係 公害防止管理者	大気関係第1種有資格者 大気関係第2種有資格者 大気関係第3種有資格者 大気関係第4種有資格者 特定粉じん関係有資格者 一般粉じん関係有資格者
	振動	液圧プレス 機械プレス 鍛造機	2941 キロニュートン以上 980 キロニュートン以上 落下部重量 1t 以上	騒音・振動関係 公害防止管理者	振動関係有資格者 騒音・振動関係有資格者
	ダイオキシン類	ダイオキシン特措法対象施設のうち、次の施設イ) 大気基準適用施設の 1~4号、ロ) 水質基準適用施設の 1~10号		ダイオキシン類関係 公害防止管理者	ダイオキシン関係有資格者
	備考	ばい煙発生施設と汚水等排 出施設の両方を有する場合	排出ガス 4万m3/時間以上 排出水 1万m3/日以上	公害防止主任管理者	公害防止主任管理者の 有資格者 大気関係第1種若しくは 第3種の有資格者かつ 水質関係第1種若しくは 第3種の有資格者
IB /	\$ <i>I</i> ml	水濁法、大防法特定施設	上記以外	公害防止管理責任者	有資格が望ましい
県多	条例	県条例における排水、ばい 煙、粉じんの特定施設		公害防止管理責任者	有資格が望ましい
<b>+</b>	条例	ダイ特法特定施設	上記以外	公害防止責任者	有資格が望ましい
1112	<b>ポアリ</b>	市条例における排水の特定 施設		公害防止管理者	有資格が望ましい

# 11 参考

# (1)農業用水基準

農林水産省は昭和45年3月、各種調査成績に基づき基礎資料とするための基準を策定した。 (稲作の生産にとって望ましい基準)

項目	基準値	項目	基準値
p H (水素イオン濃度)	6.0~7.5	電気伝導度(塩類濃度)	0.3m S/cm以下
COD (化学的酸素要求量)	6mg/L 以下	As (砒素)	0.05mg/L以下
SS(無機浮遊物質)	100mg/L 以下	Zn (亜鉛)	0.5mg/L以下
DO (溶存酸素)	5mg/L 以上	Cu (銅)	0.02mg/L以下
T-N (全窒素濃度)	1mg/L以下		

# (2) スパイクタイヤ粉じん発生の防止に関する法律に基づく指定地域

旧長野市域、旧豊野町域	平成3年1月17日 指定(平成3年環境庁告示1号)
旧信州新町域	平成3年11月19日 指定(平成3年環境庁告示72号)
旧中条村域	平成4年12月21日 指定(平成4年環境庁告示89号)
旧戸隠村域	平成7年3月1日 指定(平成7年環境庁告示6号)
旧鬼無里村域、旧大岡村域	未指定

# 長野市環境関係基準のしおり

(令和7年7月)

編集発行 長野市環境部環境保全温暖化対策課

**〒**380-8512

長野市大字鶴賀緑町 1613 番地

TEL: 026-224-8034